

一般廃棄物処理業の手引

令和 6 年 2 月

東京二十三区清掃協議会

凡 例

廃掃法又は法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
政令又は施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
環境省令又は施行規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚令第35号）
条例	各区の廃棄物処理条例
規則	各区の廃棄物処理規則
要綱	東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱

*法令、要綱等については令和5年10月1日現在のものです。

清掃一組	東京二十三区清掃一部事務組合
清掃一組処理施設	23区内の清掃工場、中防処理施設、品川清掃作業所
指定処理施設	清掃一組処理施設（23区内の清掃工場、中防処理施設、品川清掃作業所）及び東京都最終処分場
許可区	許可を受けている区
清掃協議会	東京二十三区清掃協議会

関係部署等一覧

事 項	担 当 部 署
・一般廃棄物処理業の許可	・清掃協議会 事業調整課 許可係
・清掃一組処理施設への持込承認関係	・清掃一組 施設管理部 管理課
・東京都最終処分場への持込承認関係	・各区清掃事務所
・指定処理施設の搬入計画、受入基準関係	・清掃一組 施設管理部 管理課
・特別区一般廃棄物管理票（マニフェスト）適用対象事業者の届出受付	・各区清掃事務所
・一般廃棄物処理施設の許可・指導	・東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課
・工場設置・変更の認可 ・指定作業場所設置・変更の届出受付（東京都環境確保条例）	・各区
・特定施設設置・変更の届出受付（騒音規制法、振動規制法）	・各区
・産業廃棄物処理業の許可	・東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課
・産業廃棄物の受入関係	・東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 ・清掃一組（紙くず、木くず、繊維くずに限る。）
・廃棄物再生事業者登録	・東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課
・浄化槽清掃業の許可	・清掃協議会 事業調整課 許可係

目 次

- ◇ 凡 例 ◇
- ◇ 関係部署等一覧 ◇

I章 一般廃棄物の処理

1 一般廃棄物とは	1
◇ 産業廃棄物一覧表 ◇	2
2 特別区における一般廃棄物処理のしくみ	3
3 一般廃棄物処理業の許可制度	6

II章 一般廃棄物処理業の許可基準及び処理基準

1 一般廃棄物処理業の許可基準	11
2 一般廃棄物処理基準	17
3 特別管理一般廃棄物処理基準	21
4 遵守事項	23
5 特定家庭用機器廃棄物を取り扱う場合の特例	26
6 処理料金	27

III章 一般廃棄物処理業の許可手続き

◇ 申請・届出事項一覧 ◇	29
1 新規許可申請	30
2 更新許可申請	32
3 変更許可申請	38
4 変更承認申請	40
5 变 更 届	44
6 欠格要件に係る届出	49
7 業の廃止届	49
8 許可証再交付申請	50

IV章 運転日報・作業台帳・実績報告

1 運転日報と作業台帳	51
2 実績報告書の作成	54
◇ 実績報告書作成までのフロー図 ◇	59・60

V章 行政指導・処分等

1 立入検査	61
2 行政処分	61
3 罰 則	62
◇ 罰則一覧 ◇	63

VI章 医療廃棄物の適正処理

1 医療廃棄物の適正処理	65
2 医療関係機関から排出される廃棄物のうち指定処理施設で受け入れるもの	65
3 指定処理施設へ持ち込む場合の遵守事項	66
4 医療関係機関から排出される紙おむつを指定処理施設へ持ち込む場合	66
◇ [表] 感染症ごとの紙おむつの取扱い ◇	67

5 医療関係機関収集届	68
◇ 感染性廃棄物の判断フロー図 ◇	69

の一般廃棄物
処理

VII章 清掃一組及び都処理施設への持込承認関係

1 指定処理施設への持込み	71
2 継続持込みの手続き	71
3 臨時持込みの手続き	75
◇ 処理施設別搬入受付時間 ◇	77
4 指定処理施設へ持ち込む場合の注意事項	78
◇ 指定処理施設へ持ち込むことができない物 ◇	80
◇ 中防不燃ごみ処理センターへ搬入できる「弁当がら等」 ◇	81
◇ 清掃一組処理施設（清掃工場・中防等）一覧 ◇	82
5 一般廃棄物管理票（マニフェスト制度）	83
◇ 図一マニフェスト伝票の流れ ◇	85
6 転居廃棄物の取扱い	86

処理可基準

許可手続き

VIII章 Q & A

Q & A 目次	87
1 許可制度について	91
2 手続きについて	94
3 実績報告書について	100
4 汚でい関係	101
5 食品リサイクル関係	102
6 廃家電関係	103

実績報告台帳

処行分等指導

IX章 関係法令等

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜すい）	105
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜すい）	115
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜すい）	118
・循環型社会形成推進基本法（抜すい）	126
・特定家庭用機器再商品化法（抜すい）	129
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抜すい）	133
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（抜すい）	137
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条第七項の方法を定める省令（抜すい）	137
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（抜すい）	138
・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜すい）	140
・使用済自動車の再資源化等に関する法律（抜すい）	141
・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（抜すい）	144
・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（抜すい）	147
・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（抜すい）	154
・東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（抜すい）	155
・東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則（抜すい）	157
・東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱	159

の医適正廃棄物

関係承認

Q & A

関係法令等

X章 様式集

◇ 様式一覧 ◇	165
◇ 各担当部署一覧 ◇	223
◇ 清掃協議会の案内図 ◇	224

様式集

I 章 一般廃棄物の処理

1 一般廃棄物とは

(1) 廃棄物の定義

法では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義しています。（法第2条第1項）

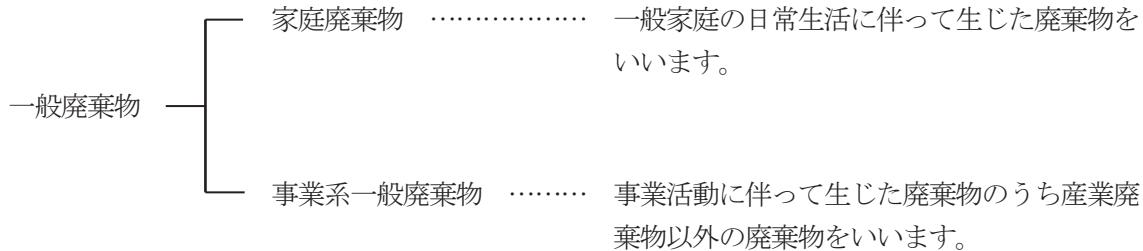
ただし、不要物であっても、一般的に有償で取引されるようなものは廃棄物ではありません。

※ 廃棄物とは … 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

（平成30年3月30日 環循規発第18033028号環境省通知）

(2) 一般廃棄物の種類

法では、「廃棄物」を一般廃棄物と産業廃棄物に分け、条例では、一般廃棄物をさらに、「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けています。



産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の6種類とその他政令で定めるゴムくず、金属くず、ガラスくず等14種類の計20種類の廃棄物をいいます。

（P.2 「産業廃棄物一覧表」参照）

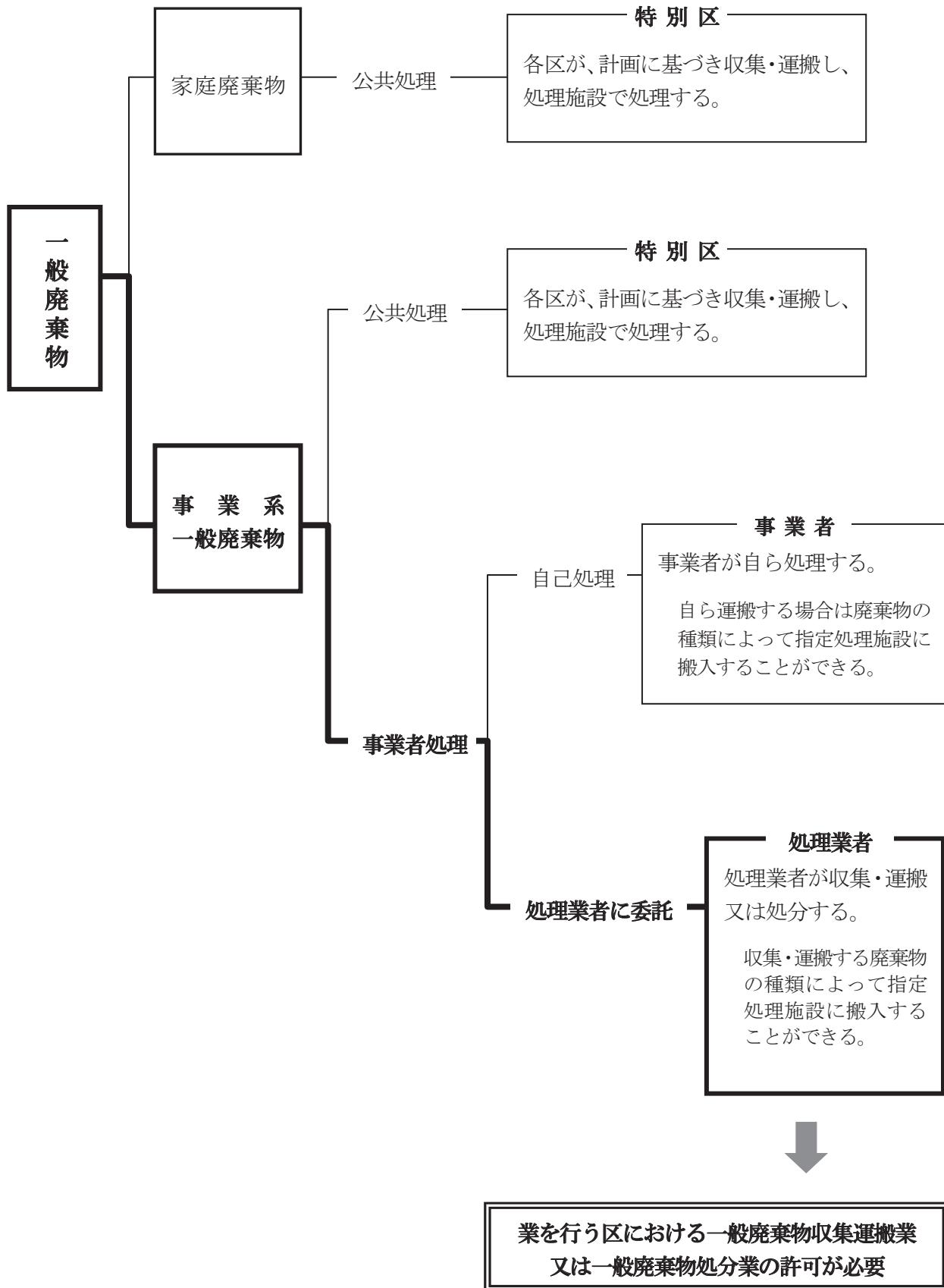
特別管理廃棄物 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。法では、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を規定しています。

（P.21 「3 特別管理一般廃棄物処理基準」参照）

産業廃棄物一覧表 (法第2条第4項、政令第2条)

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かすなど
	(2) 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗净油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	(4) 廃酸	写真定着液、廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など全ての酸性廃液など
	(5) 廃アルカリ	写真現像液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液など
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）など、固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物など
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火レンガくず、石膏ボード、「(11) がれき類」以外のコンクリートくずなど
	(10) 鉱さい	鉛物廃砂、電炉等溶解炉かす、不良石炭、粉炭かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであつて、集じん施設において捕捉されたもの（ダスト類）
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築（増築を含む。）又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの、及び貨物の流通のために使用したパレットから生ずる木くず、おがくず、バーク類など
	(15) 繊維くず (天然繊維くずのみ)	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獸のあらなど
	(17) 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるもの
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとりなどの死体
	(20)	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

2 特別区における一般廃棄物処理のしくみ



(1) 特別区における清掃事業の運営形態

① ごみの収集・運搬 ⇒ 各区が実施

各区は、ごみの収集・運搬とリサイクル事業をあわせて行うことにより、循環型社会の実現を目指しています。

② ごみの中間処理 ⇒ 清掃一組による共同処理

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及びし尿の下水道投入については、東京23区が設立した清掃一組による共同処理を行っています。

③ ごみの最終処分 ⇒ 東京都が設置・管理する最終処分場を使用

ごみの最終処分については引き続き、東京都が設置・管理する最終処分場（新海面処分場・中央防波堤外側埋立処分場）を使用しています。

(2) 特別区の清掃事業における役割分担

各区	① 一般廃棄物処理計画の策定 ② ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業 ③ 動物死体の処理（飼主等からの依頼分） ④ ごみの再利用、資源化の推進 ⑤ 分別収集計画の策定 ⑥ 容器包装廃棄物の分別収集の実施 ⑦ 大規模排出事業者等に対する排出指導 ⑧ 一般廃棄物処理業の許可及び指導 ⑨ 凈化槽の設置の届出及び指導 ⑩ 凈化槽清掃業の許可及び指導 など
清掃協議会	① 一般廃棄物処理業の許可に関する事務 ② 凈化槽清掃業の許可に関する事務 ③ 雇い上げ車両関係事務
清掃一組	① 一般廃棄物処理計画の策定 ② 清掃工場等の整備・管理・運営 ③ 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 ④ し尿等の下水道投入施設の整備・管理・運営 ※ 上記②～④には下記ア～オを含む。 ア 施設整備計画の策定 イ 建設、建替、プラント更新、改造 ウ 焼却灰、スラグ等の輸送 エ 清掃工場運営協議会の運営 オ 発電、余熱利用 ⑤ 搬入調整 ⑥ あわせ産廃の処理 など
東京都	① 廃棄物処理計画の策定 ② 区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助 ③ 最終処分場の設置・管理・運営 ④ 産業廃棄物処理業、処理施設の設置許可及び指導に関する事務 ⑤ 一般廃棄物処理施設の設置の許可、届出及び指導 など

(3) 条例及び規則

千代田区	千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則
中央区	中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
港区	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
新宿区	新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例 新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則
文京区	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
台東区	東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
墨田区	墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則
江東区	江東区清掃リサイクル条例 江東区清掃リサイクル条例施行規則
品川区	品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則
目黒区	目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例 目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する規則
大田区	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する規則
世田谷区	世田谷区清掃・リサイクル条例 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則
渋谷区	渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例 渋谷区清掃及びリサイクルに関する規則
中野区	中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例等施行規則
杉並区	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
豊島区	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する規則
北区	東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
荒川区	荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
板橋区	東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則
練馬区	練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則
足立区	足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則
葛飾区	葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則
江戸川区	江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

3 一般廃棄物処理業の許可制度

(1) 許可制度の概要

一般廃棄物の処理（自己処理を除く。）は、原則的には、市町村（特別区の場合は各区。以下同じ。）の事務であって（法第6条の2）、他の者が業（処理業）として、これを行うことは禁止されています。

この禁止された業を特定の場合にできるようにしたものが、一般廃棄物処理業の許可制度（法第7条）です。特定の場合とは、市町村の一般廃棄物処理計画に適合する（法第7条第5項第2号）とともに、一定の能力を有し、かつ、関係法令等で定める諸条件を満たし、当該市町村長（特別区の場合は各区長。以下同じ。）の許可を受けた場合をいいます。

したがって、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。また、一般廃棄物処理業は、収集運搬業と処分業の2つに区分されています。

なお、許可を受けた者は、自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託したり、名義貸しをすることは禁止されています。

ただし、以下の場合等については一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

法 第 7 条 関 係	<ul style="list-style-type: none">① 自らの事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合（例 造園業者等が、自ら剪定した木くずを運搬する場合など。）② 一般廃棄物の積卸しを行うことなく、通過する場合③ 専ら再生利用の目的となる廃棄物〔古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空きびん類、古繊維：昭和46年10月16日 環整43号厚生省環境衛生局長通知〕のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合
施 行 規 則 第 2 条、 第 2 条 の 3 関 係 (抜 す い)	<ul style="list-style-type: none">④ 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合⑤ 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けた場合⑥ 国がその業務として、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合⑦ 特定家庭用機器、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者が、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となったものを適正に収集又は運搬する場合⑧ 引越し荷物を運送する業務を行う者が、転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡す場合<ul style="list-style-type: none">(1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量(2) 引越し荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地(3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	<p>⑨ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は市町村長から指定を受けた場合</p>
(再生法第9条の8に関する特例)	<p>⑩ 環境省令で定める一般廃棄物^{*1}の再生利用を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合</p> <p>* 1 環境省令で定める一般廃棄物 [平成9年12月26日 厚生省告示第258号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。） ・ 廃プラスチック類 ・ 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。） <p>[平成19年10月26日環境省告示第88号（平成9年厚生省告示第258号の一部改正）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）
法第9条の9に関する特例（広域処理に係る特例）	<p>⑪ 環境省令で定める一般廃棄物^{*2}の広域的な処理を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合（当該認定を受けた者から委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う場合を含む。）</p> <p>* 2 環境省令で定める一般廃棄物 [平成15年11月28日 環境省告示第131号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃スプリングマットレス（スプリングマットレス又はその部品若しくは附属品が一般廃棄物となったものをいう。） ・ 廃パソコンコンピュータ（パソコンコンピュータ又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。） ・ 廃密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池が一般廃棄物となったものをいう。） ・ 廃開放型鉛蓄電池（開放型鉛蓄電池が一般廃棄物となったものをいう。） ・ 廃二輪自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車（二輪自動車に限る。）若しくは軽自動車（二輪自動車に限る。）が一般廃棄物となったものをいう。） ・ 廃FRP船（FRP（ガラス繊維を熱硬化性樹脂を用いて積層することにより成型したものをいう。）を使用した船舶が一般廃棄物となったものをいう。） ・ 廃消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器若しくはその部品若しくは附属品又は消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号）第1条の2から第8条までの規定に適合する消火薬剤が一般廃棄物となったものをいう。） ・ 廃火薬類（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類が一般廃棄物となったものをいう。）

	<p>[平成 20 年 10 月 9 日環境省告示第 75 号（平成 15 年環境省告示第 131 号の一部改正）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃印刷機（印刷機又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。） ・廃携帯電話用装置（携帯電話用装置又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。） <p>[平成 24 年 9 月 21 日環境省告示第 134 号（平成 15 年環境省告示第 131 号の一部改正）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃乳母車（乳母車又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。） ・廃乳幼児用ベッド（乳幼児用ベッド又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。） ・廃幼児用補助装置（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 71 条の 3 第 3 項に規定する幼児用補助装置又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。） <p>[令和 3 年 2 月 2 日環境省告示第 8 号（平成 15 年環境省告示第 131 号の一部改正）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこの廃喫煙用具（加熱式たばこの喫煙用具又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
その他	<p>⑫ 他の法令により廃掃法の特例として定められている場合（P. 129～146 参照）</p> <p>【特例規定がある法令の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）」第 37 条に規定する特例 ・「特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）」第 49・50 条に規定する特例 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）」第 21 条に規定する特例 ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）」第 122・123 条に規定する特例 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号）第 13 条に規定する特例

（2）許可対象廃棄物

特別区では、一般廃棄物のうち原則として事業系一般廃棄物を許可の対象としています。さらに、許可対象廃棄物を下表のとおり 7 種類に分類し、その種類ごとに許可しています。

ただし、取り扱う一般廃棄物の種類のうち「汚でい」の収集運搬業については、現在、新規の許可を行っていません。

取り扱う一般廃棄物の種類	内 容
普通ごみ ^{*1}	以下に掲げるものを除く厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物等の事業系一般廃棄物、その焼却残灰及び転居廃棄物 ^{*2}
道路・公園ごみ	道路、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物
しさ・ふさ ^{*3}	水再生センター等から発生するしさ及びふさ
汚でい	浄化槽から発生する汚でい、建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でい、事業系の仮設便所から発生するし尿及びその他一般廃棄物汚でい
動物死体 ^{*4}	動物の死体及びふん尿
医療廃棄物 ^{*5}	感染性一般廃棄物及びこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物 ^{*6}
廃家電	特定家庭用機器廃棄物 ^{*7}

- * 1 弁当がら等を含む。(P. 81 参照)
- * 2 転居廃棄物は、粗大ごみの形状のものに限る。(P. 86 参照)
- * 3 しさ：スクリーンによって除去された夾雑物、固体物の総称（スクリーンかす）
ふさ：貯留槽等の水面に浮かんでいるかす（スカム）
- * 4 * 5 「動物死体」及び「医療廃棄物」の許可は、焼却処理施設等（ただし、指定処理施設は除く。）の処理ルートを持った処理業者に限る。
- * 6 感染性一般廃棄物及びこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物
(P. 69 参照)
 - ① 手術等により排出される病理廃棄物（臓器・組織）
 - ② 医療関係機関において実験・検査等に使用した動物の死体のうち、感染性のもの又はそのおそれがあるもの
 - ③ 血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ）
- * 7 特定家庭用機器廃棄物（次の機械器具が廃棄物となったものをいう。）
 - ① ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
 - ② ブラウン管式テレビジョン受信機、液晶式テレビジョン受信機（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したもの）及びプラズマ式テレビジョン受信機
 - ③ 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（保冷庫、冷温庫を含む。）
 - ④ 電気洗濯機及び衣類乾燥機

（3）許可の事業区分

特別区における一般廃棄物処理業の許可のうち収集運搬業の許可については、下表のように事業を4つに分類しています。なお、いずれかの区で許可を有しており、指定処理施設への搬入（荷卸し）のみの場合は、許可申請は不要です。

① 収集・運搬（保管・積替えを除く。）
② 収集・運搬（保管・積替えを含む。）
③ 運搬（保管・積替えを含む。）* ¹
④ 運搬（荷卸しに限る。）* ²

* 1 当該区に作業場所はないが、保管・積替施設がある場合

* 2 当該区に作業場所はないが、当該区にある民間施設に搬入（荷卸し）する場合
(P. 92 Q&A. 9 参照)

※ 「積置き」について

指定処理施設が搬入受付を行っていない（年末年始）期間中、一般廃棄物を運搬車に積載した状態で、特定の施設（P. 12～13 「許可基準（15）」・P. 26 「（3）保管等に関する事項」参照）に駐車することを「積置き」といいます。

「積置き」を行うには、施設所在区における上記②③「保管・積替えを含む」の許可が必要です。特別区では、収集した廃棄物の保管は原則として認められていませんが、清掃工場などの処理施設が受入を行っていない日（年末年始）に限り、保管・積替施設内において、収集した廃棄物を運搬車内で保管することができます。（P. 93 Q&A. 10 参照）

Ⅱ章 一般廃棄物処理業の許可基準 及び処理基準

1 一般廃棄物処理業の許可基準

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可基準

許可基準	内 容	根 拠
	1 各区による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。	法第7条 第5項第1号
	2 その申請の内容が業を行おうとする区で定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条 第5項第2号
	3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合すること。	法第7条 第5項第3号
	(1) 施設に係る基準 ① 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ② 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。	施行規則第2条 の2第1号
	(2) 申請者の能力に係る基準 ① 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ② 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 ③ 次に掲げる者が、新規の申請である場合には区長が別に定める試験に合格していること、更新の申請である場合には区長が別に定める講習会を修了していること。 ア 申請者が法人である場合には、その代表者又は役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。） イ 申請者が個人である場合には、当該申請者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。） ④ 一般廃棄物の運搬先を確保すること。	施行規則第2条 の2第2号 規 則
	4 その他 (1) 運搬先は、一般廃棄物を適正に処分することができる中間処理施設又は最終処分場であること。 (2) 継続的な作業場所 ^{*1} は、建物を単位とすること。ただし、建物以外の道路、公園等で作業場所を特定することが困難であると認められる場合は、区域を単位とすること。 (3) 継続的な作業場所が建物を単位とする場合は、他の一般廃棄物収集運搬業者が当該建物を継続的な作業場所としていること。 (4) 継続的な作業場所で一般廃棄物を排出する事業者と次に掲げる事項を記載した収集運搬の委託契約を締結し、又は締結する予定であること。 ① 継続的な作業場所の所在地及び名称	要綱第3条

次頁へつづく

前頁からつづき

許可基準	要綱第3条	<p>② 排出する一般廃棄物の種類及び月平均排出量</p> <p>③ 契約期間</p> <p>④ 一般廃棄物の収集運搬料金及び処分料金</p> <p>(5) 普通ごみにあっては、一般廃棄物収集運搬業の許可を受ける区内に継続的な作業場所を有すること。</p> <p>(6) 普通ごみを取り扱う稼動運搬車^{*2}を2台以上保有する場合は、特別区の区域内において稼動運搬車1台当たりの月平均稼動日数が20日以上であり、かつ稼動運搬車1台当たりの月平均運搬量が20トン以上見込まれること。ただし、収集方法が指定されているため専用の運搬車を必要とする場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 運搬車は、原則として自ら所有していること。</p> <p>(8) 運搬車は、特別区を管轄する東京運輸支局又は各自動車検査登録事務所で登録を受けたものであること。ただし、運搬先が特別区の区域外である場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 運搬車は、区長が許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特別区の区域内から発生する自己の一般廃棄物又は特別区の区域内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙若しくは古纖維を収集運搬する場合 ② 特別区の区域内から発生する食品循環資源を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第21条第2項に規定する業として収集運搬する場合 <p>(10) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、車両総重量が20トン以下であること。</p> <p>(11) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、自動排出機能を有すること。</p> <p>(12) 運搬車は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は悪臭が発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。</p> <p>(13) 稼動運搬車の故障、車検又は稼動運搬車で対応できない臨時の増量等の場合に使用する運搬車として、次の基準により特別区において予備車^{*3}を保有することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 汚でい以外に使用する予備車の台数 汚でい以外に使用する稼動運搬車の台数(廃家電を収集運搬する専用の車両を除く。)を15で除した台数(1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。) ② 汚でいに使用する予備車の台数 汚でいに使用する稼動運搬車の台数を15で除した台数(1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。) <p>(14) 運搬車の洗車設備を確保すること。</p> <p>(15) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、保管・積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 屋根を有し、部外者の立ち入りができない構造とすること。

次頁へつづく

前頁からつづき

		<p>② 悪臭、汚水及び騒音が漏れない構造とすること。</p> <p>③ 洗浄設備、排水設備、消火設備、脱臭設備及び換気設備を設置すること。</p> <p>④ 床はコンクリート等の防水対策を施した頑強なものとすること。</p> <p>⑤ 産業廃棄物処理業、再生資源取扱業等の施設を併用する場合は、作業の場所が区分されていること。</p> <p>⑥ 一般廃棄物の保管・積替えの施設であることの表示をすること。</p>	要綱第3条
5 申請者が次のいずれにも該当しないこと。			
<p>(1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑^{*4}に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) 廃掃法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの^{*5}若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く)の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(5) 廃掃法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下(7)、第8条の5第6項及び(10)において同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p> <p>(6) 廃掃法第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃掃法第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。</p>	法第7条 第5項第4号		

(欠格各項へ)

次頁へつづく

前頁からつづき

（欠 格 条 項 ）	以下（7）において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの	法第7条 第5項第4号
	（7）（6）に規定する期間内に廃掃法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、（6）の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人 ^{*6} であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの	
	（8）その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	
	（9）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（1）から（7）までのいずれかに該当するもの	
	（10）法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに（1）から（8）までのいずれかに該当する者のあるもの	
	（11）個人で政令で定める使用人のうちに（1）から（8）までのいずれかに該当する者のあるもの	
	（12）その他、条例に規定する区もあります。	

※ 欠格条項のいずれかに該当するに至ったときは、該当した日から2週間以内にその旨を清掃協議会に届け出なければなりません。（法第7条の2第4項、規則）

- * 1 「継続的な作業場所」とは、一般廃棄物収集運搬業者が事業系一般廃棄物を排出する事業者から委託を受けて、当該一般廃棄物を6月以上にわたり月1回以上収集する特定の場所をいう。
- * 2 「稼動運搬車」とは、特別区の区域内の作業場所から排出される一般廃棄物を運搬するために使用し、又は使用を予定している運搬車をいう。
- * 3 「予備車」とは、通常使用を予定していない運搬車をいう。
- * 4 「禁錮以上の刑」とは、死刑、懲役、禁錮をいう。
- * 5 「生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、施行令第4条の6の各号に定めるものをいう。
- * 6 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいう。（政令第4条の7）
 - ① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - ② 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(2) 一般廃棄物処分業の許可基準

許可基準	内 容	根 拠
	1 各区による一般廃棄物の処分が困難であること。	法第7条 第10項第1号
	2 その申請の内容が、各区が定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条 第10項第2号
	3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。	法第7条 第10項第3号
	(1) 処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合	
	① 施設に係る基準	
	ア 浄化槽に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。	
	イ その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。	
	ウ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。	施行規則第2条の4 第1号
	② 申請者の能力に係る基準	
	ア 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。	
	イ 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	
	ウ 次に掲げる者が、新規の申請である場合には区長が別に定める試験に合格していること、更新の申請である場合には区長が別に定める講習会を修了していること。	
	i 申請者が法人である場合には、その代表者又は役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）	規則
	ii 申請者が個人である場合には、当該申請者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）	
	エ 一般廃棄物の処分先を確保すること。	
	(2) 埋立処分を業として行う場合	
	① 施設に係る基準	
	埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。	施行規則第2条の4 第2号

次頁へつづく

前頁からつづき

許可基準	<p>② 申請者の能力に係る基準</p> <p>ア 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>イ 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>ウ 次に掲げる者が、新規の申請である場合には区長が別に定める試験に合格していること、更新の申請である場合には区長が別に定める講習会を修了していること。</p> <p>i 申請者が法人である場合には、その代表者又は役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）</p> <p>ii 申請者が個人である場合には、当該申請者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）</p>	施行規則第2条の4 第2号
	4 一日あたりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間あたりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上）のごみ処理施設及びし尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。）の場合には、東京都知事の許可を受けていること。	規則 法第8条 施行令第5条
（欠格条項）	一般廃棄物収集運搬業の欠格条項と同じ。（P. 13・14 参照）	法第7条 第10項第4号 条例

※ 欠格条項のいずれかに該当するに至ったときは、該当した日から2週間以内にその旨を清掃協議会に届け出なければなりません。（法第7条の2第4項、規則）

2 一般廃棄物処理基準

一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合の処理の基準が、法第6条の2第2項により、政令で次のように規定されています。

一般廃棄物処理業者は、この基準に従って一般廃棄物を適切に処理しなければなりません。

(1) 共通基準 (施行令第3条第1号、第2号)

- ① 収集若しくは運搬又は処分は、次のように行うこと。
 - ア 一般廃棄物が飛散し、及び流出来ないようにすること。
 - イ 収集若しくは運搬又は処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ② 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

(2) 収集又は運搬の基準 (施行令第3条第1号)

- ① 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ② 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
 - ア 積替えは、周囲に匂いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - イ 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - ウ 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ③ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

環境省令で定める積替えに係る基準 (施行規則第1条の4)

- ア あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- イ 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- ウ 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

- ④ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

- ア 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - a 周囲に匂い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該匂いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - b 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

環境省令で定める積替えのための保管の場所に係る掲示板の基準（施行規則第1条の5）

掲示板は、縦及び横それぞれ 60 センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- ア 保管する一般廃棄物の種類
- イ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ウ 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、施行規則第1条の6に規定する高さのうち最高のもの

[表示例]（一般廃棄物の保管・積替施設の場合）

表示板のサイズ： 縦60cm以上 × 横60cm以上

表示板の材質： 鉄板、プラスチック板、木板等の耐久性のあるもの

表 示 の 色： 白地に黒で表示すること

一般廃棄物の保管・積替施設	
処理業者名	株式会社 ○○商店
連絡先	○○区○○町1-2-3 TEL 0000-0000
施設設置場所	○○区○○町4-5-6
管理責任者名	○ ○ ○ ○
許可の内容	収集・運搬（保管・積替えを含む。）
保管する一般廃棄物の種類	普通ごみ
許可番号	特別区一般廃棄物収集運搬業許可第○○号
許可期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日

イ 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講じること。

- a 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透性の材料で覆うこと。
- b 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
- c その他必要な措置

ウ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

- ⑤ 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。

(3) 処分（埋立処分を除く。）の基準（施行令第3条第2号）

- ① 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

環境省令で定める焼却設備の構造（施行規則第1条の7抜すい）

- ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ウ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

環境大臣の定める焼却の方法（平成23年4月1日 環境省告示第29号）

- ア 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- イ 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ウ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

* ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、規制の対象となる施設（特定施設）についての排出基準値が定められています。廃棄物焼却炉（火床面積0.5m²以上または焼却能力50kg／時以上。廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合、それらの能力を合計する。）は特定施設に該当します。

特定施設を設置・変更するには、都道府県知事に届け出なければなりません。また、特定施設を設置している事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、毎年1回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければなりません。廃棄物焼却炉を設置している事業者は、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻についても併せて測定を行い、報告する必要があります。

特別区内の場合の届出先	東京都環境局環境改善部大気保全課
-------------	------------------

- ② 一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

環境省令で定める熱分解設備の構造（施行規則第1条の7の2）

① 炭化水素油又は炭化物を生成する場合

- ア 热分解室内への空気の流入を防ぐことにより、热分解室の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
- イ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ウについて同じ。）。
- ウ 热分解室の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- エ 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下同じ。）を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。
- オ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の40パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の25パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）することができるものであること。

② ①以外の場合

一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

環境大臣が定める熱分解の方法（平成17年1月12日 環境省告示第1号）

- ア 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
- イ 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。
- ウ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合にあっては、排出口から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないようにすること。
- エ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

- ③ 一般廃棄物の保管を行う場合には、P.17「(2) 収集又は運搬の基準④」の規定の例によること。
- ④ 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。
- ⑤ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。
- ⑥ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法によること。

(4) 埋立処分の基準（施行令第3条第3号）

（省 略）

3 特別管理一般廃棄物処理基準

「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。（法第2条第3項）

特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合の基準は、法第6条の2第3項により政令で次のように規定されています。（特別管理一般廃棄物を取り扱う場合については、P.99 Q&A.35 を参照してください。）

《特別管理一般廃棄物の具体例》

- ① ポリ塩化ビフェニル使用部品（廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジのみ）
- ② 一般廃棄物処理施設からのはいじん（集じん施設で集められたもの）又はその処理物（溶融、焼成処理等を除く。）
- ③ ダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉の廃棄物でダイオキシン類含有量基準（3ng/g）を超える次のもの
 - ・廃棄物焼却炉からのはいじん・燃え殻、その処理物
 - ・同上廃ガス洗浄施設からの汚泥又はその処理物
- ④ 感染性一般廃棄物

感染性廃棄物とは、医療関係機関等^{*1}から発生する廃棄物で、「形状」、「排出場所」、「感染症の種類」という3つの観点で判断します。判別の詳細については、P.69「感染性廃棄物の判断フロー図」を参照してください。

* 1 医療関係機関等とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、飼育動物診療施設、国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）、大学及びその附属研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）、学術研究又は製品の製造、技術改良、考案、発明に係る試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。

（政令第1条、第2条の4 関係別表第一の4の項）

特別管理一般廃棄物処理業者は、P.17「2 一般廃棄物処理基準」によるほか、下記の基準に従って一般廃棄物を適切に処理しなければなりません。

（1）収集又は運搬の基準（施行令第4条の2第1号）

- ① 収集又は運搬は、次のようにすること。
 - ア 特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
 - イ 特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 運搬車及び運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ③ 運搬用パイプラインは、特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合はこの限りでない。
- ④ 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。

- ⑤ 感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集又は運搬すること。
- ⑥ 感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有すること。
- ⑦ 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、一般廃棄物の積替えの規定の例によるほか、次によること。
 - ア 積替えは、周囲に匂いが設けられ、かつ、見やすい箇所に特別管理一般廃棄物の積替えの場所であることその他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。
 - イ 積替えの場所には、特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
 - ウ ア及びイに定めるもののほか、当該特別管理一般廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。
- ⑧ 特別管理一般廃棄物の保管は、特別管理一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。ただし、施行令第1条第1号に掲げる廃棄物については、この限りでない。
- ⑨ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、(1)⑦イ及びウ及び一般廃棄物の保管の規定 P.17「(2) 収集又は運搬の基準④」の例によること。

(2) 処分又は再生の基準（抜すい）（施行令第4条の2第2号）

- ① 特別管理一般廃棄物の処分又は再生に当たっては、P.21 (1) ①アによること。
- ② 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、(1) ⑦イ及びウによること。
- ③ 感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、感染性一般廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号関係）

- イ 焼却設備を用いて焼却する方法
- ロ 溶融設備を用いて溶融する方法
- ハ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
- ニ 肝炎ウィルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法
- ホ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法

(3) その他（施行令第4条の2第3号）

特別管理一般廃棄物は、埋立処分を行ってはならない。

4 遵守事項

一般廃棄物処理業を行うにあたっては、次の事項を遵守してください。

(1) 業務全般に関する事項

- ① 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託しないこと。(法第7条第14項)
- ② 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。(法第7条の5)
- ③ 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。(条例又は規則)
- ④ 許可証を事務所又は事業所に備え置いて、許可の内容が明らかになるようにしておき、立入検査時等には、速やかに確認できるようにしておくこと。(条例又は規則)
- ⑤ 作業台帳及び運転日報を備え、一般廃棄物の種類ごとに必要な事項を記載し、保存すること。(法第7条第15項、第16項、施行規則第2条の5、規則)

※ 作業台帳及び運転日報の作成方法は、P.51「1 運転日報と作業台帳」を参照

(2) 収集又は運搬に関する事項

- ① 一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車は、特別区の一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。
- ② 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。また、運搬先は特別区の区域内であること。
- ③ 運搬車で、びん、缶等の再生利用品や産業廃棄物を運搬しないこと。
- ④ 従業員に、雇用関係を証明する書類（身分証明書など）を常時携帯されること。
- ⑤ 運搬車の運行日ごとに、運転日報で廃棄物の取扱状況を管理すること。（「(1) 業務全般に関する事項⑤」参照）
- ⑥ 収集作業及び運搬によって生じる騒音の防止・減少に努めること。
- ⑦ 運搬車を移動させる場合及び運転手等が長時間、運搬車を離れる場合には、テールゲートのスライドカバーを降ろすなど廃棄物の飛散防止、悪臭の発散防止のための措置を講ずること。
- ⑧ 運搬車の走行については、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- ⑨ 運搬車への過積載を行わないこと。
- ⑩ 運搬車の点検及び整備に努めること。（テールゲート落下防止用の安全棒、汚水タンクのパッキン等）
- ⑪ 運搬車は作業終了後、荷箱の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。
洗車場の排水溝についても、確実な洗浄と清潔の保持に努めること。
- ⑫ 汚水タンク内の汚水は、適切に処理することのできる施設以外では排出しないこと。

⑬ 一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車には、次のように表示等をすること。

ア 運搬車の外部塗装は、原則としてブルー ((一社) 日本塗料工業会規格 72-40T 又はそれに準ずる色) 一色とすること。ただし、取り扱う一般廃棄物の種類又は作業場所の性格上、特に配慮する必要がある場合は、この限りではない。

イ 運搬車のドア及び荷箱又は荷台の両側面には、一般廃棄物収集運搬許可業者の氏名（法人にあつては名称）、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号を、車両後方面には許可番号を白色で表示（簡単に着脱できるマグネット等での表示は不可。）すること。ただし、表示の色については、アのただし書に該当する場合は、この限りではない。

ウ 運搬車には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。

エ 一般廃棄物収集運搬業に使用しなくなった運搬車については、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号の表示を抹消すること。

オ 運搬車以外の車両には、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号の表示をしないこと。

[表示規格例]

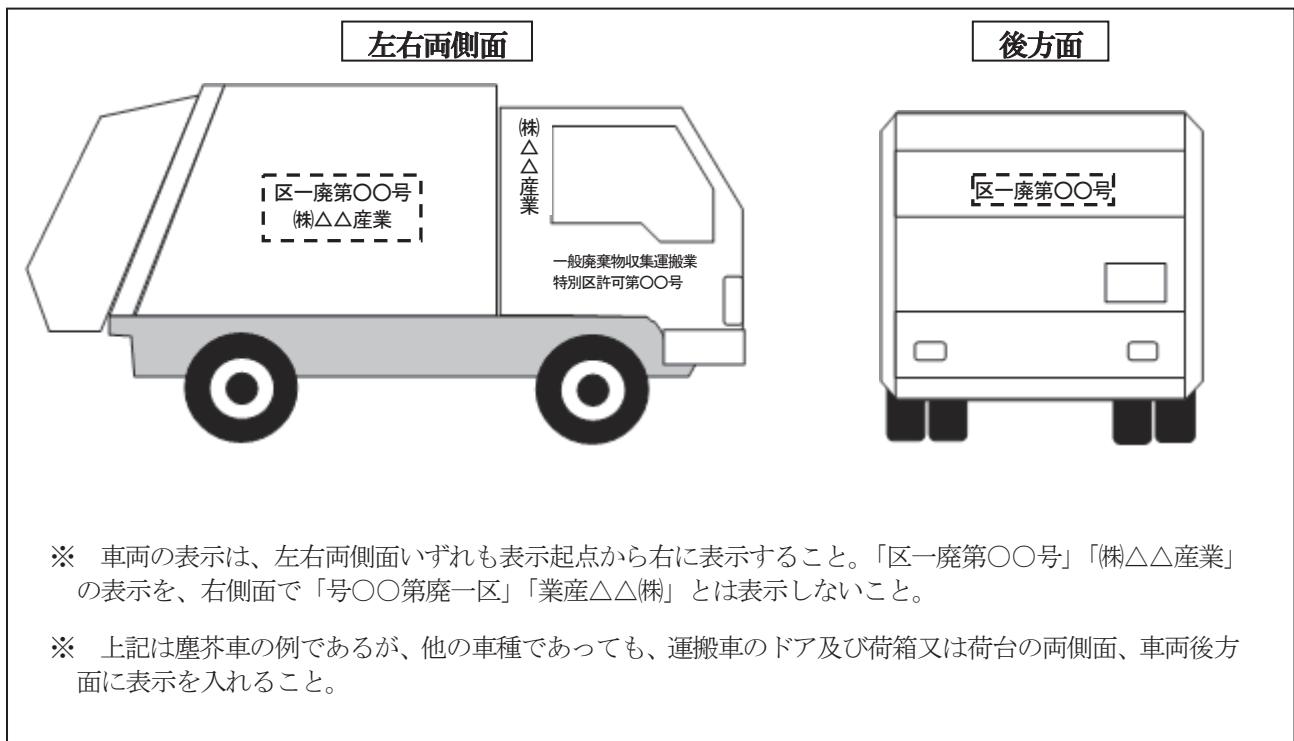
荷箱の文字のサイズ： 縦 10cm × 横 10cm

荷箱の数字のサイズ： 縦 10cm × 横 5cm

荷箱の文字の間隔： 2 cm

荷 箱 の 字 体： ゴシック

（ドアの文字は、荷箱の文字の 1/2 程度とすること。）



[電話番号等の表記について]

電話番号等・標語・ロゴマーク等については、原則として禁止ですが、次のガイドラインの範囲内であれば認めることとします。

車両表示に関するガイドライン

(1) 「車両の外部塗装」について

車両の外部塗装については、収集運搬に関する遵守事項において原則としてブルー一色とすることと規定されている。この遵守事項に定められたブルー以外の色の「ライン」については、この規定に触れるため、一切不可とする。

(2) 両側面、後方面に表示できる電話番号等、標語、ロゴマークの大きさについて

電話番号等（一般電話・フリーダイヤル・ホームページアドレス等）、標語、ロゴマーク等の表示は、それぞれ許可表示の判別を困難としない程度の大きさ（概ね、許可表示全体の面積を超えない範囲）とする。

※許可表示全体の面積とは、と表示したの範囲をいう。

電話番号等・標語・ロゴマーク等については、それぞれ許可表示全体の面積の範囲を超えないこと。

(3) 前面に表示できる電話番号等、標語、ロゴマークの大きさについて

電話番号等（一般電話・フリーダイヤル・ホームページアドレス等）、標語、ロゴマーク等を記載することは差し支えないが、車体のブルー一色の外部塗装を逸脱しない程度とすること。

⑩ し尿混じりのビルピット汚でいの収集運搬に使用する運搬車は、次のように表示すること。

[表示規格例]

外枠のサイズ： 縦8.5cm × 横40cm程度

文字のサイズ： 縦7cm × 横7cm

字 体： 明朝

ビルピット

⑪ 収集現場で作業する際は、収集車の周辺を往来する人や車の通行に注意を払い、十分な安全確保に努めること。

事故・故障時の対応について

(1) 報告が必要な場合

以下の①～③に該当する場合、区への報告が必要となります。

車両の事故・故障により、

- ① 廃棄物の「保管・積替え」をする場合
- ② 廃棄物や汚水などを飛散させた場合
- ③ 第三者に怪我を負わせた場合や、第三者とトラブルが生じた場合

(2) 報告先

・事故・故障発生現場の区

・車両に廃棄物を載せたままの場合は、車両を置いてある区

(3) 報告事項

- ・許可番号及び業者名
- ・車両ナンバー、発生日時及び発生場所
- ・事故・故障等の内容（自走の可否など）
- ・「保管・積替え」をする場合は、その住所と予定期間

※区へ報告の際は、P.222 の【見本 No.11】を参考にしてください。

※事故・故障時の記録は日報にも記載しておいてください。

(3) 保管等に関する事項

- ① 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、許可又は承認を受けた施設で行うこと。許可又は承認のない施設で保管・積替えを行ってはならない。
許可を受けるには、騒音及び悪臭の発散を防止するための措置等が講じられた、密閉状態を確保することのできる施設が必要である。
- ② 施設の設置、土地利用規制及び設備等について必要な関係法令上の手続きを行うこと。

【関係法令の例】 都市計画法（昭和43年法律第100号）
港湾法（昭和25年法律第218号）
建築基準法（昭和25年法律第201号）
消防法（昭和23年法律第186号）
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）

- ③ 特別区の区域外で保管・積替えを行った一般廃棄物は、特別区の区域内の運搬先に運搬しないこと。
- ④ 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、処理施設の受け入れが可能になり次第、施設から速やかに搬出すること。
清掃一組処理施設へ搬入可能な日には使用しないこと。
- ⑤ 一般廃棄物の保管・積替えの施設には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 処分に関する事項

一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物は、特別区の区域内から発生すること。

5 特定家庭用機器廃棄物を取り扱う場合の特例

特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合には、次のとおり取り扱います。

- ① 特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、指定引取場所・中間集積所等又は再商品化施設であること。
- ② 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合は、再商品化等の妨げにならないような方法で行うこと。
- ③ 特定家庭用機器廃棄物の保管・積替えを行う場合（汚水を含み、又は悪臭等を発生するおそれがある場合を除く。）は、P.12・13「許可基準（15）①～④」の規定にかかわらず、保管・積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。
 - ア 周囲に囲いを設け、部外者の立入りができる構造とすること。
 - イ 汚水を生じないよう、雨水等を避ける対策を講ずること。
 - ウ 積替えにより騒音が生じないよう、必要な措置を講ずること。
 - エ 再商品化等の妨げにならないよう、保管・積替えによる破損等を避けるのに必要な措置を講ずること。
- ④ 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両については、以下の規定は適用しない。
 - ア 特別区管轄の車両ナンバーであること。（P.12（8））
 - イ 特別区における一般廃棄物収集運搬専用車両であること。（P.12（9））
 - ウ 車体の塗装色はブルー一色であること。（P.24（2）⑬ア）
 - エ 車体のドア・両側面・後方に許可番号等許可に関する表示をすること。（P.24（2）⑬イ）
 - オ 他の一般廃棄物（古紙・古繊維）と混載しないこと。また、運搬先は特別区の区域内であること。（P.23（2）②）

6 処理料金

一般廃棄物処理業者が一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分を行う場合には、各区及び清掃一組が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する金額を超えて処理料金を受けることは、法律で禁止されています。(法第7条第12項)

(1) 廃棄物処理手数料（消費税等を含む。）

条例

区分	手数料
事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）を排出する事業者	1キログラムにつき、46円00銭
区長の指定する最終処分場に運搬した事業者 ¹	1キログラムにつき、9円50銭

清掃一組の廃棄物処理条例第9条関係別表

区分	手数料
事業系一般廃棄物（し尿を除く。）を処理施設に運搬した者	1キログラムにつき、17円50銭
転居廃棄物（粗大ごみの形状のものに限る。）を処理施設に運搬した者 ²	1キログラムにつき、17円50銭

(2) 動物死体処理手数料（消費税等を含む。）

各区の条例

区分	手数料
動物の死体	各区の条例により定める金額

* 1 中間処理済のものに限り運搬できる。

* 2 P. 86 「6 転居廃棄物の取扱い」 参照

ただし、次の場合は、別の法令に処理料金の例外規定が定められていることや、区で処理を行っていないために、条例に手数料を定めていないなどの理由から、法による処理料金の制限は適用されません。

- ① 医療関係機関等から排出される廃棄物のうち感染性一般廃棄物
- ② 特定家庭用機器廃棄物
- ③ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）で規定する食品循環資源

また、通常の収集若しくは運搬又は処分以外に、作業場所の敷地内での清掃、廃棄物の引き出し、ごみ容器の貸与、選別作業等の特別な業務を行う場合には、その対価は処理料金には含まれません。特別な業務を行う場合には、排出事業者との契約書に収集若しくは運搬又は処分の処理料金とは別に特別な業務に対する料金を明記するようにしてください。

III章 一般廃棄物処理業の 許可手続き

申請・届出事項一覧

区分	事項	説明	申請・届出の種類	申請・届出時期	参照頁	
共通	新規	新たに収集・運搬又は処分の業を行おうとする区の許可の取得	新規許可申請	許可を受けようとする日の前日の1月前まで	P.30	
	更新	現在収集・運搬又は処分の業を行っている区の許可の更新	更新許可申請	許可の期間が満了する日の1月前まで	P.32	
	欠格	欠格要件に該当した場合	欠格要件に係る届出	欠格要件に該当後2週間以内	P.49	
	廃止	業を廃止した場合	業の廃止届	廃止後10日以内	P.49	
	再交付	許可証の再交付を受けようとする場合	再交付申請	随時	P.50	
	廃棄物の種類	取り扱う一般廃棄物の種類の増加	変更許可申請	事前相談のうえ変更前	P.38-39	
		取り扱う一般廃棄物の種類の減少				
	個人	住所変更	変更届	変更後10日以内	P.44-47	
		氏名変更				
		政令で定める使用人の氏名の変更				
		登録印鑑の変更				
		電話番号、FAX番号の変更				
	法人	主たる事務所の所在地の変更				
		名称の変更				
		代表者の氏名の変更				
		役員及び政令で定める使用人の氏名の変更				
		定款又は寄付行為の変更				
		登録印鑑の変更				
	支店	電話番号、FAX番号の変更				
		主たる事務所以外の事務所、事業場の変更				
	作業計画	作業計画の変更				
収集運搬業	車庫、洗車設備	車庫、洗車設備の所在地の変更	変更届	変更後10日以内	P.44-47	
	保管・積替施設	保管・積替施設の設置(事業の区分の変更)	変更許可申請	事前相談のうえ変更前	P.38-39	
		保管・積替施設の移転、増加(同一区内に限る)	変更承認申請		P.40-43	
		保管・積替施設の減少(廃止を除く)				
	運搬施設	保管・積替施設の廃止(事業の区分の変更)	変更届	変更後10日以内	P.44-47	
		運搬施設の種類の変更(車種、稼動車、予備車)	変更承認申請	事前相談のうえ変更前	P.40-43	
		運搬施設の数量の変更(増車、減車)				
		運搬施設の変更(代替、代車)	変更届	変更後10日以内	P.44-47	
		自動車検査証等の内容の変更				
	運搬先	運搬先の変更	変更承認申請	事前相談のうえ変更前	P.40-43	
	作業場所	作業場所の増加又は減少	変更届	変更した日の翌月の10日までに1か月分をまとめて提出	P.44-47	
		排出事業者との契約内容の変更				
		排出事業者の名称、所在地の変更				
処分業	処分方法	処分の方法の変更	変更許可申請	事前相談のうえ変更前	P.38-39	
	処理施設	処理施設の変更	変更承認申請		P.40-43	
	処分先	処分先の変更				

許可手続き

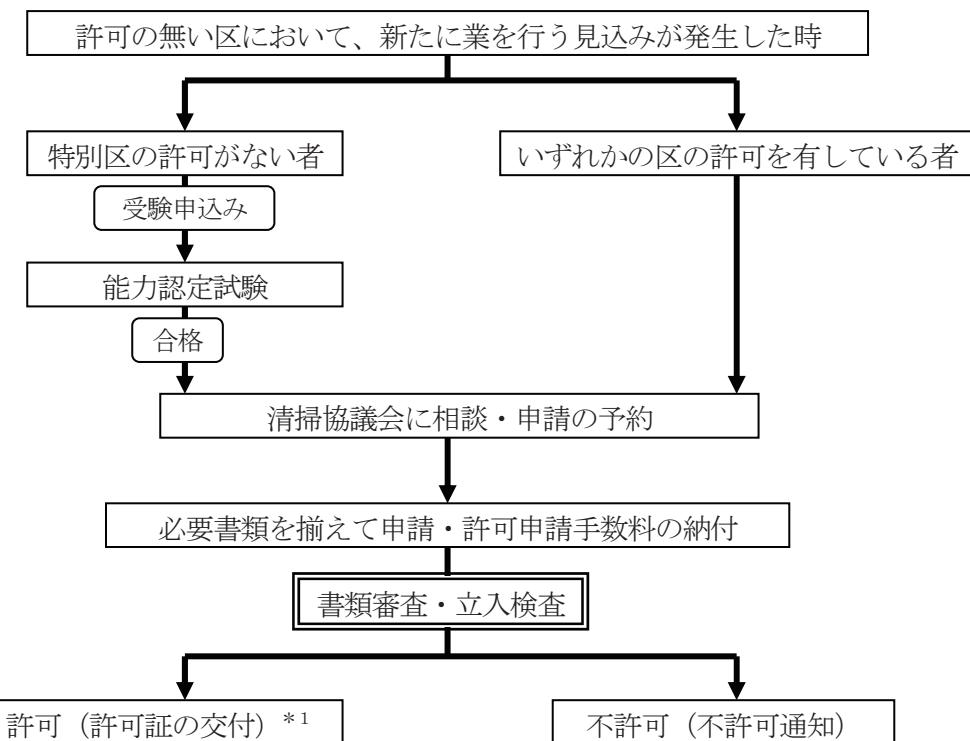
* 施設の所在地等に関しては、「新設」「移転」「廃止」が変更事項にあたります。また、「保管・積替施設」については、事業の区分の変更を伴う場合があるため、「新設」「移転」「廃止」それぞれで、手続きが異なります。

* 取り扱う一般廃棄物の種類が汚でいを含む許可業者は、浄化槽清掃業に関わる変更について浄化槽清掃業の届出も必要となりますので、ご注意ください。詳細は、「浄化槽清掃業の手引」を参照してください。

1 新規許可申請

一般廃棄物の収集又は運搬の業を行う場合には「収集運搬業」の許可、一般廃棄物の処分の業を行う場合には「処分業」の許可が必要です。

なお、許可対象廃棄物のうち「汚でい」の収集運搬業については、現在、新規許可を行っていません。



*1 収集運搬業の許可（普通ごみ）を取得した場合は、排出事業者との一般廃棄物処理委託契約締結後、速やかに契約書の写しを清掃協議会へ提出してください。

(1) 特別区内において初めて業の許可を申請するとき

区長が定める試験（以下「能力認定試験」という。）に合格していかなければなりません。能力認定試験は、「収集運搬業」と「処分業」に区分されており、別々に実施されます（令和6年2月現在、収集運搬業の能力認定試験は、実施していません。）。試験日、申込期間等は、年度ごとに定められます。なお、個人として許可を取得した場合、取得後5年を経過しないと、法人への変更はできません。（詳しくはP. 48 を参照）

受験資格者	法人	当該法人の役員（会計参与、監査役及び監事を除く。）のうちの1名です。 同一法人の役員が同時に2名以上受験することはできません。
	個人	業を始めようとする当該個人
合格の効力	能力認定試験の合格者には、合格証が交付されます。合格の効力は1年間（合格した日から翌年の同日まで）です。新規許可を受けるためには、申請者は合格から1年以内に申請書を提出する必要があります。	

*処分業で新規許可申請をする場合、事前に東京都や施設を設置する区への必要な届出や申請、必要な資格等があります。

*新規で業を開始する方につきましては、許可取得後一定の期間は清掃協議会で別に定める研修報告書を清掃協議会に提出していただきます。詳細は、能力認定試験合格後にお伝えします。

(2) 新たに別の区で業の許可を申請するとき

いずれかの区で収集運搬業の許可を有する者が、新たに別の区の収集運搬業の許可の申請をするとき、又は同様に処分業の許可を有する者が、新たに別の区の処分業の許可の申請をするときは、能力認定試験を免除します。

(3) 申請方法等

① 清掃協議会へ事前にお電話にてご連絡ください。郵送申請を希望する場合は、その旨も申し出てください。

② P. 33『新規・更新許可申請に係る注意事項』に留意し、次の必要書類を揃えて提出してください。

* 1部の申請書で複数区の許可を同時に申請することができます。添付書類は1部のみ提出してください。

【申請に必要な書類】

収集運搬業	1	一般廃棄物収集運搬業許可申請書【様式No.1-1、1-2、1-3】
	2	事業開始資金及び調達方法【様式No.15】
	3	『別表1』収集運搬業の許可申請に係る添付書類3~18(P. 34~35参照)
	4	「普通ごみ」を取り扱う場合は、一般廃棄物処理委託証明書【様式No.17】 * 一般廃棄物処理委託証明書は、「作業場所及び処理量【様式No.18】」に記載した順に綴ってください。
処分業	1	一般廃棄物処分業許可申請書【様式No.2】
	2	事業開始資金及び調達方法【様式No.15】
	3	『別表2』処分業の許可申請に係る添付書類2~12(P. 37参照)

③ 許可申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により、申請書を提出する当日に金融機関で納付してください。郵送申請の場合は、清掃協議会から別途お知らせします。

新規許可申請手数料	1区につき 15,000円
-----------	---------------

※ 納付書記入用に、次のサイズのゴム印があると便利です。

複数区に申請する場合、申請区分の納付書を作成することになり、納付書1枚につき、住所等を3か所ずつ記入していただく必要があります。

【サイズ】 たて12mm×よこ55mm

【印字】 個人の場合：住所、氏名

法人の場合：所在地、名称、代表者氏名

④ 許可基準を満たしているかどうかを審査するため、書類審査及び立入検査を行います。

⑤ 審査の結果、基準を満たしていることが認められたときには許可証を交付します。

⑥ 許可証は、別途ご案内する日時に清掃協議会において交付します。許可証の郵送交付を希望する場合は事前相談時にお問い合わせください。

許可日は、申請が受理された月の翌々月の1日です。ただし、1月は許可を行っていませんので、11月に申請が受理された場合の許可日は、2月1日になります。

⑦ 許可期間は2年です。2年以上継続して一般廃棄物処理業を営むためには、2年ごとに更新許可の申請をする必要があります。(P. 32「2 更新許可申請」参照)

2 更新許可申請

一般廃棄物処理業の許可は、2年ごとに更新許可申請を行い、許可を更新しなければ失効します。許可期限には、十分注意してください。

(1) 更新講習会

更新許可申請にあたっては、許可期間中に実施される区長が指定する講習会を毎年修了していることが必要です。

- ① 講習会の日時及び会場等については、別途ご案内します。
- ② 講習会は有料です。
- ③ 講習会の受講対象者

法人	その代表者又は役員（会計参与、監査役及び監事を除く。）もしくは政令で定める使用人（P. 14 *6 参照）
個人	当該申請者もしくは政令で定める使用人（P. 14 *6 参照）

(2) 申請方法等

- ① 許可期間が満了する日の2か月前までに、清掃協議会から更新手続きの案内をします。
- ② 許可期間が満了する日の1か月前までに、P. 33『新規・更新許可申請に係る注意事項』に留意し、次の必要書類を揃えて提出してください。郵送による申請の場合は提出期限が早まるため、清掃協議会が指定する日までに提出してください。

- * 1部の申請書で複数区の許可を同時に申請することができます。添付書類は1部のみ提出してください。許可期限がずれている区の申請も併せて行いたい場合は、事前に相談してください。
- * 収集運搬業においては、取り扱う一般廃棄物の種類が「普通ごみ」の場合、継続的な作業場所を1か所以上有していないと、「普通ごみ」の許可は更新できません。

【申請に必要な書類】

収集運搬業	1	一般廃棄物収集運搬業許可申請書【様式No.1-1、1-2、1-3】
	2	『別表1』収集運搬業の許可申請に係る添付書類1~18（P. 34・35 参照）
処分業	1	一般廃棄物処分業許可申請書【様式No.2】
	2	『別表2』処分業の許可申請に係る添付書類1~12（P. 37 参照）

※ 許可申請に係る添付書類の省略

P. 34・35『別表1』及びP. 37『別表2』のうち、番号（No.）に **網掛け** がしてある書類については、添付を省略することができます。その場合は、添付書類省略申出書【様式No.23】の省略した添付書類の該当欄に○を付して提出してください。

- ③ 許可申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により、申請書を提出する当日に金融機関で納付してください。郵送申請の場合は、清掃協議会から別途お知らせします。

更新許可申請手数料	1区につき 10,000円
-----------	---------------

※ 納付書記入用に、次のサイズのゴム印があると便利です。

複数区に申請する場合、申請区分の納付書を作成することになり、納付書1枚につき、住所等を3か所ずつ記入していただく必要があります。

【サイズ】たて12mm×よこ55mm

【印字】個人の場合：住所、氏名 法人の場合：所在地、名称、代表者氏名

- ④ 許可基準を満たしているかどうかを審査するため、書類審査及び立入検査を行います。
- ⑤ 審査の結果、要件を満たしていることが認められたときには許可証を交付します。
- ⑥ 許可証は、別途ご案内する日時に清掃協議会において交付します。なお、旧許可証は、返納していただくことになります。紛失・き損により旧許可証を返納できない場合は、事前に再交付申請を行ってください。許可証の郵送交付を希望する場合は事前相談時にお問い合わせください。

《新規・更新許可申請に係る注意事項》

- (1) 新規・更新許可申請には予約制を導入しています。予約をしてから申請にお越しください。
- (2) 許可申請書等押印が必要な書類には、必ず登録印（印鑑証明書と同じもの）を使用してください。
- (3) 許可申請書を上にして、添付書類を番号順に重ね、左側をひもで綴じてください。
- (4) 申請書は、提出用と申請者控用を作成し提出してください。なお、申請者控用については、添付書類を省略することができ、写しでも可とします。
- (5) 次の添付書類に関する共通事項を守ってください。

⑦ 登記事項証明書、納税証明書等公的機関に発行手数料の支払いをする書類

- * 原本を添付してください。
- * 申請前3か月以内に発行されたものに限ります。

① 施設、設備、運搬車等の写真

- * 申請前3か月以内に撮影されたものに限ります。
- * 必要とする内容等が鮮明に写るように撮影してください。
- * 規格は、カラーサービス判を基本とします（インスタント写真は不可）。鮮明に印刷されていれば、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも可とします。
- * 写真是、A4判の台紙に貼り付けるかA4判の用紙に印刷してください。
- * 運搬車の写真については、運搬車の前後方・左右両側面すべてが写り、「車体の形状・色」、「許可に関する表示」及び「車両のナンバープレート」が明らかに確認できるように撮影してください。（P.36 「運搬車の写真の撮り方」 参照）

（6）申請書に記載する施設等の範囲

収集運搬業	運搬先 【様式No. 1-2、1-3】	申請する区毎に、収集運搬・荷卸しに係る施設名を記載してください。申請しない区については記載不要です。 運搬先が指定処理施設であるときは、「区」のボックスにチェックを入れてください。
	主たる事務所以外の事務所、事業場	収集・運搬（荷卸しのみを含む。）に係る事務所、事業場を記載してください。
	車庫、洗車場	許可車両すべてが使用する車庫、洗車場を記載してください。
	保管・積替施設	すべての施設を記載してください。
	処 分 業	主たる事務所以外の事務所、事業場

《別表1》 収集運搬業の許可申請に係る添付書類

※新規の場合はP.31(3)②の表、更新の場合はP.32(2)②の表に記載されている書類も必要です。

番号	添付書類		
1	添付書類省略申出書【様式No.23】 * 更新許可申請に限り、添付書類番号4~6、10~12、14、18は、省略することができる。 (省略する添付書類に○印を付けること。)		
2	許可期限の短縮に係る申出書兼誓約書【見本No.10】※許可期限を短縮する場合に限る。 * 許可期間を合わせるため許可期限を短縮したい場合は、申請の予約をする際に必ずお知らせください。		
3	業務経歴書【様式No.21-1】【様式No.21-2】		
4	個人の場合	①住民票の写し *3か月以内に発行の原本	
	法人の場合	①定款又は寄付行為の写し ②登記事項証明書 *3か月以内に発行の原本	* 目的欄に一般廃棄物処理業が明記されていること。
5	印鑑証明書 *3か月以内に発行の原本 * 押印を必要とする提出書類には、すべてこの印鑑を使用すること。		
6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書【様式No.12】 * 申請者が未成年の場合に限る。		
7	欠格条項に該当しない者である旨の誓約書【様式No.13】 * 法人の場合は、役員全員（監査役を含む）を記入すること。 * 政令第4条の7で定める使用人も記入すること。		
8	従業員名簿【様式No.14】 * 特別区一般廃棄物処理業に従事する者全員（役員を含む）を記入すること。		
9	個人の場合	①資産調書【様式No.16】	
		②所得税納税証明書（前年分のものに限る。） *3か月以内に発行の原本	
	法人の場合	①貸借対照表	*直近のものに限る。
		②損益計算書	
		③株主資本等変動計算書	
		④個別注記表	
		⑤法人税納税証明書 *3か月以内に発行の原本 (納税証明書 その1・納税額等証明用)	
* 経理的基礎を確認するため、追加の資料をお願いすることがあります。 (無税の場合の「無税理由書・改善計画書」など)			
10	主たる事務所の案内図		* 最寄駅、主要道路、目標物等を明示すること。
11	する書類 車庫、洗車設備、けい船場に 関	①車庫、洗車設備、けい船場の案内図及び付近の見取図 * 最寄駅、主要道路、目標物、付近の住居等を明示すること。	
		②車庫、洗車設備、けい船場の配置図 * 敷地内における車両の駐車場所を明示すること。 * 洗車設備については、給水栓や排水溝の位置を明示すること。	
		③車庫、洗車設備、けい船場の写真 *申請前3か月以内に撮影されたものに限る。 * 洗車設備については、設備全体、給水栓、排水溝等が確認できること。	
		④車庫、洗車設備、けい船場の土地及び建物の登記事項証明書（*3か月以内に発行の原本）又は賃貸借契約書の写し	

12	保管・積替施設に関する書類	<p>①作業計画書（保管・積替施設の作業工程を説明する書類）</p> <p>②保管・積替施設の案内図及び付近の見取図 ＊最寄駅、主要道路、目標物、付近の住居等を明示すること。</p> <p>③保管・積替施設の配置図 ＊敷地内における保管する廃棄物、設備、掲示板の設置場所を明示すること。</p> <p>④保管・積替施設の平面図、立面図、断面図</p> <p>⑤保管・積替施設の写真＊申請前3か月以内に撮影されたものに限る。 ＊敷地内における設備、掲示板が確認できること。</p> <p>⑥保管・積替施設の土地及び建物の登記事項証明書（＊3か月以内に発行の原本）又は賃貸借契約書の写し</p> <p>⑦保管・積替施設の関係諸官庁の施設設置届出書の写し</p>
13	運搬施設に関する書類	<p>①器材一覧表【様式No.20】 ＊運搬車については、特別区一般廃棄物許可業で使用するすべての車両を記入すること。 ＊「種類」については、自動車検査証等の車体の形状を記載すること。 ＊「備考」については、専用車の場合は家電、食品リサイクル等を記載すること。</p> <p>②自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し（両方とも提出すること^{*1}） ＊自動車検査証は、所有者又は使用者が申請者となっており、申請日現在有効なものであること。 船舶検査証書の写し 廃棄物排出船登録済証の写し</p> <p>③運搬車、運搬船の写真＊申請前3か月以内に撮影されたものに限る。（P. 36 運搬車の写真的撮り方 参照）</p>
14	運搬先を証明する書類 ＊廃家電の収集・運搬をする場合及び指定処理施設に持ち込む場合を除く。	<p>①指定処理施設以外へ搬入する場合の作業計画書【見本No.9】</p> <p>②運搬先施設所在区市町村の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し</p> <p>③運搬先施設の一般廃棄物処分業許可証の写し</p> <p>④運搬先施設の再生利用事業登録証明書の写し ＊食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律による廃掃法の特例を受ける場合で運搬先施設が登録再生利用事業者であるとき。</p> <p>⑤運搬先施設の搬入承認に関する書類の写し</p> <p>⑥その他必要と認められる書類</p>
15		特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書【様式No.24】 ＊取り扱う一般廃棄物の種類が、「廃家電」の場合に限る。
16		普通ごみ区分届出ごみ量一覧【様式No.19】 ＊取り扱う一般廃棄物の種類が「普通ごみ」の場合に限る。
17		作業場所及び処理量【様式No.18】 ＊区及び種類ごとに用紙を分けて、継続的な作業場所をすべて記入すること。 ＊指定処理施設以外に搬入する作業場所も記入すること。 ＊1つの作業場所で複数の処理方法がある場合は、別々に記入すること。（P. 97 Q&A. 30 参照） ＊契約単価は、消費税等を含んだ額を記入すること。 ＊【様式No.18】下欄の作成にあたっての注意事項に留意すること。
18		排出事業者との一般廃棄物処理に係る委託契約書の写し又は委託を証明する書類

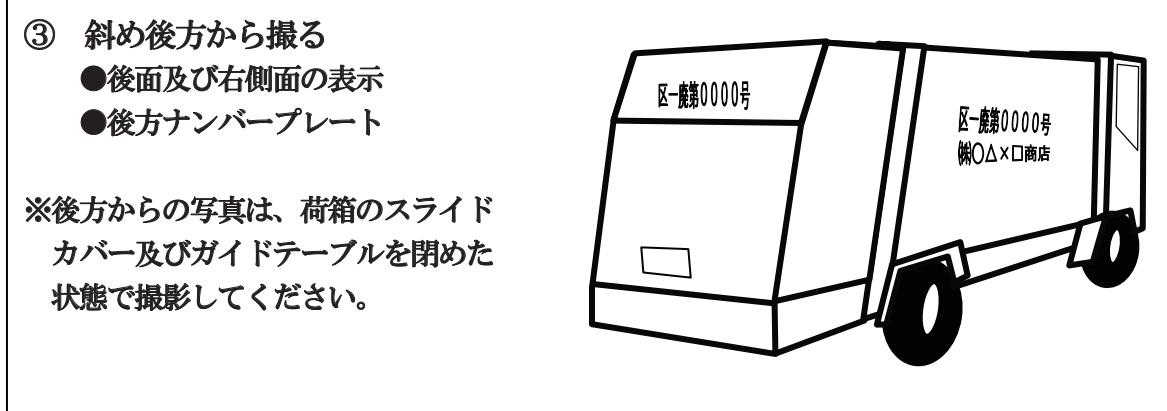
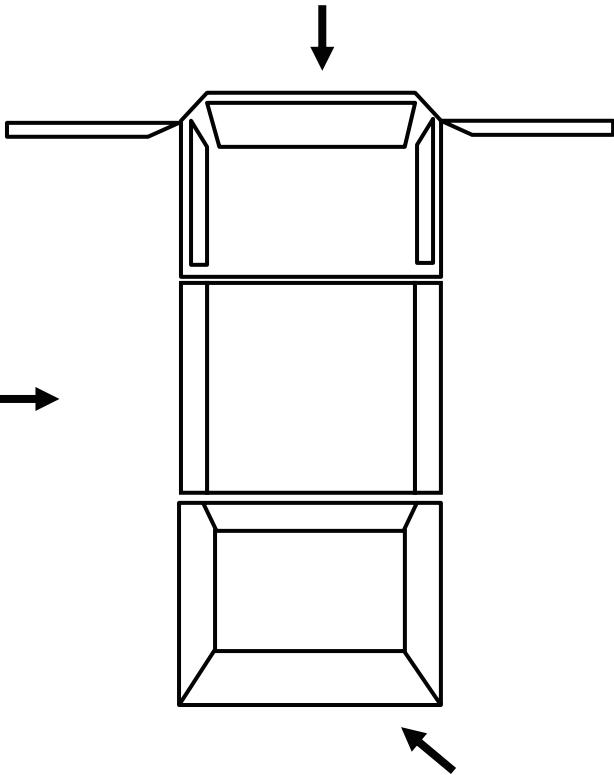
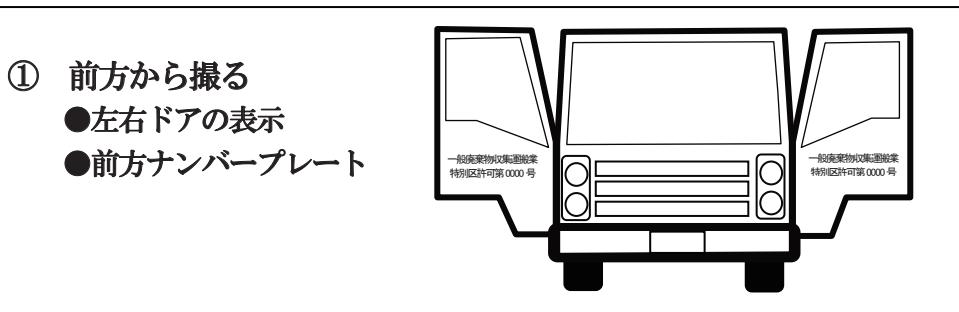
* 1 令和5年1月以降に発行された自動車検査証は、所有者又は使用者、有効期間の満了日が確認できないため、自動車検査証記録事項の写しと合わせて提出してください。

運搬車の写真の撮り方

運搬車の前後方・左右両側面すべてが写り、「車体の形状・色」、「許可に関する表示」及び「車両のナンバープレート」が明らかに確認できるように撮影し、プリントしてください。

* 光の反射等により表示や車両ナンバーが確認できない場合や印刷機の不良により鮮明に印刷されていない等、確認が困難な場合は受理しないこともあります。

《参考撮影例》下図は、撮影の一例です。●確認すべき事項が鮮明に写るように工夫して撮影してください。



《別表2》 処分業の許可申請に係る添付書類

※新規の場合はP.31(3)②の表、更新の場合はP.32(2)②の表に記載されている書類も必要です。

番号	添付書類		
1	添付書類省略申出書【様式No.23】 (省略する添付書類に○印を付けること。) * 更新許可申請に限り、添付書類番号3～5、9～11は、省略することができる。		
2	業務経歴書【様式No.21-1】【様式No.21-2】		
3	個人の場合	①住民票の写し *3か月以内に発行の原本	
	法人の場合	①定款又は寄付行為の写し ②登記事項証明書 *3か月以内に発行の原本	* 目的欄に一般廃棄物処理業が明記されていること。
4	印鑑証明書*3か月以内に発行の原本 *押印を必要とする提出書類には、すべてこの印鑑を使用すること。		
5	営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書【様式No.12】*申請者が未成年の場合に限る。		
6	欠格条項に該当しない者である旨の誓約書【様式No.13】 * 法人の場合は、役員全員（監査役を含む）を記入すること。 * 政令第4条の7で定める使用人も記入すること。		
7	従業員名簿【様式No.14】 *特別区一般廃棄物処理業に従事する者全員（役員を含む）を記入すること。		
8	個人の場合	①資産調書【様式No.16】 ②所得税納税証明書（前年分のものに限る。） *3か月以内に発行の原本	
	法人の場合	①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表 ⑤法人税納税証明書 *3か月以内に発行の原本 (納税証明書 その1・納税額等証明用)	*直近のものに限る。
	* 経理的基礎を確認するため、追加の資料をお願いすることがあります。 (無税の場合の「無税理由書・改善計画書」など)		
9	主たる事務所の案内図 *最寄駅、主要道路、目標物等を明示すること。		
10	処理施設に関する書類	①作業計画書（処理施設の作業工程を説明する書類） ②処理施設の案内図及び付近の見取図 *最寄駅、主要道路、目標物、付近の住居等を明示すること。 ③処理施設の配置図 *敷地内における保管する廃棄物、設備、掲示板の設置場所を明示すること。 ④処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 ⑤処理施設の写真*敷地内における設備、掲示板が確認できること。*申請前3か月以内に撮影のものであること。 ⑥処理施設の土地及び建物の登記事項証明書（*3か月以内に発行の原本）又は賃貸借契約書の写し ⑦処理施設の関係諸官庁の施設設置許可証又は認可書の写し ⑧周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 *最終処分の場合に限る。	
11		①処分先の一般廃棄物処分業許可証の写し ②処分先の搬入承認に関する書類の写し ③その他必要と認められる書類	
12	排出場所及び処理量（処分業用）【様式No.22】 * 区及び施設ごとに用紙を分けて記入すること。 * 契約単価は、消費税等を含んだ額を記入すること。		

3 変更許可申請

「取り扱う一般廃棄物の種類」の増加や「事業の区分」の変更等、事業の範囲を変更しようとするときは、事前に変更許可申請等を行い、当該変更内容に係る許可を受ける必要があります。申請の窓口は清掃協議会です。

なお、新規許可申請の場合と同様、収集運搬業における「取り扱う一般廃棄物の種類」に関して「汚でい」の増加は、現在許可しておりません。

(1) 申請方法等

- ① 変更内容について、清掃協議会へ事前に相談してください。郵送申請を希望する場合は、その旨も申し出てください。(予約制を導入しています。)
- ② 相談後、変更許可申請書(一般廃棄物収集運搬業【様式No.3】又は一般廃棄物処分業【様式No.4】)を作成し、各変更許可事項に係る添付書類(P. 39 「(2) 変更許可事項及び添付書類」参照)を添えて、清掃協議会へ提出してください。
＊1部の申請書で複数区の許可を同時に申請することができます。添付書類は1部のみ提出してください。
- ③ 申請書は、提出用と申請者控用を作成し提出してください。なお、申請者控用については、添付書類を省略することができ、写しでも可とします。
- ④ 申請書に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください。
- ⑤ 変更許可申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により、申請書を提出する当日に金融機関で納付してください。郵送申請の場合は、清掃協議会から別途お知らせします。

変更許可申請手数料	1区につき 10,000円
-----------	---------------

- ⑥ 許可基準を満たしているかどうかを審査するため、書類審査(必要に応じて立入検査)を行います。
- ⑦ 審査の結果、許可又は不許可の連絡をします。
- ⑧ 変更許可後の許可期間は、変更許可前と変わりません。
- ⑨ 新しい許可証を交付する場合、変更前の許可証は、返納していただくことになります。新しい許可証の用意ができた時点で清掃協議会から連絡します。紛失・き損により旧許可証を返納できない場合は、事前に再交付申請を行ってください。許可証の郵送交付を希望する場合は事前相談時にお問い合わせください。
- ⑩ 次の添付書類に関する共通事項を守ってください。

- ⑦ 登記事項証明書等公的機関に発行手数料の支払いを要する書類
＊原本を添付してください。
＊申請前3か月以内に発行されたものに限ります。

- ① 施設、設備等の写真
＊申請前3か月以内に撮影されたものに限ります。
＊必要とする内容等が鮮明に写っているように撮影してください。
＊規格は、カラーサービス判を基本とします(インスタント写真は不可)。鮮明に印刷されていれば、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも可とします。
＊写真は、A4判の台紙に貼り付けるかA4判の用紙に印刷してください。

(2) 変更許可事項及び添付書類

※以下の添付書類のほかに、変更許可申請書【様式No.3又は様式No.4】も必要です。

変更許可事項		添付書類
1	取り扱う一般廃棄物の種類 (種類の増加) (収集運搬業) * 減少の場合は変更届(P.47の表中番号9参照)。	① 一般廃棄物処理委託証明書【様式No.17】 * 新たに「普通ごみ」を取り扱う場合のみ * 排出事業者との一般廃棄物処理委託契約締結後、速やかに契約書の写しを清掃協議会へ提出してください。 ② 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書 * 新たに「廃家電」を取り扱う場合のみ 【様式No.24】 ③ その他必要と認められる書類
2	事業の区分 (収集運搬業) 保管・積替えを除く。 ⇒ 保管・積替えを含む。	① 作業計画書(保管・積替施設の作業工程を説明する書類) ② 保管・積替施設の案内図及び付近の見取図 ③ 保管・積替施設の配置図 ④ 保管・積替施設の平面図、立面図、断面図 ⑤ 保管・積替施設の写真 * 申請前3か月以内に撮影されたものに限る。 * 敷地内における設備、掲示板が確認できること。 ⑥ 保管・積替施設の土地及び建物の登記事項証明書(*3か月以内に発行の原本)又は賃貸借契約書の写し ⑦ 保管・積替施設の関係諸官庁の施設設置届出書の写し ⑧ その他必要と認められる書類
		① 一般廃棄物処理委託証明書【様式No.17】 * 新たに「普通ごみ」を取り扱う場合のみ * 排出事業者との一般廃棄物処理委託契約締結後、速やかに契約書の写しを清掃協議会へ提出してください。 ② その他必要と認められる書類
3	廃棄物の種類、処分の区別 又は処分の方法 (処分業)	① 作業計画書(処理施設の作業工程を説明する書類) ② 処理施設の案内図及び付近の見取図 ③ 処理施設の配置図 ④ 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 ⑤ 処理施設の写真 * 申請前3か月以内に撮影されたものに限る。 ⑥ 処理施設の関係諸官庁の施設設置許可証又は認可書の写し ⑦ その他必要と認められる書類

※事業の区分(下表1)を変更する場合は、下表2のとおり手続きが必要です。

[表1] 事業の区分

① 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
② 収集・運搬(保管・積替えを含む。)
③ 運搬(保管・積替えを含む。)*1
④ 運搬(荷卸しに限る。)*2

*1 当該区に作業場所はないが、保管・積替施設がある場合

*2 当該区に作業場所はないが、当該区内にある民間施設に搬入(荷卸し)する場合

[表2] 事業の区分の変更に伴う手続きについて

	①へ変更	②へ変更	③へ変更	④へ変更
①から		変更許可申請	変更許可申請	
②から	変更届*		変更届*	変更届*
③から	変更許可申請	変更許可申請		
④から	変更許可申請	変更許可申請	変更許可申請	

* 変更届はP.47の表中番号10を参照

4 変更承認申請

「運搬車の数量」や「運搬先」等を変更しようとするときは、事前に変更承認申請を行い、承認を受ける必要があります。申請の窓口は清掃協議会です。

(1) 申請方法等

① 変更承認申請を必要とする変更事項については、器材や設備等を整える前に、必ず清掃協議会へ事前に相談してください^(注)。特に運搬車に係る事項は、承認を受けずに稼動することができないため、変更の計画段階で相談するようにしてください。ただし、運搬車の減少については、作業計画に支障が生じない場合に限り相談は不要です。

* 指定処理施設へ継続的に持ち込むための「持込承認申請」の手続きとは異なりますので、注意してください。

(注) 運搬車等に係る事項の事前相談については、P. 42 の添付書類のうち、白抜きの①で表記された書類を作成し、清掃協議会に提出してください。事前相談についてはFAXの利用もできます。この場合、送信後に確認の電話をしてください。

② 相談後、変更承認申請書【様式No.5】を提出用と申請者控用を作成し、変更事項に係る必要書類（P. 42 「(2) 変更承認事項及び添付書類」参照）を添付して、清掃協議会へ提出してください。なお、申請者控用については、添付書類を省略することができ、写しでも可とします。郵送による申請も可能ですが（提出先・郵送先は、P. 224 を参照）。

* 1部の申請書で複数区の承認を同時に申請することができます。添付書類は1部のみ提出してください。

③ 申請書等に押印する印鑑は、必ず登録印（印鑑証明書と同じもの）を使用してください。

④ 郵送により申請者控用の返却及び変更承認書の交付を希望する場合は、発送に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて申請してください。

なお、変更承認書交付までには、一定期間の日数を要します。変更承認書交付以前に清掃協議会が受理印を押した申請者控用の返却を希望する場合は、発送に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を申請者控用、変更承認書交付用として、それぞれ1通ずつ添えて申請してください。

⑤ 基準を満たしているか、書類審査（必要に応じて立入検査）を行います。

⑥ 審査の結果、変更内容を承認したときは、変更承認書を交付します。

⑦ P. 42・43 「(2) 変更承認事項及び添付書類」に記載のある変更承認事項のうち、次のいずれかの事項を変更した場合は、許可証の記載事項が変更となるため、新しい許可証を交付します。

1	保管・積替施設の設置場所
3	運搬先
4	処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
5	処分先

⑧ 新しい許可証を交付する場合、変更前の許可証は、返納していただくことになります。新しい許可証の用意ができた時点で清掃協議会から連絡します。紛失・き損により旧許可証を返納できない場合は、事前に再交付申請を行ってください。許可証の郵送交付を希望する場合は事前相談時にお問い合わせください。

⑨ 変更承認事項が複数ある場合は、原則として変更事項ごとに申請してください。

⑩ 次の添付書類に関する共通事項を守ってください。

⑦ 登記事項証明書等公的機関に発行手数料の支払いをする書類

- * **原本**を添付してください。
- * **申請前3か月以内**に発行されたものに限ります。

① 施設、設備、運搬車等の写真

- * 申請前3か月以内に撮影されたものに限ります。
- * 必要とする内容等が鮮明に写るように撮影してください。
- * 規格は、カラーサービス判を基本とします（インスタント写真は不可）。鮮明に印刷されていれば、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも可とします。
- * 写真是、A4判の台紙に貼り付けるかA4判の用紙に印刷してください。
- * 運搬車の写真については、運搬車の前後方・左右両側面すべてが写り、「車体の形状・色」、「許可に関する表示」及び「車両のナンバープレート」が明らかに確認できるように撮影してください。（P. 36 **運搬車の写真の撮り方** 参照）
- * 登録を一時抹消する場合は、手続きの前に許可表示を抹消し、登録している車両のナンバープレートが装着されている状態で撮影してください。（P. 96 Q&A. 28 参照）
- ※ 許可表示を抹消する際には、マグネットやガムテープ等で一時的に覆うような簡易な処理は認めません。塗装等により完全に表示を消してください。また、許可表示を抹消した運搬車の写真を、申請時に添付できない場合は、確約書【見本No.6】を添付し、写真のみを後日提出してください。

⑪ 申請した事項が承認されるまでは、申請事項に係る事業を行うことはできません。

⑫ 施設に関する変更承認申請の提出範囲

保管・積替えを行う施設	・保管・積替施設の所在する区
運搬先	・運搬先施設の所在する区 ・当該運搬先に搬入する廃棄物を収集する区全て
処分先	・処分業の許可区

(2) 変更承認事項及び添付書類

※以下の添付書類のほかに、**変更承認申請書【様式No.5】**も必要です。

添付書類の白抜き数字①の書類は、事前相談の際に提出が求められるものです。

変更承認事項		添付書類
1	保管・積替施設の設置場所 ^{*1} ※事業の区分の変更を伴う場合は、変更許可申請又は変更届（P.29 の保管・積替施設を参照）	① 作業計画書（保管・積替施設の作業工程を説明する書類） ② 保管・積替施設の案内図及び付近の見取図 ③ 保管・積替施設の配置図 ④ 保管・積替施設の平面図、立面図、断面図 ⑤ 保管・積替施設の写真 *申請前3か月以内に撮影されたものに限る。 ⑥ 保管・積替施設の土地及び建物の登記事項証明書（*3か月以内に発行の原本）又は賃貸借契約書の写し ⑦ 保管・積替施設の関係諸官庁の施設設置届出書の写し ⑧ その他必要と認められる書類
2	車種 予備車 ⇒ 稼動車 ^{*3}	① 器材一覧表【様式No.20】* ² ② 変更後の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し（両方とも提出すること ^{*5} ） ③ 変更後の運搬車の写真 *申請前3か月以内に撮影されたものに限る。 ④ 変更前の運搬車の許可表示を抹消した写真 *申請時、写真を添付できない場合は、確約書【見本No.6】を添付し、写真のみを後日提出すること。 ⑤ その他、必要と認められる書類
	稼動車 ⇒ 予備車 ^{*3}	① 増車理由書【見本No.8-1】 *【見本No.8-1】のうち、「最近3か月の運搬量一覧」については、取り扱う一般廃棄物の種類が「普通ごみ」の場合のみ記入すること。枠内に記入しきれない場合は、最近3か月の運搬量一覧（別紙）【見本No.8-2】を併せて提出すること。 ② 器材一覧表【様式No.20】* ²
	増車 ^{*4}	① 増車理由書【見本No.8-1】 *【見本No.8-1】のうち、「最近3か月の運搬量一覧」については、取り扱う一般廃棄物の種類が「普通ごみ」の場合のみ記入すること。枠内に記入しきれない場合は、最近3か月の運搬量一覧（別紙）【見本No.8-2】を併せて提出すること。 ② 器材一覧表【様式No.20】* ² ③ 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し（両方とも提出すること ^{*5} ） ④ 運搬車の写真 *申請前3か月以内に撮影されたものに限る。
	減車	① 器材一覧表【様式No.20】* ² ② 許可表示を抹消した運搬車の写真 *写真を申請時に提出できないときは、確約書【見本No.6】を添付し、写真のみを後日提出すること。 *廃家電専用車においても、一般廃棄物収集運搬業の表示がされていないことを確認できる写真を添付すること。

3	運搬先 ^{*1}	① 指定処理施設以外へ搬入する場合の作業計画書【見本No.9】 * 取り扱う一般廃棄物の種類が、「廃家電以外」の場合 ② 運搬先施設所在区市町村の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し ③ 運搬先施設の一般廃棄物処分業許可証の写し ④ 運搬先施設の再生利用事業登録証明書の写し * 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律による廃掃法の特例を受ける場合で 運搬先施設が登録再生利用事業者であるとき。 ⑤ 運搬先施設の搬入承認に関する書類の写し ⑥ その他必要と認められる書類
4	処理施設の種類、 数量、設置場所 及び処理能力 ^{*1} (処分業)	① 作業計画書（処理施設の作業工程を説明する書類） ② 処理施設の案内図及び付近の見取図 ③ 処理施設の配置図 ④ 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 ⑤ 処理施設の写真 *申請前3か月以内に撮影されたものに限る。 ⑥ 処理施設の土地及び建物の登記事項証明書（*3か月以内に発行の原本）又は賃 貸借契約書の写し ⑦ 処理施設の関係諸官庁の施設設置許可証又は認可書の写し ⑧ その他必要と認められる書類
5	処分先 ^{*1} （処分業）	① 処分先の一般廃棄物処分業許可証の写し ② 処分先の搬入承認に関する書類の写し ③ 作業計画書（処理施設の作業工程を説明する書類） ④ その他必要と認められる書類

*1 1保管・積替えを行う施設、3運搬先、4処理施設の種類等、5処分先、に係る変更について、減少する場合の添付書類は不要とします。ただし、廃棄物の処理行程が変更になることが想定されるため、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書【様式No.24】もしくは指定処理施設以外へ搬入する場合の作業計画書【見本No.9】の添付を求めることがあります。

*2 器材一覧表【様式No.20】は、変更前・変更後の運搬車等も含め、許可に係るすべての運搬車等を記入し、変更に関わる車両の備考欄に、その旨を記入してください。

*3 運搬施設の種類や数量を変更せず、稼動車↔予備車の変更をする場合、変更届になります。（P. 47の表中番号5を参照）

*4 バキューム車を増車する場合はP. 101 Q & A49を、予備車を増車する場合はP. 95 Q & A23を参照してください。また、転居廃棄物を収集運搬する運搬車については、普通ごみを取り扱う稼動運搬車の保有基準（P. 12の表中番号(6)参照）は適用されません。

*5 令和5年1月以降に発行された自動車検査証は、所有者又は使用者、有効期間の満了日が確認できないため、自動車検査証記録事項の写しと合わせて提出してください。

5 変更届

主たる事務所の所在地、代表者、役員、運搬車等について、清掃協議会へ申請・届出してある事項で、別記届出事項に変更が生じたときは、変更した日から 10 日以内に、届け出る必要があります。届出の窓口は清掃協議会です。

また、作業場所が増加・減少した場合、あるいは契約内容等に変更があった場合には、その変更があつた月の分を作業場所の所在する区ごとにまとめて翌月の 10 日までに清掃協議会へ提出してください。

(1) 届出方法等

- ① 変更届【様式№.6】を提出用と届出者控用を作成し、変更事項に係る必要書類 (P. 46・47「(2) 変更事項及び添付書類」参照) を添付して、清掃協議会へ提出してください。なお、届出者控用については、添付書類を省略することができ、写しでも可とします。郵送による届出も可能です (提出先・郵送先は、P. 224 を参照)。
＊ 1部の届出書で複数区の変更を同時に届出することができます。添付書類は 1 部のみ提出してください。
- ② 届等に押印する印鑑は、必ず登録印 (印鑑証明書と同じもの) を使用してください。
- ③ 変更事項の欄に記載する変更事項は、別記 (P. 46・47「(2) 変更事項及び添付書類」参照) に記載のある変更事項名を記入してください。
- ④ 郵送により届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出してください。
- ⑤ 別記 (P. 46・47「(2) 変更事項及び添付書類」参照) の変更事項のうち、次のいずれかの変更が生じた場合は、許可証の記載事項が変更となるため、新しい許可証を交付します。

1	個人の住所及び氏名
2	法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
9	取り扱う一般廃棄物の種類の減少
10	事業の区分に係る変更のうち、変更届に該当する区分への変更

- ⑥ 新しい許可証を交付する場合、変更前の許可証は返納していただくことになります。新しい許可証の用意ができた時点で清掃協議会から連絡をします。紛失・き損により旧許可証を返納できない場合は、事前に再交付申請を行ってください。許可証の郵送交付を希望する場合は事前にお問い合わせください。

⑦ 次の添付書類に関する共通事項を守ってください。

⑦ 登記事項証明書等公的機関に発行手数料の支払いを要する書類

- * **原本**を添付してください。
- * **届出前3か月以内**に発行されたものに限ります。

① 施設、設備、運搬車等の写真

- * 届出前3か月以内に撮影されたものに限ります。
- * 必要とする内容等が鮮明に写るように撮影してください。
- * 規格は、カラーサービス判を基本とします（インスタント写真は不可）。鮮明に印刷されたいれば、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも可とします。
- * 写真是、A4判の台紙に貼り付けるかA4判の用紙に印刷してください。
- * 運搬車の写真については、運搬車の前後方・左右両側面すべてが写り、「車体の形状・色」、「許可に関する表示」及び「車両のナンバープレート」が明らかに確認できるように撮影してください。（P. 36 **運搬車の写真の撮り方** 参照）
- * 登録を一時抹消する場合は、手続きの前に許可表示を抹消し、登録している車両のナンバープレートが装着されている状態で撮影してください。（P. 96 Q&A. 28 参照）
- ※ 許可表示を抹消する際には、マグネットやガムテープ等で一時的に覆うような簡易な処理は認めません。塗装等により完全に表示を消してください。また、許可表示を抹消した運搬車の写真を、届出時に添付できない場合は、確約書【見本No.6】を添付し、写真のみを後日提出してください。

⑧ 有限会社から株式会社への変更等、法人格を変更した場合は、「法人名称の変更」に該当します。また、許可を有する個人が法人として業を行うためには、法人としての新規の許可が必要です。この他、人格を変更する場合の取扱いは、P. 48「人格を変更した場合の取扱い」を参照してください。

(2) 変更事項及び添付書類

※以下の添付書類のほかに、**変更届【様式No.6】**も必要です。

変更事項		添付書類
1 個人	住所	① 住民票の写し (変更前後が確認できるもの) *3か月以内に発行の原本 * 電話番号の変更を伴う場合は、変更届にその旨記載すること。 ② 印鑑証明書 *3か月以内に発行の原本
	氏名	① 住民票の写し *3か月以内に発行の原本 ② 変更に関する区市町村長の証明書または戸籍抄本(変更前後が確認できるもの)*3か月以内に発行の原本 ③ 印鑑証明書 *3か月以内に発行の原本 ④ 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し (両方とも提出すること*) ⑤ 許可表示を修正した運搬車の写真
	政令で定める使用人 ¹ の氏名	欠格条項に該当しない者である旨の誓約書【様式No.13】 * 変更が辞任・退任・死亡等、減員のみの場合は不要。 * 新たに政令で定める使用人に就任する者がいる場合に作成し、その者についてのみ記入すること。
	登録印鑑	印鑑証明書 *3か月以内に発行の原本
	電話番号、FAX番号	添付書類なし
2 法人	主たる事務所の所在地	① 登記事項証明書 (変更内容が確認できるもの) *3か月以内に発行の原本 ② 印鑑証明書 *3か月以内に発行の原本 ③ 主たる事務所の案内図 * 電話番号の変更を伴う場合は、変更届にその旨記載すること。
	名称	① 登記事項証明書 (変更内容が確認できるもの) *3か月以内に発行の原本 ② 印鑑証明書 *3か月以内に発行の原本 ③ 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し (両方とも提出すること*) ④ 許可表示を修正した運搬車の写真
	代表者の氏名	① 登記事項証明書 (変更内容が確認できるもの) *3か月以内に発行の原本 ② 印鑑証明書 *3か月以内に発行の原本 ③ 欠格条項に該当しない者である旨の誓約書【様式No.13】 * 法人役員又は政令で定める使用人でなかった者が代表者に就任する場合に作成すること。
	役員及び政令で定める使用人 ¹ の氏名	① 登記事項証明書 (変更内容が確認できるもの) *3か月以内に発行の原本 * 登記されていない政令で定める使用人のみの変更の場合は不要。 ② 欠格条項に該当しない者である旨の誓約書【様式No.13】 * 変更が辞任・退任・死亡等、減員のみの場合は不要。 * 新たに役員又は政令で定める使用人に就任する者がいる場合に作成し、その者についてのみ記入すること。
	登録印鑑	印鑑証明書 *3か月以内に発行の原本
	電話番号、FAX番号	添付書類なし
3	定款又は寄付行為	① 定款又は寄付行為の写し ② 登記事項証明書 *3か月以内に発行の原本
	主たる事務所以外の事務所、事業場の所在地	変更内容を証する書類の写し
4	車庫、洗車設備、けい船場の所在地	① 車庫、洗車設備、けい船場の案内図及び付近の見取図 ② 車庫、洗車設備、けい船場の配置図 ③ 車庫、洗車設備、けい船場の写真 *届け出前3か月以内に撮影されたものに限る。 ④ 車庫、洗車設備、けい船場の土地及び建物の登記事項証明書 (*3か月以内に発行の原本) 又は賃貸借契約書の写し *新規・更新の添付書類(P. 34 の表中番号 11)と同様の書き方、撮り方をすること。

5	運搬施設 ^{*2}	代 替	① 変更後の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し (両方とも提出すること*) ② 変更後の運搬車の写真 *届け出前3か月以内に撮影されたものに限る。 ③ 変更前の運搬車の許可表示を抹消した写真 *届出時、写真を添付できない場合は、確約書【見本No.6】を添付し、写真のみを後日提出すること。
		稼動車 ⇄ 予備車	器材一覧表 *備考欄に、変更前と変更後が分かるように記入すること。 *既に登録がある車両で、稼動車と予備車の車種が同じ場合に限る。
		代 車	① 代車として使用する自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し (両方とも提出すること*) ② その他必要と認められる書類 (代車等使用承認書の写し等)
		自動車検査証 (自動車登録番号、 最大積載量)	① 変更後の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し (両方とも提出すること*) ② 変更後の運搬車の写真 (自動車登録番号を変更した場合) *届け出前3か月以内に撮影されたものに限る。 ③ 変更前の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し (両方とも提出すること*) (自動車登録番号を変更した場合)
6	作業計画	廃家電	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書【様式No.24】
		指定処理施設以外	指定処理施設以外へ搬入する場合の作業計画書【見本No.9】
		保管・積替施設	作業計画書 (保管・積替施設の作業工程を説明する書類)
		処理施設 (処分業)	作業計画書 (処理施設の作業工程を説明する書類)
7	作業場所	増 加	① 作業場所及び処理量【様式No.18】 * 区及び種類ごとに用紙を分けて記入すること。 * 指定処理施設以外に搬入する作業場所も記入すること。 * 1つの作業場所で複数の処理方法がある場合は、行を別々に記入すること。 (P. 97 Q&A. 30 参照) * 契約単価は、消費税等を含んだ額を記入すること。 ② 排出事業者との処理契約書の写し
		減 少	作業場所及び処理量【様式No.18】
		変 更 (名称、所在地、 契約単価 ^{*3} 、収集 量、収集回数)	① 作業場所及び処理量【様式No.18】 * 区ごとに用紙を分けて作成すること。 * 変更前と変更後の内容を記載すること。 ② 排出事業者との処理契約書又は変更内容を証する書類の写し
8	し尿混じりのビルピット 汚でいの作業場所		① 作業場所届 (汚でい関係)【様式No.30】 ② 同意書 (汚でい関係)【見本No.7】
9	取り扱う一般廃棄物の種 類の減少		添付書類なし
10	事業の区分に係る変更の うち、変更届に該当する区 分への変更		添付書類なし * P. 39 「表2 事業の区分の変更に伴う手続きについて」参照

*1 政令で定める使用者とは、申請者の使用者で次に掲げるものの代表者をいう。(政令第4条の7)

① 本店又は支店 (商人以外の者にあっては、主たる事務所又は從たる事務所)

② 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

*2 運搬船の場合は自動車検査証に代えて運搬船の船舶検査証書及び廃棄物排出船登録済証の写しを提出すること。また、パキューム車を入れ替える場合は、P. 102 Q&A. 50 を参照すること。

*3 契約単価とは、消費税等を含んだ金額のこと。

*4 令和5年1月以降に発行された自動車検査証は、所有者又は使用者、有効期間の満了日が確認できないため、自動車検査証記録事項の写しと合わせて提出してください。

人格を変更した場合の取扱い

	変更内容	手続き						
1	個人から法人への変更 処理業の許可を受けている個人(甲)が法人(乙)として全く同じ内容の処理業を行おうとする場合	<ul style="list-style-type: none"> (甲)と(乙)とは法律上別個の人格であるため、(乙)は処理業の新たな許可が必要である。 <p>* 一般廃棄物処理業の許可を取得してから5年を経過している個人(甲)が発起人として設立し、その代表者又は役員(会計参与、監査役及び監事を除く)となった法人(乙)が、当該個人(甲)と同一の業を継続する場合は、能力認定試験を免除する。 なお、定款等で発起人の記載が確認できない場合は、能力認定試験免除の対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (甲)は、業の廃止届を行う必要がある。 						
2	組織の変更 処理業の許可を受けている有限会社(甲)が株式会社(乙)に組織変更し、従前と全く同じ内容の処理業を行おうとする場合	<ul style="list-style-type: none"> 合名会社から合資会社、合資会社から合名会社、有限会社から株式会社などの組織変更については、新たな許可をとる必要はない。 (乙)は、法人名称の変更届を行う必要がある。 						
3	会社の合併 処理業の許可を受けている株式会社(甲)が、処理業の許可を持たない株式会社(乙)と合併した後、新会社(丙)として(甲)と全く同じ内容の処理業を行おうとする場合で、次に該当するとき。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (甲) : 許可を持つ会社 (乙) : 許可の無い会社 (丙) : 合併後の新会社 </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">① 合併後の新会社(丙)が、(甲)(乙)の消滅を伴う新設合併の場合</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (丙)は、(甲)とは別の新しい法人格であり、(甲)は消滅することから、新たに処理業の許可を取得する必要がある。 (甲)は、業の廃止届を行う必要がある。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 合併後の新会社(丙)が、(乙)の消滅を伴う(甲)の吸収合併として成立した場合</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (丙)は、(甲)と同一の法人格であるため、(甲)に与えられていた許可をもって業を行うことができる。 (甲)は、法人名称の変更届を行う必要がある。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 合併後の新会社(丙)が、(甲)の消滅を伴う(乙)の吸収合併として成立した場合</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (丙)は、(乙)と同一の法人格であるため、従前(甲)に与えられていた許可をもって業を行うことはできず、新たに処理業の許可を取得する必要がある。 (甲)は、業の廃止届を行う必要がある。 </td> </tr> </table>	① 合併後の新会社(丙)が、(甲)(乙)の消滅を伴う新設合併の場合	<ul style="list-style-type: none"> (丙)は、(甲)とは別の新しい法人格であり、(甲)は消滅することから、新たに処理業の許可を取得する必要がある。 (甲)は、業の廃止届を行う必要がある。 	② 合併後の新会社(丙)が、(乙)の消滅を伴う(甲)の吸収合併として成立した場合	<ul style="list-style-type: none"> (丙)は、(甲)と同一の法人格であるため、(甲)に与えられていた許可をもって業を行うことができる。 (甲)は、法人名称の変更届を行う必要がある。 	③ 合併後の新会社(丙)が、(甲)の消滅を伴う(乙)の吸収合併として成立した場合	<ul style="list-style-type: none"> (丙)は、(乙)と同一の法人格であるため、従前(甲)に与えられていた許可をもって業を行うことはできず、新たに処理業の許可を取得する必要がある。 (甲)は、業の廃止届を行う必要がある。
① 合併後の新会社(丙)が、(甲)(乙)の消滅を伴う新設合併の場合	<ul style="list-style-type: none"> (丙)は、(甲)とは別の新しい法人格であり、(甲)は消滅することから、新たに処理業の許可を取得する必要がある。 (甲)は、業の廃止届を行う必要がある。 							
② 合併後の新会社(丙)が、(乙)の消滅を伴う(甲)の吸収合併として成立した場合	<ul style="list-style-type: none"> (丙)は、(甲)と同一の法人格であるため、(甲)に与えられていた許可をもって業を行うことができる。 (甲)は、法人名称の変更届を行う必要がある。 							
③ 合併後の新会社(丙)が、(甲)の消滅を伴う(乙)の吸収合併として成立した場合	<ul style="list-style-type: none"> (丙)は、(乙)と同一の法人格であるため、従前(甲)に与えられていた許可をもって業を行うことはできず、新たに処理業の許可を取得する必要がある。 (甲)は、業の廃止届を行う必要がある。 							

※処理業の許可を受けている会社が新たに別会社を作っても、別の法人格となるため別会社に処理業の許可は引き継がれません。新たに処理業の許可を取得する必要があります。

6 欠格要件に係る届出

欠格要件に該当した場合は、2週間以内に清掃協議会に届け出なければなりません。（法第7条の2第4項、施行規則第2条の7）

- ① 事前に清掃協議会に連絡してください。
- ② 欠格要件に係る届出書【様式No.7】を提出用と届出者控用を作成し、欠格要件に該当した旨を証する書類を添付して、清掃協議会に提出してください。なお、届出者控用については、添付書類を省略でき、写しでも可とします。また、郵送による届出も可能です（提出先・郵送先は、P.224を参照）。

* 1部の届出書で複数区分を同時に届出することができます。添付書類は1部のみ提出してください。
- ③ 届出書に押印する印鑑は、必ず登録印（印鑑証明書と同じもの）を使用してください。
- ④ 郵送により届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出してください。

7 業の廃止届

業を廃止したときは、10日以内に清掃協議会に届け出る必要があります。（法第7条の2第3項、施行規則第2条の6第2項）

（1）届出方法等

- ① 事前に清掃協議会に連絡してください。
- ② 業の廃止届【様式No.8】を提出用と届出者控用を作成し、清掃協議会に提出してください。なお、届出者控用については、写しでも可とします。また、郵送による届出も可能です（提出先・郵送先は、P.224を参照）。

* 1部の届出書で複数区分を同時に届出することができます。添付書類は1部のみ提出してください。
- ③ 届等に押印する印鑑は、必ず登録印（印鑑証明書と同じもの）を使用してください。
- ④ 郵送により届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出してください。

（2）添付書類

- ① 当該区の許可証（紛失・き損により許可証を返納できない場合は、事前に再交付申請を行ってください。）
- ② 許可を廃止した日の属する年度分の一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】（許可区すべての業を廃止した場合は【様式No.11】）（取り扱う一般廃棄物の種類が「廃家電」の場合は【様式No.25】）
- ③ 運搬車から許可の表示を抹消した写真（すべての許可区で業を行わなくなった場合のみ）

（3）注意事項

許可期間満了時に更新しない場合、業の廃止届は必要ありません。上記（2）添付書類のみ提出してください。郵送による提出も可能です。

8 許可証再交付申請

許可証は、業を行うための許可を取得している証です。原則として事務所又は事業所に備えるようにしてください。許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに清掃協議会へ申請して再交付を受けなければなりません。

- ① 事前に清掃協議会に連絡してください。郵送での申請及び許可証の交付を希望する場合は、その旨も申し出てください。(予約制を導入しています。)
- ② 許可証再交付申請書【様式No.9】を提出用と申請者控用を作成し、清掃協議会に提出してください。また、き損の場合は許可証を返納してください。
＊ 1部の申請書で複数区分を同時に申請することができます。添付書類は1部のみ提出してください。
- ③ 申請書に押印する印鑑は、必ず登録印（印鑑証明書と同じもの）を使用してください。
- ④ 再交付申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により、申請書を提出する当日に金融機関で納付してください。郵送申請の場合は、清掃協議会から別途お知らせします。

許可証再交付申請手数料	1区につき 3,000円
-------------	--------------

IV章 運転日報・作業台帳・実績報告

実日
績報
報・
告台
帳

1 運転日報と作業台帳

運転日報と作業台帳は、日々の業務を適正に管理していく上で、重要な帳簿類として作成する必要があります。また、実績報告書の作成にあたっては、作業台帳の作成が重要な役割を果たしています。

(1) 運転日報の作成（収集運搬業）【見本No.3】

運転日報は、運行日ごと、運搬車両ごとに以下に掲げる各区規則規定項目を記載し、その運搬車の一日の作業行程や処理（収集）量等が明らかになるように作成するものです。廃棄物の収集運搬以外（洗車、給油、帰庫等）で運搬車両を稼働させた場合でも記載する必要があります。

また、【収集日】【曜日】【天候】【会社名】【運転者】【出帰庫時間】【出帰庫時走行距離】等の基本項目も運転日報作成の上で重要な記録項目となっています。（P. 53「記入例」参照）

収 集 運 搬 業	① 自動車登録番号
	② 収集時間
	③ 作業場所の名称及び所在地
	④ 収集量（収集量の合計値も算出し記録しておくこと） 収集時には、作業場所ごとに必ず計量を行い、その都度運転日報へ記載すること。 計量は、各作業場所の収集形態に合わせた方法で行うこと。やむを得ず袋換算する場合でも実情に即した換算値を設定し、実重量の把握に努めること。
	⑤ 処理施設への搬入状況（処理施設の名称、計量値、搬入時間） 作業場所ごとに計量した収集量の合計と、処理施設へ搬入した際の計量値を日々確認し、なるべく両者を近づけるよう、計量の正確性を高めること。

※ ハンディターミナル（タブレット端末を含む）を用いる場合

上記必要項目を出力できるものであること。清掃工場の搬入時は、ハンディターミナルを提示すること（清掃工場の受付で押印するための紙等は不要）。また、立入検査時には、出力した運転日報を速やかに確認できるようにしておくこと。

(2) 作業台帳の作成

作業台帳は、収集運搬業においては、排出事業者との契約に基づく日々の作業状況を明らかにするために、処分業においては、区ごとの処理（受入）量を把握するため作成するものです。

収 集 運 搬 業	作業台帳（収集運搬業用）【見本No.4】⇒ 運転日報を基に、作業場所ごとに作成すること。 ① 収集又は運搬年月日 ② 作業場所の名称及び所在地 ③ 収集量及び処理料金（同一の作業場所で複数の処理方法がある場合は、別々の欄に記入すること） ④ 搬入先別処分量 ⑤ 再生利用品目処理量
処 分 業	作業台帳（処分業用）【見本No.5】⇒ 受入先ごとに作成すること。 ① 受入年月日又は処分年月日 ② 受け入れた場合は、受入先ごとの受入量 ③ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 ④ 処分（埋立処分を除く。）後の一般廃棄物の持出先ごとの持出量 ⑤ 処分料金 ※ 複数区の混載されたごみを受入れた場合は、受入れ時に収集運搬業者の運転日報に記載してある数量を控えておくなど、排出場所ごとの数量を把握しておくこと。

(3) 運転日報・作業台帳等に係る遵守事項

① 収集時における作業場所ごとの計量の徹底

特別区内から発生した一般廃棄物は、取り扱う一般廃棄物の種類ごとの収集及び運搬をする場合に限り、許可を得た複数区の一般廃棄物を混載することが現在認められています。

したがって、排出区ごとの一般廃棄物の処理量（以下「ごみ量」という。）を的確に把握するためには、収集時における作業場所ごとの計量が必要となっています。

収集時における作業場所ごとの計量にあたっては、以下の方法のいずれかにより徹底してください。

計量方法	説明
作業場所の設置計量器	作業場所ごとに計量器を設置し、収集ごとに計量
車載型計量器	車両架装に計量器を搭載し、作業場所で計量
携帯型床置計量器	ヘルスマーター型計量器を携行し、作業場所で計量
携帯型吊下計量器	バネ秤型の計量器を携行し、作業場所で計量
手秤	収集作業員の経験による機器を使用しない計量

※ 上記の方法による実重量の把握が困難な場合には、排出者ごとに一定期間計量を行い、排出者（作業場所）ごとのごみ量や内容等、排出の傾向を的確に把握した上で、適切な換算値（容量から重量を算出する基礎数値）を定める等の方法があります。なお、換算値については、季節や作業場所の業態の変化により変動することが想定されますので、適正な期間で見直しを行ってください。

② 作業台帳は、事業場ごとに備えること。

③ 作業台帳は毎月末締め、1年ごとに閉鎖すること。

④ 作業台帳は閉鎖後5年間、事業場ごとに保存すること。

⑤ 運転日報、搬入伝票等は事業場ごとに5年間作業台帳と一緒に保存すること。

(記入例)

見本No.3

※ ボールペンで記入し、修正の際は二重線で訂正すること。

運 転 日 報

〇〇年 4月 1日 (○) 天候 (晴)	会社(業者)名	株式会社〇〇興業		
運転者名	東京 太郎	自動車登録番号	足立800あ00-00	車種 塵芥車
出庫時間	6:00	出庫時メーター	12,000 km	帰庫時間 16:30 帰庫時メーター 12,080 km

(作業場所ルート明細)

番号	収集時間	作業場所		収集量		マニフェスト 伝票の 有無	その他	備考
		所在地	名称	重量(kg)	袋(個)			
1	6:30	中央区築地 0-0-0	〇〇自動車	15		有		
2	6:40	中央区日本橋 0-0-0	〇×工業	20		有		
3	7:05	千代田区九段南 0-0-0	☆★産業	185		有		
4	7:10	千代田区九段北 0-0-0	※※商事	15		有無		
5	7:15	千代田区九段北 0-0-0		18		有無		
6	7:45	新宿区歌舞伎町 0-0-0		368		有無		
7	7:50	新宿区歌舞伎町 0-0-0		15				
8	8:00			144				
9	8:00			20				
10	8:00			240	32			
11	8:50			200	20			
12	8:55	文京区春日 0-0-0	〇〇商事	80	10	有無		
13	13:00	北区王子本町 0-0-0	□□青果			有無	段ボール	100
14	14:00	中央区					段ボール	50
15	15:00	品川区					食リループ	100
16	15:30	大田区東糀谷 0-0-0	居酒屋※※				食リループ	50
清掃工場等処理施設へ搬入したこと。		運転日報は、運搬車ごとに記録するため、同じ運搬車を使用して、普通ごみの収集運搬後に、食品リサイクルループでの収集や、資源を収集した場合等の収集量は、「備考」欄に記入すること。						
※ 処理施設の台貰等で計量した数値(搬入伝票の値)を記入すること。		処理施設に搬入した作業場所の番号を記入すること。						

収集量合計

1,320

5枚 段ボール 150
食リループ 150

(処理施設への搬入状況)

処理施設の名称	計量値 (処分量)	搬入時間	作業場所の内訳
豊島清掃工場	② 1.29 t	9:30	1~12の作業場所
〇□紙業	0.13 t	14:30	13.14の作業場所
△☆飼料	0.10 t	16:00	15.16の作業場所

受付
20XX.4.1
豊島清掃工場

※ 日報の収集量の合計①と処理施設での計量値(処分量)②の差が少なくなるように、作業場所ごとの計量時における正確な実重量の把握に努めること。

実日
績報
告台帳

2 実績報告書の作成

特別区内において一般廃棄物の処理を行った場合は、法や規則の規定により処理に関する実績について、許可区の区長へ報告しなければなりません。

この実績報告は、各区における事業者から排出された一般廃棄物の適正な処理を確認する資料であるとともに、各区の事業系一般廃棄物の処理計画に係る重要な役割を果たしています。

《一般廃棄物処理に係る実績報告に関する根拠規定》

【法第18条第1項】

都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者（中略）に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分（中略）に関し、必要な報告を求めることができる。

【規則】

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第18条第1項の規定により、一般廃棄物の処理に関する実績を区長に報告しなければならない。

（1）実績報告書の作成

実績報告書は、取り扱う一般廃棄物の種類により複数ありますので、それぞれの作成方法に従って作成し、清掃協議会へ提出してください。

一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】と区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】については、収集運搬業と処分業では作成方法が異なります。

名 称	作成方法	
一般廃棄物処理実績報告書 【様式No.10】 * 「廃家電」については、特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書【様式No.25】により報告すること。	収集運搬業	<p>① 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。 ② 作業場所の所在区ごとに集計を行い、区ごとに1部作成し、提出する。 ③ 許可区に実績がない場合は、実績なしと表記し、提出する。</p>
	処分業	<p>① 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。 ② 処分施設ごとにその施設で受け入れた全量の集計を行い、施設ごとに1部作成し、提出する。 ③ 実績がない場合は実績なしと表記し、提出する。</p>
区別一般廃棄物処理量実績調査票 【様式No.11】 * 「廃家電」については、特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書【様式No.25】により報告すること。	収集運搬業	<p>① 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。 ② 区ごとに集計された【様式No.10】の数値を当該区の欄に記入し、提出する。 ③ 実績がない場合は実績なしと表記し、提出する。</p>
	処分業	<p>① 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。 ② 処分施設ごとに、排出場所の所在区ごと・月ごとに集計し、「民間」の欄の排出場所所在区の欄に記入する。 ③ 施設ごとに1部作成し、提出する。</p>

特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書 【様式No.25】	① 許可区ごとの処理実績を集計し、その数値を当該区の欄へそれぞれ記入後、提出する。 ② 許可区すべてに実績がない場合は「実績なし」と表記し、提出する。
---------------------------------------	--

※ 取り扱う一般廃棄物の種類が「汚でい」の許可を受けている場合は、一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】及び区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】の作成にあたって、以下の種類ごとに集計・作成が必要です。(①～③は、実績の有無に関わらず、必ず作成してください。)

汚でいの種類	① し尿混じりのビルピット汚でい
	② 仮設便所のし尿
	③ 凝化槽汚でい ＊ 凝化槽汚でいの実績がある場合は、凝化槽清掃実績報告書(単独分・合併分)【様式No.40】の提出も必要です。作成方法の詳細については、「凝化槽清掃業の手引」を参照してください。
	④ ディスポーザ汚でい ＊ ディスポーザ汚でいについては、実績があった区分のみを提出してください。
	⑤ 屋形船の汚でい ＊ 屋形船の汚でいについては、実績があった区分のみを提出してください。

※ 医療廃棄物処理実績報告書【様式 No. 27】

医療関係機関等から排出される一般廃棄物を取り扱った場合は、医療廃棄物処理実績報告書を作成してください。各区から提出の要請があった場合、当該区に提出してください。清掃協議会への提出は不要です。

(2) 実績報告書に記載する処理量の単位

取り扱う一般廃棄物の種類	報告書に記載する処理量の単位
① 普通ごみ、道路・公園ごみ等(汚でい・廃家電以外)	処理重量を表す 「t (トン)」
② 汚でい	処理容量を表す 「kl (キロリットル)」
③ 廃家電	処理台数を表す 「台」

※ 1 t (以下「kl」も同じ) 未満の端数は、小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで記入してください。

【記入例】10.009 t (10,009 kg) ⇒ 10.01 t (10,010 kg)

ただし、0.004 t (4kg) のように、小数第3位を四捨五入すると数値が「0.00 t」となってしまう場合は、四捨五入せずにそのまま小数第3位までの数値(【例】0.004 t)を記入してください。

(3) 【様式No.10】の作成手順

① 収集運搬業の場合

- ア 作業場所ごとに作成してある作業台帳を所在区ごとに振り分け、作業台帳の件数を「契約作業場所数」の欄に記入してください。
- イ 区ごとに振り分けた作業台帳を基に、表1の処理区分ごとに各月の集計を行い、区ごとに作成する当該報告書の各区分欄に数値を記入してください。
- ウ 記入した数値は、次の式により必ず検算をしてください。

[表1] 収集運搬業の処理区分

(A) 収集運搬量=(B) 区長の指定する処理施設+(C) 自己施設+(D) その他処分業者等の施設

収集・運搬量の搬入先内訳	施設の具体例		搬入物の具体例
(B) 区長の指定する処理施設	埋立	東京都最終処分場 ^{*1}	一般廃棄物焼却残灰
	焼却	各清掃工場	紙くず・厨芥・木くず
	その他	粗大ごみ破碎処理施設	木製家具
		中防不燃ごみ処理センター	弁当がら
		中央防波堤外側埋立処分場(ごみ選別機)	道路清掃ごみ
		品川清掃作業所	浄化槽汚でい
(C) 自己施設 ^{*2} * 特別区以外に所在する施設を含む。	埋立	現在の許可業者で該当する事例はありません。	
	焼却	運搬先として許可を受けている自己の焼却施設	動物死体・医療廃棄物 紙くず・厨芥・木くず
	その他	運搬先として許可を受けている自己の肥飼料化施設・破碎処理施設等	厨芥・木くず
(D) その他処分業者等の施設	埋立	現在の許可業者で該当する事例はありません。	
	焼却	上記自己施設以外に運搬先として許可を受けている他の民間の焼却処理施設	動物死体・医療廃棄物 紙くず・厨芥・木くず
	その他	上記自己施設以外に運搬先として許可を受けている他の民間の肥飼料化施設・破碎処理施設	厨芥・木くず
		上記自己施設以外に運搬先として許可を受けている他の民間の生物処理施設	仮設便所のし尿

*1 「東京都最終処分場」は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場をいいます。

*2 「(C) 自己施設」については、関連施設でも人格を別にする業者は、「(D) その他処分業者」になります。

② 処分業の場合

- ア 処理施設ごとに、その施設で受け入れた一般廃棄物全量について記入してください。(区の清掃事業主管部署からの行政委託事業等により処理したもののは除く。)
- イ 搬入先の(C)自己施設の欄に、その施設の処分方法ごと、月ごとに処理量を記入してください。
- ウ 処分後の残さ物の処理については、(E) 焼却残さ物等の排出量及びその内訳(F)(G)へ数値を記入してください。
- エ 記入した数値は、必ず検算をしてください。

[表2] 処分業の処理区分 (A)受入れ量=(C)自己施設

収集・運搬量搬入先内訳（処分業にあっては処分先内訳）			(E) 焼却残さ物等の排出量			焼却残さ物等の搬入先別内訳	
(C)自己施設（施設所在区の許可を受けている施設）						(F) ^{*1}	(G) ^{*1}
埋立	焼却	その他	肥飼料化	破碎	分解		
現在の許可業者で該当する事例はありません	紙くず・厨芥・木くず 動物死体・医療廃棄物	厨芥 木くず		木くず	汚でい	(F)+(G) の排出量	紙くず、木くず類について、焼却。焼却残灰・汚でいについては、埋立、分解等。

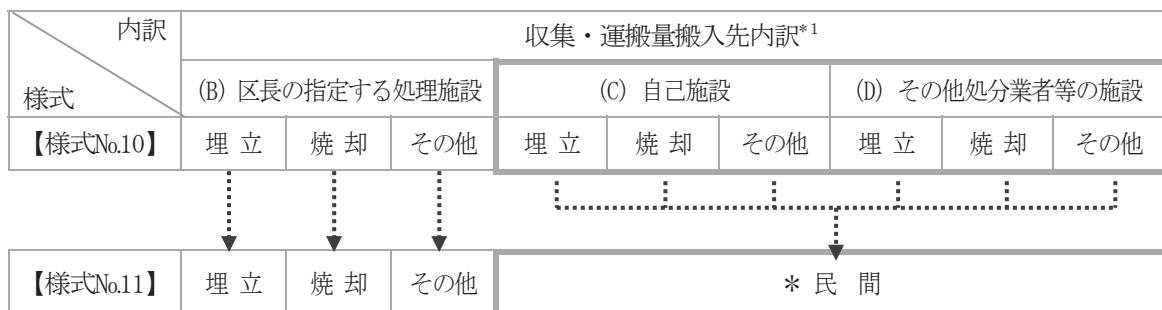
*1 (F)・(G)については、「埋立」「分解」等搬入先における処分方法を記入し、処分方法別に排出量を記入してください。

(4) 【様式No.11】の作成手順

① 収集運搬業の場合

- ア 許可区ごとに作成した一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】の処理量について、「収集・運搬量搬入先内訳」ごと・月ごとの数値を、該当する区の欄に転記してください。
- イ 【様式No.10】において、搬入先内訳ごとに算出した処理量の合計が、区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】の各区分の合計と一致するようにしてください。

実日
績報
報・
告台帳



*1 【様式No.10】において、「(C)自己施設」と「(D)その他処分業者等の施設」それぞれ集計した合計を合算した数値は、【様式No.11】の「民間」欄の合計数値と一致する。

② 処分業の場合

- ア 排出場所ごとに作成している作業台帳を、その所在区ごとに取りまとめ、月ごとの受入れ量を集計してください。
- イ 集計した数値すべてを「民間」の欄の該当する区に、月ごとに記入してください。
- ウ 排出場所がある区の処理量実績がすべて記入できたら、月ごとの合計を算出してください。

(5) 作成上の注意事項

- ① 処理量の数値には、自己物^{*1}、専ら物^{*2}、食品循環資源^{*3}、産業廃棄物を含めないこと。
- ② 区長の指定する処理施設に搬入したごみは、「継続持込み」「臨時持込み」両方を集計に含めてください。（「自己物の持込み」として、個別に清掃事務所で持込承認を受けたものは除く。）
- ③ それぞれの様式については、縦列の合計値と横列の合計値は必ず一致します。自動的に四捨五入させている場合等は、端数処理により異なることがありますので必ず検算し確認してください。
- ④ 「弁当がら等」を中防不燃ごみ処理センターへ搬入した場合は、区長の指定する処理施設の「その他」の欄へ記入してください。
- ⑤ 道路清掃で発生した「道路・公園ごみ」については、区道のみの報告ではなく特別区内の都道・国道分も含めて集計してください。また、複数区にまたがる道路や河川の清掃により発生した「道路・公園ごみ」については、区ごとの清掃距離で処理量を按分してください。

* 1 自らの事業活動により発生した一般廃棄物

* 2 古紙や繊維くず等専ら再生利用の目的となる一般廃棄物

* 3 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条第2項に規定する業として収集運搬した資源

(6) 様式について

実績報告書の様式は、X章に掲載してあるものをコピーして作成してください。

また、パソコン等で作成したものでも提出できますが、この場合、記載項目や様式の形式等は同じように作成してください。電子データによる様式の送付を希望する場合は、清掃協議会まで電子メール(t23kyoka@union.tokyo23-seisou.lg.jp)で請求してください。

(7) 対象となる期間、提出期限及び提出方法等

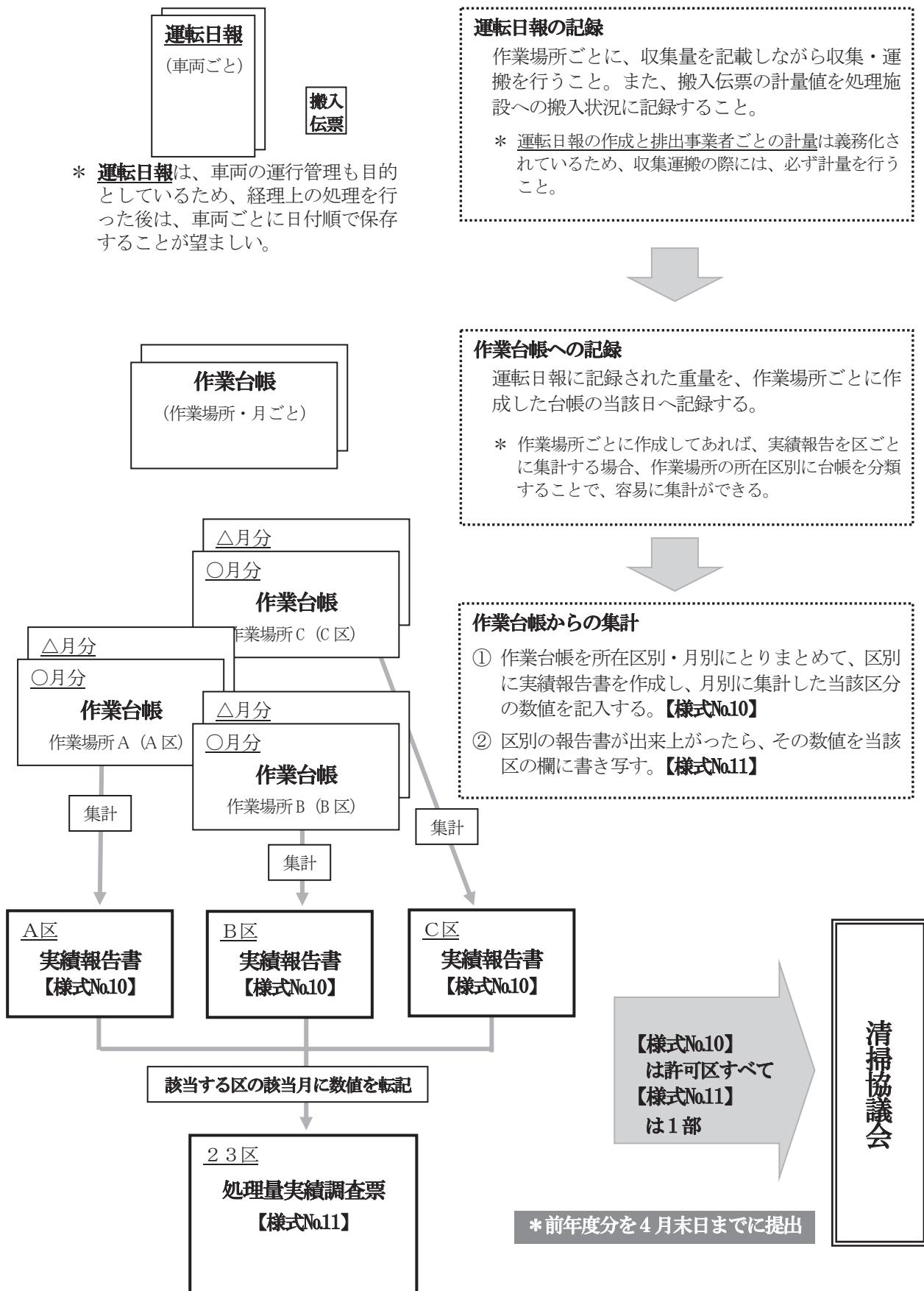
- ① 実績報告書作成において集計が必要な期間及び対象物
令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に処理をした一般廃棄物
- ② 令和5年度分実績報告書の提出期限
令和6年4月30日（火）厳守
- ③ 提出方法
各報告書に「許可番号」、「住所・氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）」が記載されていることを確認し、提出してください。

* 提出する際は、ホチキスやひもでは綴じないこと。【様式No.10】については、一般廃棄物の種類ごとに千代田区から江戸川区までの順に並べること。【様式No.11】については、一般廃棄物の種類ごとに一部のみ作成すること。

【提出先】

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館12階
東京二十三区清掃協議会 事業調整課 許可係
(FAX) 03-6238-0550
(メール) t23kyoka@union.tokyo23-seisou.lg.jp

..... 実績報告書（【様式No.10】・【様式No.11】）作成までのフロー図（収集運搬業）



実績報告書（【様式No.10】・【様式No.11】）作成までのフロー図（処分業）

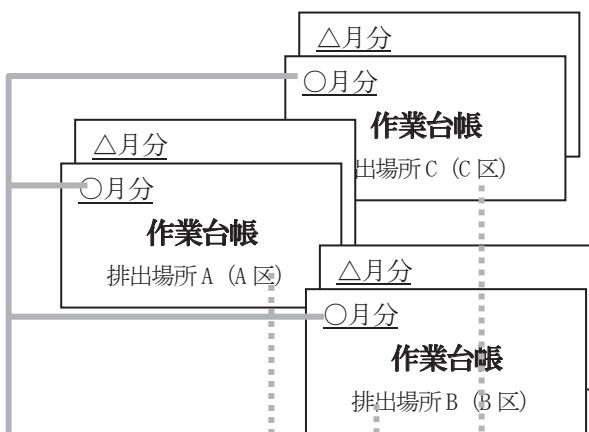
作業台帳
(排出場所・月ごと)

作業台帳への記録

日々の受入れの際に、排出場所ごとの受入量を把握し、作業台帳へ記録する。

※ 排出場所ごとに作成してあれば、排出場所の所在区ごとに台帳をとりまとめてることで、区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】の区分・月別の集計が容易にできる。

* 複数区のごみが混載して収集運搬されたものを受け入れる場合は、収集運搬業者の運転日報の収集量を排出場所ごとに記録しておくことで、作業台帳に反映することができる。



作業台帳からの集計

- ① 作業台帳を所在区分・月別にとりまとめて、「民間」欄の該当する区・月の欄に受入量を記入する。
【様式No.11】
- ② 処分施設ごとに、すべての作業台帳の受入量全量について、処分先・処分方法別に集計し、各内訳に月別に受入量を記入する。
【様式No.10】

23区

処理量実績調査票
【様式No.11】

民間	A区	B区	C区	合計
○月				①
△月				②
合計				③

【様式No.10】

【様式No.11】
を処理施設ごとに
いずれも1部ずつ

施設所在区

実績報告書
【様式No.10】

	受入量 (A)	(C)自己施設			焼却残さ物等の排出量
		埋立	焼却	その他	
○月	①		①		*1
△月	②		②		*1
合計	③		③		*1

* 前年度分を4月末日までに提出

清掃協議会

* 1 「焼却残さ物等の排出量」については、中間処理等の作業工程において発生した残さ物の排出先（処分先）を把握するもの。

V章 行政指導・処分等

処行政
分政等
指導
•

1 立入検査

一般廃棄物処理業者が、法令等で定められた基準にしたがって適正に廃棄物を処理しているかどうかを確認するため、法第19条及び条例の規定により、隨時、事務所や事業現場に立入検査を行います。

立入検査の対象は、廃棄物の処理状況や施設の維持管理状況等を把握するために必要な帳簿書類その他の物件です。この際、廃棄物の性状等を調べるため、無償で廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の提供を求めることがあります。

また、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、事業の停止命令等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

2 行政処分

(1) 許可の取消し及び事業の停止命令 (法第7条の3及び第7条の4)

一般廃棄物処理業者が以下の事項のいずれかに該当した場合、区長は許可を取消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ① 欠格要件のいずれかに該当したとき
 - ② 不正の手段によって許可を受けたとき
 - ③ 法に違反する行為をしたとき
 - ④ 違反行為に関与したとき
 - ⑤ 事業に使用する施設又は能力が許可の基準に適合しなくなったとき
 - ⑥ 法第7条第11項の規定により許可に付した条件に違反したとき
- ※ ①及び②に該当したとき、事業の停止命令に違反したとき、又は③及び④に該当する行為のうち情状が特に重いときには、その許可は取り消さなければならない規定になっています。また、違反行為は、罰則が科せられることがあります。
- ※ 条例に違反する行為に対して、許可の取消し及び事業の停止命令を設けている区があります。
- ※ 一般廃棄物処理業者の従業員が違反行為を行った場合、一般廃棄物処理業者が従業員に対して違反行為の指示を行っていなくても、一般廃棄物処理業者が行政処分を命じられることがあります。

(2) 改善命令 (法第19条の3)

一般廃棄物処理業者が法令に定められた基準に適合しない収集、運搬又は処分を行っている場合、区長は、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

改善命令に従わない場合は、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

(3) 措置命令 (法第19条の4)

法令に定められた基準に適合しない収集、運搬又は処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれのある場合、区長は当該収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を命ずることができます。当該収集、運搬又は処分が一般廃棄物処理業者からの再委託によって行われた場合には、再委託した一般廃棄物処理業者も対象になります。

措置命令に従わない場合は、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

3 罰則

(1) 直罰規定

一般廃棄物処理業者が、廃棄物の処理について守るべき義務に違反したときには、行政処分とは別に刑事罰が科せられることがあります。

(2) 両罰規定

一般廃棄物処理業者が法人の場合、代表者や従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、法人に罰金が科せられることがあります。一般廃棄物処理業者が個人の場合、従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、当該処理業者個人に罰金が科せられることがあります。

(3) 罰則一覧

主な罰則は、次頁一覧のとおりです。

罰則一覧

No.	違反行為	罰則	根拠
1	無許可で一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行ったとき（法第7条第1項又は第6項）	5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科	法第25条第1項第1号
2	不正の手段により許可又は許可の更新を受けたとき（法第7条第1項・第6項、法第7条第2項・第7項）		法第25条第1項第2号
3	許可を受けて事業の範囲を変更したとき（法第7条の2第1項）		法第25条第1項第3号
4	不正の手段により事業の範囲を変更する許可を受けたとき（法第7条の2第1項）		法第25条第1項第4号
5	事業停止命令に違反したとき（法第7条の3）		法第25条第1項第5号
6	措置命令に違反したとき（法第19条の4）		法第25条第1項第7号
7	自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせたとき（法第7条の5）		法第25条第1項第12号 法第25条第2項
8	一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出したとき（法第10条第1項）及びその未遂		法第25条第1項第14号 法第25条第2項
9	みだりに廃棄物を捨てたとき（法第16条）及びその未遂		法第25条第1項第15号 法第25条第2項
10	違法に廃棄物を焼却したとき（法第16条の2）及びその未遂		法第26条第1号
11	他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託したとき（法第7条第14項）	3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はこの併科	法第26条第2号
12	改善命令に違反したとき（法第19条の3）		法第26条第6号
13	みだりに廃棄物を捨てる又は違法に廃棄物を焼却する目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき		2年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金又はこの併科
14	一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出する目的でその予備をしたとき	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金	法第27条
15	法第7条の2第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき		法第29条第1号
16	帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を5年間保存しなかったとき（法第7条第15項、第16項）		法第30条第1号
17	業務の廃止又は諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第7条の2第3項）		法第30条第2号
18	求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（法第18条）		法第30条第7号
19	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき（法第19条第1項）		法第30条第8号
20	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたとき（両罰規定）	No.1～4、8～10の違反行為をした場合は、3億円以下の罰金	法第32条第1項第1号
		No.5～7、11～19の違反行為をした場合は、各本条の罰金	法第32条第1項第2号

※ 許可証を備え置きしなかった場合や、許可証を他人に譲渡又は貸与した場合について、条例に罰則を規定する区があります。

VII章 医療廃棄物の適正処理

の医
適療
正廢
処棄
理物

1 医療廃棄物の適正処理

医療廃棄物とは、医療関係機関等^{*1}から医療行為に關係して排出される廃棄物のことを言い、感染性廃棄物と非感染性廃棄物に分けられます。

感染性廃棄物のうち、廃掃法で指定されている産業廃棄物以外のものが感染性一般廃棄物で、「特別管理廃棄物」として、適正処理する必要があります。医療関係機関から処理の委託を受けた一般廃棄物については、次の事項に留意して処理してください。

* 1 医療関係機関等とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、飼育動物診療施設、国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）、大学及びその附属研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）、学術研究又は製品の製造、技術改良、考案、発明に係る試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。

（政令第1条、第2条の4 関係別表第一の4の項）

（1）感染性廃棄物

感染性廃棄物は、「形状」、「排出場所」、「感染症の種類」の三つの観点から判断します。（P. 69「感染性廃棄物の判断フロー図」参照）

この三つの観点から感染性廃棄物に該当するかの判断ができない場合、血液等その他の付着の程度や付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とします。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては、感染性廃棄物と同等の取扱いです。

（2）感染性一般廃棄物

滅菌処理されていない感染性一般廃棄物を処理するには、取り扱う一般廃棄物の種類において「医療廃棄物」の許可が必要です。

ただし、医療廃棄物の許可を得ようとする場合、「感染性一般廃棄物」は指定処理施設で受け入れていないため、「適正に処理できる搬入先」を確保している必要があります。

なお、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）」の許可を受けている業者は、感染性一般廃棄物を取り扱うことができます。（法第14条の4 第17項）

2 医療関係機関から排出される廃棄物のうち指定処理施設で受け入れるもの

（1）滅菌処理がされた感染性一般廃棄物

法令等で定められた方法により滅菌処理し、感染のおそれが無くなった一般廃棄物については、指定処理施設で受け入れています。

指定処理施設への持ち込みを行う場合は、医療関係機関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を所在する区の清掃事務所に提出し、確認を受ける必要があります。

また、委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、清掃一組へ持込申請をする必要があります。

（2）非感染性一般廃棄物

当初から非感染性の一般廃棄物（例：血液等の付着していない脱脂綿・ガーゼ・包帯・おむつ等）については、「普通ごみ」の許可を受けている業者であれば取り扱うことができ、指定処理施設で受け入れています。

指定処理施設へ持ち込むにあたっては、滅菌処理がされた感染性一般廃棄物と同様、医療関係機

関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を排出場所が所在する区の清掃事務所に提出して確認を受ける必要があります。

(3) 非医療廃棄物

医療関係機関から排出される廃棄物でも、医療事務等医療行為以外の事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、「普通ごみ」の許可を受けている業者であれば取り扱うことができ、非感染性一般廃棄物同様に、指定処理施設で受け入れています。

ただし、指定処理施設に持ち込むにあたっては、非感染性一般廃棄物と同様に、医療関係機関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を所在する区の清掃事務所に提出して確認を受ける必要があります。

3 指定処理施設へ持ち込む場合の遵守事項

- (1) 医療関係機関が所在する区の清掃事務所に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を提出して、事前に確認を受けてること。
- (2) 委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、医療関係機関収集届【様式No.26】を、契約締結後10日以内に当該区へ提出するとともに、必要に応じ区の立入検査を受けること。
- (3) 医療関係機関に対し、感染性廃棄物、産業廃棄物、一般廃棄物の分別排出を依頼し、収集の際、感染性廃棄物及び産業廃棄物が混入しないように注意すること。

また、滅菌処理したものは「滅菌処理済」と記した緑色のステッカーを、当初から非感染性の一般廃棄物は「非感染性廃棄物」と記した青色のステッカーを貼付するなど感染性廃棄物との区別をし、収集の際にはよく確認して積み込むこと。

4 医療関係機関から排出される紙おむつを指定処理施設へ持ち込む場合

医療関係機関から排出される紙おむつ（当初から非感染性のもの）は、「普通ごみ」の許可を受けている業者であれば取り扱うことができます。

指定処理施設に持ち込むにあたっては、非感染性一般廃棄物と同様に、医療関係機関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を排出場所が所在する区の清掃事務所に提出して確認を受ける必要があります。なお、持ち込む際は、以下の点について厳守してください。

- (1) 非感染性廃棄物であることが明示されていること。（各区が定めたステッカー（識別シール：青色）を貼付すること。）
 - (2) 汚物が取り除かれていること。
 - (3) 袋の口を密閉し、臭気が外に漏れないようにすること。

* 医療関係機関以外の事業者（特別養護老人ホーム等）から排出される紙おむつについては、医療廃棄物排出状況申告書を提出する必要はありません。ただし、持ち込む際は、(2)・(3)について厳守してください。

* 【様式No.28】は独自の様式を定めている区がありますので、各区にお問い合わせください。

感染症法に規定される感染症に関し、使用後に排出される紙おむつについて、感染性廃棄物の該否の別は下表のとおりです。

[表] 感染症ごとの紙おむつの取扱い

○：感染性廃棄物 ×：非感染性廃棄物

感染症法の分類	感 染 症 名	紙おむつの取扱い *1	備 考
一 類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二 類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH 5 N 1、H 7 N 9であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）	○	
三 類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○	
四 類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、オムスク出血熱、エムポックス（旧サル痘）、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属S F T Sウイルスであるものに限る。）、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兎病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五 類	クリプトスボリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、R Sウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、パンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネットバクター感染症、薬剤耐性綠膿菌感染症、流行性角結膜炎、新型コロナウイルス感染症*2、再興型コロナウイルス感染症*2	○	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
新感染症		○	

の医
適療
正廢
処棄物

* 1 感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合は、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

* 2 紙おむつについては、患者の糞便において検出例があることから、引き続き感染症廃棄物として取り扱うこととする。

* 3 出典「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和5年5月環境省）」

5 医療関係機関収集届

医療関係機関から排出される一般廃棄物（医療廃棄物以外の「普通ごみ」の場合を含む。）を収集・運搬する場合には、清掃協議会に提出する作業場所の増加の変更届のほかに、医療関係機関収集届を医療関係機関との契約締結後 10 日以内に当該区に届けてください。

（1）届出方法等

医療関係機関収集届【様式No.26】を1部作成し、収集を開始した医療関係機関等の所在する区へ提出してください。郵送による届出も可能です。

（2）添付書類

① 指定処理施設へ持ち込む場合

医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】の写し又は医療廃棄物排出状況変更届【様式No.29】の写し

② 指定処理施設以外へ持ち込む場合

ア 処理施設との契約書の写し

イ 処理施設の一般廃棄物処分業許可証の写し

※ 医療関係機関（P. 21、P. 65「医療関係機関等」参照）への協力

医療関係機関は、一般廃棄物収集運搬業者に委託して指定処理施設へ一般廃棄物を持ち込む場合には、次のような手続きを行うことが必要となっています。

一般廃棄物収集運搬業者は、この手続きにあたり、次の書類の提出に協力することができます。

① 医療関係機関は、新たに指定処理施設へ一般廃棄物を持ち込む場合には、当該区の清掃事務所へ医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を1部提出します。

② 医療関係機関は、委託する一般廃棄物収集運搬業者を変更した場合には、10日以内に当該区の清掃事務所へ医療廃棄物排出状況変更届【様式No.29】を2部提出します。

* 【様式No.26・28・29】は、独自の様式を定めている区がありますので、各区にお問い合わせください。

（3）医療廃棄物処理実績報告書【様式 No. 27】

医療関係機関等から排出される一般廃棄物を取り扱った場合は、医療廃棄物処理実績報告書を作成してください。各区から提出の要請があった場合、当該区に提出してください。清掃協議会への提出は不要です。

感染性廃棄物の判断フロー図

【STEP 1】(形態)

廃棄物が以下のいずれかに該当する。

- ① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）
- ② 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等）*1
- ③ 病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの*2
- ④ 血液等が付着している鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）*3

NO

YES

感染性廃棄物

【STEP 2】(排出場所)

感染症病床*4、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療・検査等に使用された後、排出されたもの

NO

YES

【STEP 3】(感染症の種類)

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等（ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る。）*5

*6
NO

YES

の医適療正廃処棄物

非 感 染 性 廃 棄 物

※ 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

*1 ホルマリン固定臓器等を含む。

*2 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

*3 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

*4 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

*5 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿、マスク等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（P. 67 「感染症ごとの紙おむつの取扱い」参照）は、血液等が付着していないければ感染性廃棄物ではない。

*6 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

VII章 清掃一組及び都処理施設への 持込承認関係

持
込
承
認

1 指定処理施設への持込み

(1) 持込方法について

一般廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）が、特別区の区域内で発生した事業系一般廃棄物を、指定処理施設に持ち込むには、「継続持込み」又は「臨時持込み」の方法があります。

【清掃一組処理施設への持込み】

※し尿関係は、品川清掃作業所（P.82）へ
お問い合わせください。

持込形態	申請受付窓口	承認機関
継続持込み	清掃一組施設管理部管理課搬入承認・手数料係 ※ 一般廃棄物継続持込承認カードの交付を行う。	清掃一組
臨時持込み	排出場所所管区の清掃事務所 ※ 申請書類、排出場所及び内容物の確認等を行う。	

【最終処分場への持込み】

持込形態	申請受付窓口	承認機関
継続持込み		
臨時持込み	いずれも排出場所所管区の清掃事務所	

(2) 使用車両について

収集運搬業者が持ち込む場合は、要綱に規定する「一般廃棄物収集運搬業の許可基準」を満たしている許可車両を使用してください。

* 特別区の一般廃棄物収集運搬車両として、承認を受けていない車両は使用できません。

2 継続持込みの手続き

一般廃棄物を定期的・継続的に、概ね毎週指定処理施設に持ち込む場合、清掃一組（清掃一組処理施設に搬入する場合）又は排出場所所管区の清掃事務所（最終処分場に搬入する場合）の承認を受ける必要があります。

なお、新規に継続持込承認申請を行う場合は、申請の1か月前から承認までの2か月間、毎週搬入実績があることが必要です（P. 72（2）①イ参照）。

(1) 継続持込みの申請手続きについて

① 申請場所

持込先	申請受付窓口
清掃一組処理施設	清掃一組施設管理部管理課搬入承認・手数料係 TEL 6238-0829 (〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館内13階)
最終処分場	排出場所所管区の清掃事務所

② 提出書類（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

関係
持込
承認

1	廃棄物継続持込承認申請書【様式No.31】 (控えが必要な場合は2部提出してください。)
2	同意書【清掃一組ホームページに掲載】 https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/shinsesho/ippa_n.html
3	・運搬車の自動車検査証（以下「車検証」という）の写し（ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項） ・新規申請で空車計量を行った車両を登録する場合 空車計量申請書及び計量証明書（空車計量は、コンテナ専用車、脱着装置付コンテナ専用車及び車検証の車両総重量が10t以上の車両、軽微な補強・改造などを行い実際の車両重量が車検証の車両重量と異なっている車両の場合に行う必要があります。）
4	新規申請の場合 交付後3か月以内の印鑑証明書
5	新規申請で清掃工場への搬入を希望する場合 廃棄物搬入先新設・変更要望書【様式No.34】

* 最終処分場へ搬入する場合の提出書類は、清掃事務所に問い合わせてください。

（2）継続持込みの承認・廃止について（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

- ① 申請に対し承認（更新を含む）できる主な要件は以下のとおりです。その他の要件は、別途、「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物継続持込承認基準」を清掃一組ホームページに掲載していますので、確認してください。
 - ア 条例に基づく廃棄物処理手数料及び延滞金について、督促状による督促を受け、その督促状に記載する指定納期限以降も滞納をしている者に該当しないこと。
 - イ 新規に廃棄物継続持込の承認申請を行う場合は、申請の1か月前から承認までの期間において事業系一般廃棄物を毎週処理施設に搬入している実績があること。ただし、承認後において毎週継続して処理施設へ搬入する見込みが客観的に認められ、管理者が継続持込みを承認することが必要と認める場合は、実績があるものとして取り扱うことができる。
 - ウ 更新のために廃棄物継続持込の承認申請を行う場合は、承認期間中に事業系一般廃棄物を概ね毎週処理施設に継続持込みにより搬入している実績があること。ただし、承認期間の終期の2か月前から更新の承認までの期間において事業系一般廃棄物を毎週処理施設に継続持込みにより搬入している実績があり、管理者が継続持込みを承認することが必要と認める場合は、実績があるものとして取り扱うことができる。
 - エ 5年以内に、継続持込承認を取り消されていないこと。
- ② 持込みの承認期間は、許可期間を超えない範囲で2年を限度とします。
 - * 一般廃棄物処理業の許可期間とは承認期間が異なる場合がありますので注意してください。
- ③ 継続持込みが承認された場合は、廃棄物継続持込承認書と車両ごとに「一般廃棄物継続持込承認カード」（以下「持込承認カード」という。）が交付されます。
- ④ 継続持込みを廃止する場合は、速やかに廃棄物継続持込廃止届【様式No.37】を提出し、持込承認カードを返却してください。

（3）持込承認カードの取扱いについて

- ① 各車両は、許可区の排出場所から発生した持込承認廃棄物についてのみ、持込先として記載されている指定処理施設へ持ち込むことができます。

- * 清掃一組処理施設と最終処分場の両方に持ち込む場合には、清掃一組と排出場所所管区の清掃事務所のそれぞれから、持込承認カードの交付を受けてください。
- ② 清掃一組から交付された持込承認カードは、清掃一組処理施設でのみ使用でき、清掃事務所から交付された持込承認カードは、最終処分場でのみ使用することができます。くれぐれも誤って使用することができないよう注意してください。
- ③ 車両を変更する場合は、事前に清掃協議会で必要な手続きをしたうえで届出を行い、旧車両の持込承認カードははさみで裁断するか、返却してください (P.74 (6) ②参照)。
- ④ 持込承認カードは、曲げや高熱に弱いためハードケースに収納し、ケースに入れたまま使用してください。また、盗難・紛失防止の措置を講じてください。
- ⑤ 廃棄物継続持込承認書、持込承認カードを紛失・毀損した場合は、速やかにご連絡ください。
- ⑥ 廃棄物継続持込承認書、持込承認カードは、転貸等不正使用をしないでください。
- ⑦ 継続持込みの廃止等で不要となった持込承認カードは、速やかにはさみで裁断するか、返却してください。

(4) 搬入計画について（清掃工場へ搬入する場合）

- ① 継続的に一般廃棄物を持ち込む収集運搬業者については、持込先及び1日あたりの搬入量が定められています。これを「持込可燃ごみ清掃工場搬入計画（以下「搬入計画」という。）」といいます。
搬入計画は、清掃工場の安定操業等のために定めていますので、指定された持込先及び搬入量を遵守してください。
- ② 持込先の変更希望や、搬入量の増減希望がある場合等は、速やかに清掃一組施設管理部管理課搬入承認・手数料係へ相談してください。同様では、毎週月曜日付で搬入計画を変更します。
なお、清掃工場周辺住民との操業協定等の関係により搬入量や搬入台数に制限があること、及び清掃工場の受入量の関係上、希望と異なる持込先に割り振られる場合があります。
- * 搬入計画に変更希望が反映されるまでは、希望した持込先・搬入量で持ち込むことはできません。
- ③ 指定された持込先が定期点検や故障等により、持込先を他の清掃工場に変更する場合、継続持込管理システムに登録していただいたメールアドレスへ搬入先変更等のお知らせをEメールでお送りしています。なお、変更が予定期間で終了する場合は、終了のお知らせは行いません。

* 継続持込管理システム

右の二次元コードから継続持込管理システムにアクセスすることでメールアドレスを登録できます。システムに関する詳細は、電話（03-6238-0829）でお問い合わせください。



継続持込管理システム

<https://seisou-23.tokyo/henkou>

(5) 廃棄物処理手数料について

処理手数料については、持ち込んだ処理施設により請求方法等が異なります。必ず納期限までに指定された方法により納めてください。

関
持
込
承
認

清掃一組処理施設に持ち込んだ場合	原則として 1か月ごとに、清掃一組施設管理部管理課搬入承認・手数料係 から、直接、収集運搬業者に処理手数料を請求します。 処理手数料の滞納日数が 90 日に達したときは、原則搬入の都度、現金で徴収します。この場合、現金を取り扱っていない処理施設、曜日、時間帯には搬入できません。
最終処分場に持ち込んだ場合	原則として 3か月ごとに、持込承認を行った清掃事務所 から、直接、収集運搬業者に処理手数料を請求します。

持込ごみ量は、搬入前後の車両総重量を計量し、その差を持込ごみ量とする、二度計量により算定します。二度計量ができない場合には、原則車検証又は空車計量の車両重量をもとに算定します。1度目の計量を行わなかった場合や、不適切な計量を行った場合等は、最大積載量で算定します。また、1度目計量と2度目計量の差が0 tの場合、持込ごみ量を10 kgとして算定し、処理手数料を計算します。

(6) 持込承認内容の変更等

① 申請場所

持込先	申請受付窓口
清掃一組処理施設	清掃一組施設管理部管理課搬入承認・手数料係 TEL 6238-0829 (〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館内13階)
最終処分場	排出場所所管区の清掃事務所

② 提出書類（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

廃棄物継続持込承認変更届【様式No.32】（控えが必要な場合は2部提出してください。）		
添付書類	交付後3か月以内の印鑑証明書 ・新たに登録する車両の車検証の写し(ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項) ・空車計量を行った車両を新たに登録する場合 空車計量申請書及び計量証明書(空車計量は、コンテナ専用車、脱着装置付コンテナ専用車及び車検証の車両総重量が10t以上の車両、軽微な補強・改造などを行い実際の車両重量が車検証の車両重量と異なっている車両の場合に行う必要があります。)	・名称、所在地、代表者、印鑑を変更する場合 ・新たに車両を追加する場合（増車） ・車両を入れ替える場合（代替） ・車両重量を変更する場合 ・コンテナを変更する場合
一般廃棄物 収集運搬業の許可に関する書類	変更承認書の写し 変更届(届出者控)の写し(清掃協議会の受理印が押印されたもの)	・新たに車両を追加する場合（増車） ・車両を入れ替える場合（代替）

- * 減車の場合、電話番号・FAX・送付先（書類等の送付を希望する、主たる所在地とは別の所在地）を変更する場合及び持込承認廃棄物を変更する場合は、廃棄物継続持込承認変更届のみ届出してください（添付書類は不要）。
- * 代替や減車などの場合で、届出日当日に搬入が無い場合は、上記の添付書類のほか、使用していた車両の持込承認カードを返却してください。
- * 最終処分場へ搬入する場合の提出書類は、清掃事務所に問い合わせてください。

(7) 代車の使用について（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

- ① 持込承認車両が故障や車検等で使用できないときは、代車を使用して持ち込むことができます。
代車は、同じ車体の形状の車両としてください（例：塵芥車の代車は塵芥車）。
- ② 代車を使用する場合、事前に代車等使用申請書【様式No.33】に代車で使用する車両の車検証の写し（ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項）を添付して申請してください。車検証の所有者又は使用者欄が申請者と異なるときは、借り受けていることが確認できる書類（賃貸借契約書や貸出証明書等の写し）も添付してください。なお、清掃協議会へも変更日から10日以内に変更届を提出してください（P. 47 表中番号5参照）。
- ③ 代車の使用が承認された場合、代車承認番号を付した代車等使用承認書を交付しますので、持込みの都度受付で提示してください。なお、持込承認カードは使用しないでください。
- ④ 代車を使用して持ち込む場合、早朝、昼休み（12:00～13:00）、夜間及び日曜日の搬入はできません。
- ⑤ 代車を使用する必要がなくなった場合には、速やかに代車等使用承認書を返還してください（郵送可）。

3 臨時持込みの手続き

継続持込みの承認を受けていない収集運搬業者が一般廃棄物を指定処理施設に持ち込む場合は、臨時持込みの手続きを行う必要があります。

また、継続持込みの承認を受けている収集運搬業者であっても、事業者から一度に大量に、又は臨時に処理を委託された一般廃棄物などの搬入計画に適合しないものを指定処理施設に持ち込む場合は、臨時持込みの手続きをお願いします。

(1) 臨時持込受付・申請手続きについて

① 受付場所

持込先	受付窓口
清掃一組処理施設	排出場所所管区の清掃事務所 ＊ 清掃事務所では、申請書類、排出場所及び内容物の確認等を行い、運搬先を指示します。最終的に持込みを承認するのは、清掃一組となります。
最終処分場	排出場所所管区の清掃事務所 ＊ 申請書類、排出場所及び内容物の確認等を行い、持込みを承認します。

② 提出書類

1	廃棄物臨時持込確認申請書 ＊ 清掃事務所に備えています。
2	一般廃棄物管理票（P. 83「5 一般廃棄物管理票（マニフェスト制度）」参照） ＊ 臨時持込用については、清掃事務所に備えています。（マニフェスト適用対象事業者の場合は、排出者が自ら用意し作成したものを使用してください。）
3	運搬車の車検証の写し（ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項）（空車計量を行っている場合は、計量証明書等の写しも添付）

(3) 提示書類

1	車検証の原本（車両に備え付けのもの）
2	運転免許証（運転手本人のもの）
3	その他、指示のあった書類

(2) 持込先について

持込先については、臨時持込みの受付けを行った清掃事務所の指示に従ってください。

- * 搬入計画で定められている持込先とは異なる場合がありますので注意してください。
- * 臨時持込みは、早朝、昼休み（12:00～13:00）、夜間及び日曜日の搬入はできません。

(3) 持込承認カードの使用の禁止

臨時持込みで持ち込む場合は、交付されている持込承認カードは使用しないでください。

(4) 廃棄物処理手数料について

臨時持込みの処理手数料については、以下の方法により納めてください。

清掃一組処理施設に持ち込んだ場合	持ち込んだ処理施設で、直接納めてください（現金払いのみ）。
最終処分場に持ち込んだ場合	持ち込んだ後に、承認を受けた清掃事務所の指示する方法により納めてください。

(5) その他

- ① 臨時持込みの受付時間や手続きなどの詳細については、排出場所所管区の清掃事務所に問い合わせてください。
- ② 清掃事務所で確認を受けた当日に搬入してください。受付時間を過ぎた場合は改めて清掃事務所での確認から始めていただく必要があります。
- ③ 火災ごみ・転居廃棄物は内容物を確認する必要があるため、塵芥車などの密閉車両では搬入できません。
- ④ 指定処理施設に搬入する場合は、必ず運転日報【見本No.3】とマニフェストを携帯してください。
- ⑤ 一般廃棄物収集運搬業許可証に記載されていない廃棄物を収集運搬することはできません。

◇ 处理施設別搬入受付時間 ◇

(令和6年2月現在)

工場名	早朝搬入	昼間時間帯	夜間搬入	日曜搬入
中 央	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
港	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
品 川	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
目 黒	—	8:20～15:45	—	—
大 田 ^{※1}	5:00～8:00	8:20～15:45	15:45～21:45	7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45
多摩川	—	8:20～15:45	—	—
世田谷	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
千 歳 ^{※2}	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
渋 谷	5:00～8:20	8:20～15:45	—	—
杉 並	—	8:20～15:45	—	—
豊 島	5:00～8:20	8:20～15:45	—	—
板 橋	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
練 馬	—	8:20～15:45	—	—
光が丘	—	8:20～15:45	—	—
墨 田	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
新江東	5:00～8:00	8:20～15:45	—	7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45
有 明	5:00～8:20	8:20～15:45	—	—
足 立	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
葛 飾	—	8:20～15:45	—	—
中防処理施設	—	8:00～16:00	—	—

*搬入終了時間の15分前には、受付を済ませてください。

*全ての工場で、平日昼休み（12:00～13:00）も受付を行っています。

*代車による搬入は、平日の昼間時間帯（昼休みを除く）に限ります。

*北清掃工場、江戸川清掃工場は現在建替え中です。

※1隣接する大田清掃工場第一工場は、搬入先変更時の変更先として案内します（搬入計画は定めません）。

※2延命化工事期間中は、搬入受付はできません。

関係
承認

4 指定処理施設へ持ち込む場合の注意事項

指定処理施設へ廃棄物を持ち込む場合は、次の規制事項等を遵守してください。

(1) 指定処理施設へ持ち込む場合に携帯するもの

- ① 持込承認カード（継続持込みする場合のみ）
 - ② 廃棄物臨時持込確認申請書（臨時持込みする場合のみ）
 - ③ 運転日報
 - ④ 一般廃棄物管理票（マニフェスト）（マニフェスト適用対象事業者から収集した廃棄物がある場合及び臨時持込みの場合）
 - ⑤ マニフェスト発行対象事業者名簿【様式No.39】（マニフェスト適用対象事業者から収集した廃棄物がある場合）
- * 上記の書類等がない場合には、指定処理施設への持込みができません。

(2) 持込禁止物について

指定処理施設へは、P. 80 の表に掲げる廃棄物を、絶対に持ち込まないよう注意してください。

(3) 搬入方法及び事故防止について

① 指定搬入出路

指定処理施設の搬入出路は、施設ごとに指定されています。必ず指定された搬入出路を通行してください。なお、清掃一組処理施設の搬入出路は清掃一組のホームページに掲載しています。

（<https://www.union.tokyo23-seisou.1g.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/kekaku.html>）

② 廃棄物の運搬上の注意

廃棄物の運搬中は、テールゲートのスライドカバーを降ろすなど廃棄物の飛散防止、悪臭の発散防止のための措置を講じてください。また、弁当がら等を持ち込むときは、弁当がら等以外のごみを積載せず、荷箱が密閉できる車両で中防処理施設に持ち込んでください。

③ 過積載について

積載重量を超えての廃棄物の積込みは、法令違反であることはもとより、交通事故や車両が清掃工場のごみバンカに転落する事故等の原因となります。このような事故が発生しないよう、廃棄物の無理な積込みは絶対にしないでください。

④ その他

指定処理施設内では、清掃一組又は都の職員の指示、標識等に従うとともに、制限速度、信号等を遵守してください。事故等の際には、施設職員に報告のうえ、自己の責任において処理し、諸施設に損害を与えたときは賠償していただきます。

(4) 法令等の厳守

関係法令及び要綱を厳守し、指定処理施設へ搬入してください。

(5) 搬入物検査（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

清掃一組処理施設では、持込禁止物の搬入を防止するため、搬入物検査を実施しています。ご協力をお願いします。

(6) 持込みに対する制限（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

① 廃棄物の受入拒否（持ち帰り指示）

- ・持ち込んではならない物（P. 80 **指定処理施設へ持ち込むことができない物** 参照）を持ち込んだとき。
- ・車両基準（P. 71 1 (2) 参照）に反するとき。
- ・承認された廃棄物、処理施設を守らないとき。
- ・指定搬入出路を守らないとき。
- ・持込承認カード（代車の場合は代車等使用承認書）不携帯のとき。
- ・搬入物検査を拒否したとき。
- ・その他、管理者が受け入れることが適当でないと認めるとき等。

② 搬入先等の制限

- ・搬入計画を守らず諸施設の運営に支障を及ぼしたとき。
- ・搬入物検査の集中実施を行うとき等。
- ・持込みにおける遵守事項に違反する行為を続け、改善が認められないとき。

③ 繼続持込みの停止

- ・処理施設に重大な影響を与えるなど悪質な搬入をしたとき、又はしようとしたとき。
- ・廃棄物処理手数料等の滞納があるとき。
- ・持込承認カードの不正使用があるとき。

④ 繼続持込承認の取消し

- ・継続持込みの停止によっても改善されないとき。
- ・処理施設に極めて重大な影響を与えるなど悪質な搬入をしたとき、又はしようとしたとき。
- ・継続持込車両の改造等を許可区の区長（清掃協議会）へ届け出ず、重大かつ悪質であるとき。
- ・一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき。
- ・法の欠格要件に該当するとき。

⑤ 全ての持込車両の受入拒否

- ・臨時持込みを行う者が生活環境の保全かつ処理施設の運営に極めて重大な悪影響を与えるなどの搬入をしたとき。
- ・継続持込みを行う者が生活環境の保全かつ処理施設の運営に極めて重大な悪影響を与えるなどの搬入をし、継続持込みの承認を取り消されたとき。

関係
持込
承認

(7) 手数料を滞納した場合の措置（清掃一組処理施設へ搬入する場合）

① 納付すべき手数料の滞納日数が 90 日に達したとき

現金徴収：搬入の都度、手数料を徴収します。

※この場合、現金を取り扱っていない処理施設、曜日、時間帯には搬入できません。

② 納付すべき手数料の滞納日数が 180 日に達したとき

搬入停止：全ての処理施設への廃棄物の搬入を停止します。

※臨時持込みもできません。

指定処理施設へ持ち込むことができない物

1	ふん尿及び動物の死体	
2	特別管理一般廃棄物に指定されている物	
3	有害性の物	
4	爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物	
5	液状の物（品川清掃作業所に運搬する場合のし尿を除く。）	
6	粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物（ただし、最終処分場に焼却残灰を持込む場合は、湿らせるなど飛散防止の対策をしていれば可）	
7	メーカー等の事業者が回収又は引取りをすることが定められている物	
8	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物	
9	特別区の区域外から発生した物	
10	清掃工場にあっては、焼却に適さない物	① 金属、ガラス、石、陶器、土砂及びコンクリート等の不燃物 ② 弁当がら等及び皮革の一部など
11	清掃工場の管理運営に支障を来すおそれのある物	① 柱・棒状で長さ 50 cm、角・径 10 cm を超える物 ② 板状で一辺の長さ 50 cm を超える物 ③ 箱状で対角線の長さ 50 cm を超える物 ④ 罩においては、1/4 (45cm) 以下に切断されていない物 ※多摩川工場においては、1/5 (36cm) 以下 ※世田谷工場、渋谷工場及び豊島工場においては、一辺の長さが 50 cm 以下 ⑤ ロール状の物 ⑥ 豊島工場においては「紙おむつ」（給じん機につまるため） ⑦ 冷凍された状態の物、水分を多量に含んだ物、一時に大量に搬入される物など、焼却等の処理に支障を来すおそれのある物 ⑧ 搬入時間に長時間を要するなど、清掃工場での受入れに支障を来すおそれのある物 ⑨ その他処理施設で受け入れることが適当でないと管理者が認める物
12	中防処理施設及び最終処分場にあっては、搬入禁止物及び埋立基準を満たすことができない物	① 清掃工場に搬入可能な可燃物 ② 外国輸入貨物で、防疫所又は税関等から廃棄処分等の処分の命令が出された物 ③ 国内貨物で、食品衛生法その他法令により販売停止、廃棄処分等の命令が出された物 ④ 一時に大量に搬入される物（1日あたりの搬入量が概ね 10 t 以上の物） ⑤ 中防処理施設にあっては、切断・破碎等の処理に支障を来すおそれのある物（超大型什器類、耐火金庫、柱・棒状=長さ 180 cm × 直径・幅 30 cm を超える物、板状=縦 180 cm × 横 90 cm を超える物、箱状=縦 180 cm × 横 90 cm × 奥行 50 cm を超える物、ロール状の物等） ⑥ 最終処分場にあっては、著しい悪臭又は刺激臭を発する物
13	その他、清掃工場、中防処理施設及び最終処分場の管理運営に支障を来すおそれのある物	

* 中防不燃ごみ処理センターに搬入できる「弁当がら等」は、P. 81 を参照してください。

* 事業者から排出される廃棄物のプラスチック類は、産業廃棄物です。中防不燃ごみ処理センターへ搬入できる「弁当がら等」を除き、指定処理施設へ持込むことはできません。

中防不燃ごみ処理センターへ搬入できる「弁当がら等」

排出場所等	搬入可	搬入不可
* ③ ② ① 従業員による搬出の際は、お客様が事業場・ホスピタリティセンターにて遊園地等から出された観客も含む。 映画館・劇場・飲食競技場・宿泊施設・バーレイ等の出店者が運営する飲食店舗の従業員、来 たる方々が搬出する。	<p>1 プラスチック製容器（飲食物用） (例) コンビニ弁当容器、弁当屋弁当容器、プリン・ゼリー容器、インスタント食品・カップ麺容器等</p> <p>2 発泡スチロール製容器（飲食物用） (例) 惣菜トレイ等（付属したラップフィルムを含む）</p> <p>3 ビニール製容器（飲食物用） (例) 菓子袋等</p> <p>4 食品付属物 (例) 容器の栓・ふた・キャップ、ストロー、寿司中仕切り等</p>	<p>* 左欄に記載したもの以外</p> <p>1 清掃工場に搬入すべき可燃ごみ (例) 廉芥、紙くず、木くず、繊維くず等</p> <p>2 産業廃棄物 (例) ・文房具、針金、電化製品、コンピュータ用品、蛍光灯、ガラス、一斗缶、金属製品等 ・建設工事現場等から排出される針金、鉄線、ビニールパイプ等 ・倉庫、運送会社、出版会社等から排出されるビニール、PPバンド、ワイヤー等 ・食材以外のものを包装していたビニール袋、トレイ、クッション材、PPバンド等</p> <p>3 容易にリサイクルルートにまわせる物 (例) 飲食に伴って発生するびん、缶、ペットボトル、特定家庭用機器再商品化法対象物等</p> <p>4 施設の安全操業に支障が生じる廃棄物 (例) 長さ1.8m又は直径30cmを超える物、医療廃棄物等</p> <p>5 特別区の区域外から発生した廃棄物</p>
* ② ① 飲食店舗・小売業者より出された飲食料品、各種食品等の在庫出庫時や、飲食店舗・小売業者の出店・撤退時に搬出される商品のうち、容器の栓・ふた・キャップ、ストロー、寿司中仕切り等の付属物を除く。また、飲食店舗・小売業者の従業員による搬出に伴つて搬出される。	<p>1 プラスチック製容器（飲食物用） (例) コンビニ弁当容器、弁当屋弁当容器、プリン・ゼリー容器、インスタント食品・カップ麺容器等</p> <p>2 発泡スチロール製容器（飲食物用） (例) 惣菜トレイ等（付属したラップフィルムを含む）</p> <p>3 ビニール製容器（飲食物用） (例) 菓子袋等</p> <p>4 食品付属物 (例) 容器の栓・ふた・キャップ、ストロー、中仕切り等</p> <p>5 食品保護用緩衝材 (例) 発泡スチロール製クッション等</p>	<p>* 左欄に記載したもの以外</p> <p>1 清掃工場に搬入すべき可燃ごみ (例) 廉芥、紙くず、木くず、繊維くず等</p> <p>2 産業廃棄物 (例) ・文房具、針金、電化製品、コンピュータ用品、蛍光灯、ガラス、一斗缶、金属製品等 ・建設工事現場等から排出される針金、鉄線、ビニールパイプ等 ・倉庫、運送会社、出版会社等から排出されるビニール、PPバンド、ワイヤー等 ・食材以外のものを包装していたビニール袋、トレイ、クッション材、PPバンド等 ・仕入時の魚、野菜等が入っていた発泡スチロール箱等</p> <p>3 容易にリサイクルルートにまわせる物 (例) 飲食に伴って発生するびん、缶、ペットボトル、特定家庭用機器再商品化法対象物等</p> <p>4 施設の安全操業に支障が生じる廃棄物 (例) 長さ1.8m又は直径30cmを超える物、医療廃棄物等</p> <p>5 特別区の区域外から発生した廃棄物</p>

* 食品残さ物等を取り除いてから搬入すること。

関係承認

◇ 清掃一組処理施設（清掃工場・中防等）一覧 ◇

(令和6年2月現在)

施設名	住 所	電話番号
中央清掃工場	〒104-0053 中央区晴海 5-2-1	3532-5341
港清掃工場	〒108-0075 港区港南 5-7-1	5479-5300
品川清掃工場	〒140-0003 品川区八潮 1-4-1	3799-5353
目黒清掃工場	〒153-0062 目黒区三田 2-19-43	5708-5314
大田清掃工場	〒143-0003 大田区京浜島 3-6-1	3799-5311
多摩川清掃工場	〒146-0092 大田区下丸子 2-33-1	3757-5383
世田谷清掃工場	〒157-0074 世田谷区大蔵 1-1-1	3416-5355
千歳清掃工場	〒156-0056 世田谷区八幡山 2-7-1	3302-2590
渋谷清掃工場	〒150-0011 渋谷区東 1-35-1	3498-5311
杉並清掃工場	〒168-0072 杉並区高井戸東 3-7-6	3334-5301
豊島清掃工場	〒170-0012 豊島区上池袋 2-5-1	3910-5300
板橋清掃工場	〒175-0082 板橋区高島平 9-48-1	5945-5341
練馬清掃工場	〒177-0032 練馬区谷原 6-10-11	3995-5311
光が丘清掃工場	〒179-0072 練馬区光が丘 5-3-1	5967-1356
墨田清掃工場	〒131-0042 墨田区東墨田 1-10-23	3613-5311
新江東清掃工場	〒136-0081 江東区夢の島 3-1-1	5569-5341
有明清掃工場	〒135-0063 江東区有明 2-3-10	3529-3751
足立清掃工場	〒121-0812 足立区西保木間 4-7-1	3859-4475
葛飾清掃工場	〒125-0032 葛飾区水元 1-20-1	5660-5389

中防処理施設管理事務所	〒135-0066 江東区海の森 2-4-79	3599-5324
品川清掃作業所（し尿関係）	〒140-0003 品川区八潮 1-4-11	3799-5361
京浜島不燃ごみ処理センター	〒143-0003 大田区京浜島 3-7-1	3799-5311

5 一般廃棄物管理票（マニフェスト制度）

マニフェストの詳細については、排出場所所管区の清掃事務所に問い合わせてください。

（1）マニフェスト制度とは

排出事業者が自ら作成した一般廃棄物管理票（マニフェスト※）を通じて、廃棄物の処理の流れを明確にし、管理する制度です。法第12条の3に規定されている「産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）」とは異なり、23区が事業系一般廃棄物の適正処理の観点から、各区の条例、規則及び要綱により一定の条件に該当する排出事業者に対し使用を義務付けている制度です。

* 清掃協議会・許可区が立入検査を行うときには、マニフェストの保存、記入内容等の確認も行います。

※ マニフェストとは

事業者が排出する一般廃棄物の種類・量・排出場所等を記載したA票、B票、C票及びD票の4枚からなる複写式の伝票のことといいます。

（2）マニフェスト制度の目的

① 廃棄物の処理責任の意識強化

排出事業者が廃棄物の流れを正確に把握することにより、適正に最終処分あるいは中間処理されるまでの責任を意識できます。

② 適正処理の確保

ア 排出事業者・・・委託したとおりに処理されたかどうか確認できます。

イ 収集運搬業者・・・委託された廃棄物を適正に処理した証明になります。

③ 減量・リサイクルの促進

排出事業者が廃棄物の種類や量を把握することにより、減量・リサイクルを促進することができます。

（3）マニフェスト適用対象事業者

次に挙げる事業者から排出される廃棄物を指定処理施設へ持ち込む場合は、マニフェストの作成が義務付けられています。このときの排出事業者を「マニフェスト適用対象事業者」といいます。

① 事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上（月平均3t以上）排出する事業者

② 事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者

関係
承認

（4）マニフェスト適用対象事業者の届出

マニフェスト適用対象事業者は、排出場所を所管する清掃事務所へマニフェスト適用対象事業者届【様式No.38】を提出してください。これに基づき、清掃事務所が排出場所ごとに「排出場所コード」を付与します（ただし、事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者を除く。）。

（5）使用方法（P.85「図 マニフェスト伝票の流れ」参照）

① 排出事業者は、自らマニフェストに必要事項を記入し、廃棄物とともに伝票4枚全てを収集運搬業者に渡し、収集運搬業者の署名を受けた後、A票をその場で受け取ります。

② 収集運搬業者は、指定処理施設に廃棄物を持ち込む際、B票、C票及びD票を提出してください。

③ 指定処理施設は、提出されたマニフェストの受領確認後、C票を保存し、B票及びD票を収集運搬業者へ返却します。

④ 収集運搬業者は、返却されたB票を自己で保存し、D票を速やかに排出事業者へ返却してください

さい。

(6) マニフェストの保存年限

マニフェストは、排出事業者（A票及びD票）、収集運搬業者（B票）それぞれ5年間保存してください。

(7) マニフェストの使用の中止

排出量が日量100kg（月量3t）に満たなくなった排出事業者は、マニフェストの使用を中止することができます。マニフェストの使用を中止したい場合は、排出場所を所管する清掃事務所にマニフェスト非適用届を提出してください。

(8) 注意事項

- ① マニフェストを排出事業者から受領したときは、指定処理施設へ提出してください。また、指定処理施設から返却されたマニフェストは速やかに排出事業者に返却してください。
- ② 産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）と混同しないよう注意してください。

(9) マニフェスト適用対象事業者でない排出事業者が、マニフェストを使用する場合

必ず排出場所を所管する清掃事務所で、マニフェスト適用対象事業者届【様式No.38】を提出し、排出場所コードを交付された後、マニフェストを使用してください。

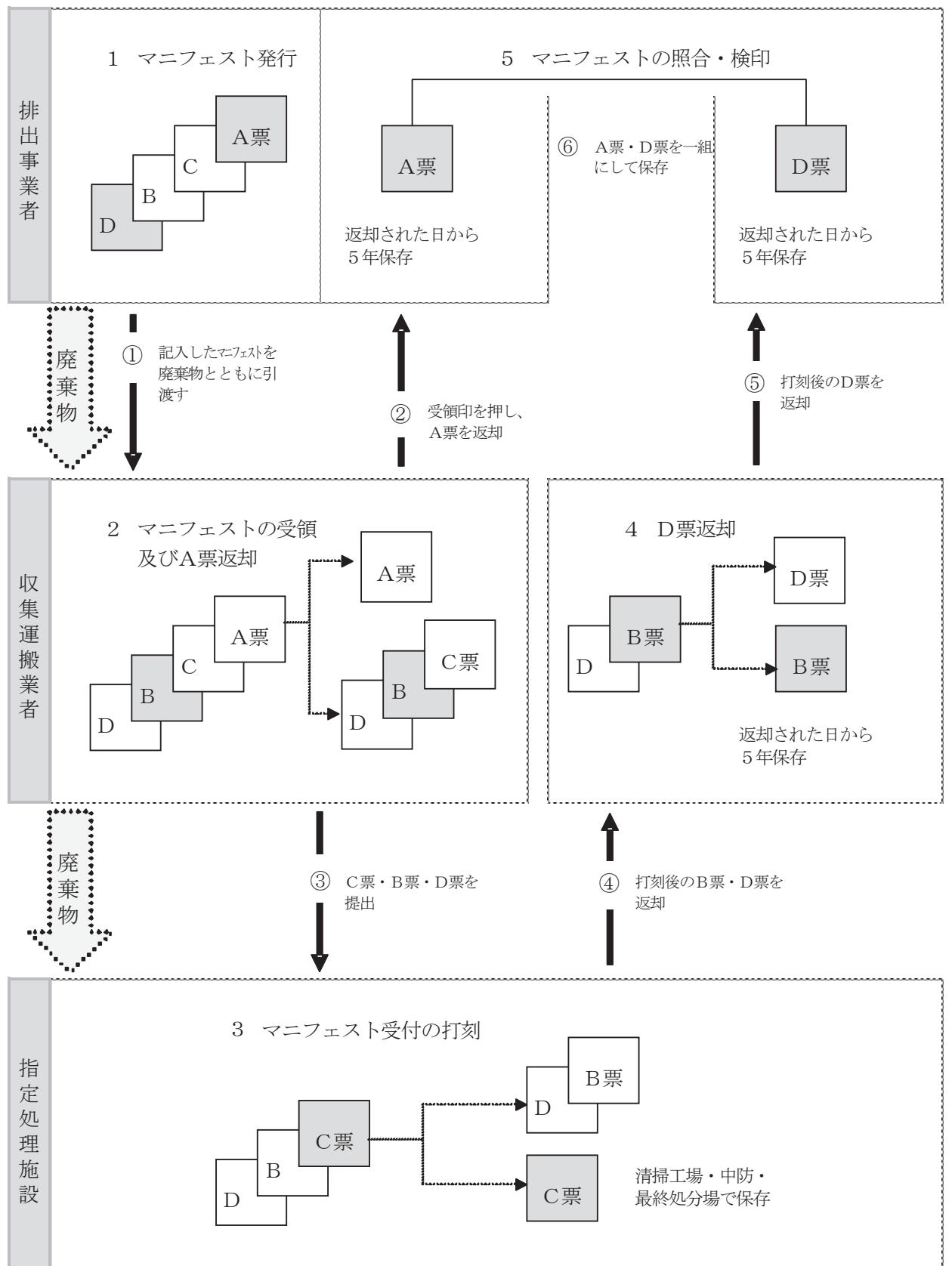
マニフェストの使用を中止する場合も、排出場所を所管する清掃事務所にマニフェスト非適用届を提出してください。

(10) マニフェストの入手方法

マニフェストは次の場所で販売されています。

販 売 先	問合せ先
東京廃棄物事業協同組合 〒169-0075 新宿区高田馬場1-28-10 三慶ビル5階	東京廃棄物事業協同組合事務局 TEL 03 (3232)6249 FAX 03 (3232)7004
(一財)東京都弘済会 〒104-0043 中央区湊1-12-11 八重洲第七長岡ビル4階	弘済会アシスト TEL 03 (6826)1011 FAX 03 (3551)0678

図一 マニフェスト伝票の流れ



6 転居廃棄物の取扱い

(1) 転居廃棄物とは

転居廃棄物とは、一般家庭の引越に伴って排出される廃棄物で、転居する者が事情により区の指示どおりに排出し難いなどやむを得ない場合に、引越荷物運送業者が、転居する者から委任を受け、自らが管理する所定の場所（清掃事務所に届け出ている倉庫等）に集積したものを、一般廃棄物収集運搬業者に処理委託するものをいいます。

(2) 転居廃棄物を取扱うためには

転居廃棄物を取り扱うためには、「普通ごみ」の許可が必要です。

また、特別区において、業で取り扱える転居廃棄物は、以下の条件すべてに該当するものです。

- ① 引越荷物運送業者の管理する倉庫※において引越荷物運送業者から引き渡された一般廃棄物
- ② 引越しする家庭の方からの委任状に記載されている廃棄物
- ③ 特別区の粗大ごみの形状に該当する廃棄物

※ 引越荷物運送業者の管理する倉庫は、あらかじめ所在区へ登録する必要があります。登録されていない倉庫からの廃棄物は転居廃棄物として収集することはできません。

(3) 運搬車両

転居廃棄物の収集運搬については、以下の条件すべてに該当するダンプ車、コンテナ車等の一般廃棄物収集運搬業の許可車両を使用してください。

- ① 粗大ごみの形状のまま運搬できること。
- ② 積載内容の確認が容易に行えること。
- ③ 自動排出機能を有していること。

(4) 中防処理施設（粗大ごみ破碎処理施設）への搬入手続き

- ① 搬入希望日の一週間前までに、中防処理施設管理事務所に搬入の予約申込みをしてください。
中防処理施設の状況によっては、希望日の持込承認を受けられない場合があります。

中防処理施設管理事務所（技術係） TEL 3599-5324 FAX 3599-5360

- ② 転居廃棄物はすべてP.75「臨時持込み」による搬入になります。通常の臨時持込みの申請書類に加え、以下の書類が必要です。なお、マニフェストは必要ありません。

- ⑦ 転居する家庭の方からの委任状（排出場所を所管する清掃事務所に備えてあります。）
- ① 家庭廃棄物であることを証明できる書類（例：転居する家庭の方との引越契約書の写し、引越代金の領収書の写し）
- ⑨ 中防処理施設管理事務所からの転居廃棄物搬入日等承諾書

(5) 注意事項

- ① 一般廃棄物収集運搬業者が引越をする家庭から、直接、転居廃棄物を収集運搬することは認められていません。
- ② 特別に処理方法が定められている、パソコンや特定家庭用機器廃棄物などは、中防処理施設へ搬入できません。
- ③ 再利用できるものは再利用処理ルートで処理をしてください。

VIII章 Q & A

Q
&
A

Q&A目次

1 許可制度について

(1) 全般		該当頁
Q. 1	一般廃棄物処理業の許可を市町村ごとに行うのはどうしてですか。	91
Q. 2	一般廃棄物処理計画とはどういうものですか。	91
Q. 3	一般廃棄物処理業の許可の期間が2年間なのはどうしてですか。	91
Q. 4	一般廃棄物をリサイクルする目的の場合にも一般廃棄物処理業の許可が必要になるのはどうしてですか。	91

(2) 許可関係		該当頁
Q. 5	特別区のうち複数の区で一般廃棄物処理業を行おうとする場合、それぞれの区の許可が必要ですか。	92
Q. 6	作業場所のない区の許可も取得することは可能ですか。	92
Q. 7	①道路清掃において、都道や国道等作業する道路が複数区にまたがる場合、作業するすべての区の許可を受ける必要があります。 ②また、東京都の入札に参加するために複数の区の道路・公園ごみの許可が必要となっていますが、現在作業場所が無い区に許可を申請することができます。	92
Q. 8	A区の収集運搬業の許可を持っていますが、収集運搬業の許可を受けていないB区内の事業所から収集・運搬を依頼されました。受託することはできますか。	92
Q. 9	許可のあるA区で収集した廃棄物を、B区内にある民間処理施設に搬入することになりました。B区内に作業場所がないため、収集運搬業の許可を取得していませんが、B区における収集運搬業の許可を受ける必要がありますか。	92

(3) 車両関係		該当頁
Q. 10	①収集した廃棄物を運搬車内で保管することはできますか。 ②処理施設が受入を行っていない場合はどうすれば良いですか。	93
Q. 11	収集運搬業の許可を有していない区内は、許可車両で走行してはいけないですか。	93
Q. 12	特別区の区域内であれば、許可車両を産業廃棄物収集運搬業に兼用することができますか。また、特別区以外の一般廃棄物収集運搬車として使用できますか。	93
Q. 13	複数区のごみを同一の車両に混載して収集することは可能ですか。	93
Q. 14	2分別架装の塵芥車を許可車両として使用することは可能ですか。	93

2 手続きについて

(1) 全般		該当頁
Q. 15	複数区の許可に関する申請や届出は、当該区ごとに作成しなければなりませんか。	94
Q. 16	収集運搬業の許可申請の添付書類のうち、作業場所及び処理量【様式No.18】並びに排出事業者との処理契約書の写しは、許可を受けているすべての区の分を作成する必要があるのですか。	94
Q. 17	申請書類等は郵送しても構いませんか。	94
Q. 18	申請手続きで事前相談とありますが、いつまでに相談すれば良いのですか。	94
Q. 19	許可証は、どのように交付されますか。	94
Q. 20	申請書類等に添付する写真は、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも良いでしょうか。	95
Q. 21	許可を申請しましたが、不許可となりました。納めた許可手数料は返還してもらえますか。	95

(2) 車両関係		該当頁
Q. 22	運搬車を増やすときは、どのような手続きが必要ですか。	95
Q. 23	予備車を増やすときは、どのような手続きが必要ですか。	95
Q. 24	臨時に大量のごみの運搬を依頼されたが、稼動運搬車で対応することができません。臨時持込みであれば、許可車両でなくても良いですか。	95
Q. 25	運搬車が故障した場合は、どうすれば良いですか。	96
Q. 26	①運搬車を入れ替える（代替する）ときは、どのような手続きが必要ですか。 ②また、車種を変更して入れ替える（代替する）ときは、どのような手続きが必要ですか。	96
Q. 27	コンテナ車のコンテナのみを増やすときは、どのような手続きが必要ですか。	96
Q. 28	運搬車を入れ替える（代替する）場合、許可表示を消した写真を添付するとありますが、一時抹消登録証明の写しの提出ではいけませんか。	96

(3) 立入検査		該当頁
Q. 29	複数の区から許可を受けている場合、更新に伴ってすべての許可区から立入検査を受けなければなりませんか。	96

(4) 作業場所関係		該当頁
Q. 30	①作業場所が増加した場合は、どうすれば良いですか。 ②また、同じ作業場所で運搬先が異なる廃棄物の処理を委託された場合は、どうすれば良いですか。	97
Q. 31	契約書の処理料金は、どのように記載しますか。	98
Q. 32	特別区内にチェーン店を出店している会社のすべてのごみを収集することになった場合、契約は店舗ごとに締結するのですか。	98
Q. 33	ビルから排出されるごみの処理契約をビル管理会社と締結することはできますか。	98

(5) その他		該当頁
Q. 34	指定処理施設以外に、新たに民間処理施設に一般廃棄物を運搬する場合は、どうすれば良いですか。	98
Q. 35	感染性廃棄物を取り扱いたいのですが、どうすれば良いですか。	99
Q. 36	産業廃棄物処理施設において、一般廃棄物処分業を行うことはできますか。	99
Q. 37	清掃工場と最終処分場に搬入する場合、持込承認カードは2枚必要になるのですか。	99
Q. 38	運転日報は、手引の様式をそのまま使用しなければならないのですか。	99
Q. 39	作業台帳は、手引の様式をそのまま使用しなければならないのですか。	99

3 実績報告書について

		該当頁
Q. 40	一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】と区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】はどのようなものですか。また、どのように提出すれば良いですか。	100
Q. 41	実績報告書の用紙は、郵送されてくるのですか。	100
Q. 42	実績報告書はどのような方法で提出できますか。	100
Q. 43	実績を報告する廃棄物は、自己物や専ら物なども対象になるのですか。	100
Q. 44	「弁当がら等」の実績は、どのように報告するのですか。	100
Q. 45	一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】で、不燃ごみ処理センターや品川清掃作業所等は、「収集・運搬量の搬入先内訳」のどの欄に記入すればよいのですか。	100
Q. 46	「廃家電」の処理実績がありません。実績報告書を提出する必要がありますか。	101

4 汚でい関係

Q. 47	許可を更新しなかった区で、作業する必要が生じました。再度許可を受けることはできますか。	101
Q. 48	ディスポーザ汚でいの引き抜きを依頼されました。ディスポーザ汚でいは品川清掃作業所に搬入できますか。	101
Q. 49	バキューム車を増車する場合、どのような手続きが必要ですか。	101
Q. 50	バキューム車の入れ替え（代替）を行う場合、どのような手続きが必要ですか。	102

5 食品リサイクル関係

	該当頁	
Q. 51	特別区内の区立小学校の給食残さを収集運搬し、特別区の清掃工場に搬入しています。給食残渣をリサイクルするため千葉県A市にある登録再生利用事業者の施設に搬入する計画をしています。どのような手続きが必要ですか。	102
Q. 52	食品廃棄物をリサイクルする場合は、特別区の収集運搬業又は処分業の処理料金の上限額を超えた料金を受け取っても構わないでしょうか。	102
Q. 53	食品関連事業者であるA区の排出事業者から食品リサイクルに係る収集運搬を依頼されましたが、どのような手続きをすればよいでしょうか。	103
Q. 54	食品リサイクル法における食品循環資源の肥飼料化の施設を造ろうと計画しています。「登録再生利用事業者」として国の登録を受ければ、一般廃棄物処分業の許可を受けなくてもよいのですか。	103
Q. 55	食品関連事業者から排出される食品廃棄物等を、リサイクル業者の処分施設に搬入する場合に一般廃棄物収集運搬業の許可は必要ですか。	103

6 廃家電関係

	該当頁	
Q. 56	「継続的な作業場所」がなければ、廃家電を取り扱うことはできませんか。	103
Q. 57	家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）は、保存する必要がありますか。	104
Q. 58	更新許可申請時に「廃家電」を継続して申請する場合、必要な添付書類はなんですか。	104
Q. 59	新たに廃家電を加えて申請する場合は、どうしたらいいですか。	104
Q. 60	運搬する指定引取場所が複数の区にあります。すべての区の許可が必要ですか。	104

1 許可制度について

(1) 全般

Q. 1 一般廃棄物処理業の許可を市町村ごとに行うのはどうしてですか。

A. 1 市町村には、法第6条及び第6条の2で、区域内の一般廃棄物処理計画を策定し、その一般廃棄物処理計画に従って一般廃棄物の処理を行うことが義務付けられています。一般廃棄物処理業者の行う処理も一般廃棄物処理計画に位置付けられているものでなければなりません。そのため、一般廃棄物処理業の許可についても市町村長が行うこととなっています。

Q. 2 一般廃棄物処理計画とはどういうものですか。

A. 2 市町村の区域全域の一般廃棄物を管理するための基本となる計画です。(基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」とに分けて、法第6条第2項に規定された事項を定めるものとされています。) 一般廃棄物処理業者が処理を行える範囲(許可対象廃棄物)も一般廃棄物処理計画で定められます。

特別区の処理計画では、特別区内で発生した一般廃棄物のみを特別区内で処理することとしています。(P. 106 「廃掃法(抜すい)」参照)

Q. 3 一般廃棄物処理業の許可の期間が2年間なのはどうしてですか。

A. 3 許可の期間は施行令第4条の5及び第4条の8で定められています。(P. 116・117 「施行令(抜すい)」参照)

Q. 4 一般廃棄物をリサイクルする目的の場合にも一般廃棄物処理業の許可が必要になるのはどうしてですか。

A. 4 法第1条で「分別、保管、収集、運搬、再生、処分等」までの一連の行為が廃棄物の「処理」と位置付けられています。また、法第6条の2第1項以下で「処分」というときには、「行政処分」を意味する場合を除いて)「再生することを含む。」とされています。法は、廃棄物の適正な処理を確保するために、「再生」する場合であっても許可の対象としているものです。

ただし、「専ら再生利用の目的となる廃棄物」である古紙、くず鉄(古銅等を含む。)、空きびん類、古繊維についてのみ法の特例で許可が不要とされています。また、個別のリサイクル関連法で特例措置が定められている場合もあります。(P. 6 「(1) 許可制度の概要」参照)

(2) 許可関係

Q. 5 特別区のうち複数の区で一般廃棄物処理業を行おうとする場合、それぞれの区の許可が必要ですか。

A. 5 その通りです。

Q. 6 作業場所のない区の許可も取得することは可能ですか。

A. 6 可能です。

ただし、普通ごみについては、許可を受けようとする区内に継続的な作業場所を確保することが許可要件となりますので、許可を取得することはできません。

(P. 12 「許可基準4 (5)」・P. 31 「(3) 申請方法等」参照)

Q. 7 ① 道路清掃において、都道や国道等作業する道路が複数区にまたがる場合、作業するすべての区の許可を受ける必要がありますか。
② また、東京都の入札に参加するために複数の区の道路・公園ごみの許可が必要となっていますが、現在作業場所が無い区に許可を申請することができますか。

A. 7 ① その通りです。

② 道路・公園ごみは、作業場所があることを許可要件としていませんので、申請することができます。

Q. 8 A区の収集運搬業の許可を持っていますが、収集運搬業の許可を受けていないB区内の事業所から収集・運搬を依頼されました。受託することはできますか。

A. 8 受託することはできません。収集運搬業の許可を受けていない区内で収集又は運搬を行うと、無許可営業となります。必ず業務を行う前にB区の許可を受けてください。

Q. 9 許可のあるA区で収集した廃棄物を、B区内にある民間処理施設に搬入することになりました。B区内に作業場所がないため、収集運搬業の許可を取得していませんが、B区における収集運搬業の許可を受ける必要がありますか。

A. 9 B区の許可 (P. 9 「(3) 許可の事業区分「④ 運搬（荷卸しに限る。）」」) を受ける必要があります。B区の新規許可申請を行ってください。

また、A区の許可においては、B区内にある民間処理施設を新たな運搬先として追加申請する必要があります。事前相談のうえ変更承認申請を行ってください。(P. 43 表中番号3 「運搬先」参照)

(3) 車両関係

Q. 10 ① 収集した廃棄物を運搬車内で保管することはできますか。

② 処理施設が受入を行っていない場合はどうすれば良いですか。

A. 10 ① できません。廃棄物は収集後速やかに処理施設に搬入してください。

② 清掃工場などの処理施設が受入を行っていない日（年末年始）に限り、保管・積替えの許可を受けていれば、保管・積替え施設内において、収集した廃棄物を運搬車内で保管することができます。

なお、処理施設の受入が可能になり次第、施設から速やかに搬出してください。

(P. 9 「※「積置き」について」・P. 12～13 「許可基準(15)」・P. 17～18 「(2) 収集又は運搬の基準」・P. 26 「(3) 保管等に関する事項」参照)

Q. 11 収集運搬業の許可を有していない区内は、許可車両で走行してはいけないですか。

A. 11 法第7条は、市町村長の許可を受けなければならぬのは「運搬のみを業とする場合にあっては、一般廃棄物の積卸し^{*1}を行う区域に限る。」としています。したがって、通過のみであれば、許可を有していない区を走行することは可能です。

* 1 積込み（収集等）と荷卸し（処理施設への搬入等）の行為をいいます。

(P. 107 「廃掃法（抜すい）」参照)

Q. 12 特別区の区域内であれば、許可車両を産業廃棄物収集運搬業に兼用することができますか。また、特別区以外の一般廃棄物収集運搬車として使用できますか。

A. 12 産業廃棄物収集運搬業との兼用も特別区以外の一般廃棄物収集運搬車としての使用もできません。(P. 23 「4 遵守事項（2）収集又は運搬に関する事項」参照)

Q. 13 複数区のごみを同一の車両に混載して収集することは可能ですか。

A. 13 可能です。ただし、作業場所ごとの正確な処理量の把握に努めてください。

Q. 14 2分別架装の塵芥車を許可車両として使用することは可能ですか。

A. 14 可能です。使用にあたっては、P. 23 「4 遵守事項（2）収集又は運搬に関する事項」を遵守してください。

なお、収集の際、及び運搬先施設での排出の際に、荷箱を間違えないよう十分に注意してください。

2 手続きについて

(1) 全般

Q. 15 複数区の許可に関する申請や届出は、当該区ごとに作成しなければなりませんか。

A. 15 1部の申請・届出書で複数区の許可を同時に申請・届出することができます。添付書類は1部のみの提出で構いません。

Q. 16 収集運搬業の許可申請の添付書類のうち、作業場所及び処理量【様式No.18】並びに排出事業者との処理契約書の写しは、許可を受けているすべての区の分を作成する必要があるのですか。

A. 16 作業場所及び処理量【様式No.18】並びに排出事業者との契約書の写しは、作業場所の所在する区ごとに作成してください。また、廃棄物の種類ごとにも分けて作成してください。

Q. 17 申請書類等は郵送しても構いませんか。

A. 17 原則としてすべての申請書類等の郵送手続きを行うことができます。ただし、新規許可申請、更新許可申請、変更許可申請、許可証再交付申請は手数料の納付行為を伴うため、早めに清掃協議会までご連絡ください。

Q. 18 申請手続きで事前相談とありますが、いつまでに相談すれば良いのですか。

A. 18 事前相談の必要な事項については、基準を満たしていなければ許可や承認をすることができないため、計画段階でご相談ください。運搬車の増加や種類の変更については、その車両が許可基準を満たすものかどうかの判断が必要となりますので、車両の発注前にご相談ください。

Q. 19 許可証は、どのように交付されますか。

A. 19 許可証は、清掃協議会の窓口で交付するほか、郵送での交付も行います。許可証を差し替える場合、窓口の場合は旧許可証と引き換えに交付します。許可証の郵送交付を希望する場合は清掃協議会までお問い合わせください。

Q. 20 申請書類等に添付する写真は、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも良いでしょうか。

A. 20 必要とする内容が鮮明に印刷されていることを条件に、デジタルカメラで撮影した画像をカラー印刷したものや、写真をカラーコピーしたものでも受理します。(P. 36 「運搬車の写真の撮り方」参照)

Q. 21 許可を申請しましたが、不許可となりました。納めた許可手数料は返還してもらえますか。

A. 21 できません。許可手数料は、申請の内容が許可基準に適合しているかどうかを審査する事務手数料として、各区の条例等に規定されているものです。

(2) 車両関係

Q. 22 運搬車を増やすときは、どのような手続きが必要ですか。

A. 22 運搬車の数量の増加については、変更承認申請の手続きが必要です。

事前相談を行ったうえで、変更承認申請書に、必要書類を添付し提出してください。(P. 42 表中番号 2 「運搬施設の種類及び数量（増車）」参照)

なお、増車した車両について継続持込みの承認を受ける場合は、別途、清掃一組への申請が必要になります。

Q. 23 予備車を増やすときは、どのような手続きが必要ですか。

A. 23 予備車を増車する場合については、変更承認申請の手続きが必要です。

なお、P. 42 表中番号 2 「運搬施設の種類及び数量（増車）」に係る添付書類のうち、① 及び②～④が必要ですが、①増車理由書の「最近 3 か月の運搬量一覧」については記入不要です。

Q. 24 臨時に大量のごみの運搬を依頼されましたが、稼動運搬車で対応することができません。臨時持込みであれば、許可車両でなくとも良いですか。

A. 24 臨時持込みであっても、許可を受けた運搬車を使用しなければなりません。許可車両として届け出ている予備車を使用するか、運搬車の増加の手続きが必要です。

また、清掃工場等に臨時持込みを行う場合は、別途、手続きが必要となります。(P. 75 「3 臨時持込みの手続き」参照)

Q. 25 運搬車が故障した場合は、どうすれば良いですか。

A. 25 許可車両として届け出ている予備車を使用する方法と、代車を使用する方法があります。継続持込みの承認を受けている車両の代車は、清掃一組（最終処分場への持込みにあつては、作業場所を所管する清掃事務所）に代車申請を行い、変更のあった日から 10 日以内に変更届を提出してください。（P. 47 「5 運搬施設（代車）」・P. 75 「(7) 代車の使用について」参照）

Q. 26 ① 運搬車を入れ替える（代替する）ときは、どのような手続きが必要ですか。

② また、車種を変更して入れ替える（代替する）ときは、どのような手続きが必要ですか。

A. 26 ① 変更届の提出が必要です。（P. 47 「5 運搬施設（代替）」参照）

② 運搬車の種類を変更する場合（塵芥車からダンプ車への変更等の場合）については、事前相談のうえ、変更承認申請を行ってください。（P. 42 表中番号 2 「運搬施設の種類及び数量（車種）」参照）

なお、代替した車両について継続持込みの承認を受ける場合は、別途、清掃一組への申請が必要になります。

Q. 27 コンテナ車のコンテナのみを増やすときは、どのような手続きが必要ですか。

A. 27 車両の台数に変更はありませんので、変更届を提出してください。変更届に許可表示を入れたコンテナの写真を添付してください。

Q. 28 運搬車を入れ替える（代替する）場合、許可表示を消した写真を添付するとありますが、一時抹消登録証明の写しの提出ではいけませんか。

A. 28 一時抹消登録は、一時的に自動車検査証及び自動車登録番号を返納しますが、手続きを行うと再登録ができてしまうため、塗装等で完全に表示を抹消し、写真を添付してください。

(3) 立入検査

Q. 29 複数の区から許可を受けている場合、更新に伴ってすべての許可区から立入検査を受けなければなりませんか。

A. 29 更新許可申請等に係る立入検査は、清掃協議会が一括して実施します。また、各区は、協議会が行う立入検査に同行する場合があるほか、独自に立入検査を実施する場合があります。（P. 61 「1 立入検査」参照）

(4) 作業場所関係

- Q.30 ① 作業場所が増加した場合は、どうすれば良いですか。
 ② また、同じ作業場所で運搬先が異なる廃棄物の処理を委託された場合は、どうすれば良いですか。

- A.30 ① 作業場所の変更については、変更届の提出が必要です。
 ② 1つの作業場所で運搬先が異なる廃棄物の処理を委託された場合は、作業場所及び処理量【様式No.18】は別々の欄に記入してください。(下図<記入例>参照)

(記入例)

増 加	減 少	作業場所及び処理量						① ○○ 区
取り扱う一般 廃棄物の種類 ※ 該当する廃棄物の 種類に○を付ける。		普通ごみ	道路・公園 ごみ	しさ・ふさ	汚でい	動物死体	医療廃棄物	頁中の _____ 頁

名 称 排出場所コード	所 在 地 (町丁目番号)	契約単価 円/kg	収 集 量 t / 月	収集回数 回 / 月	収集開始 年 月	契約前の 収集形態
○○産業 (弁当がら) ②	△△町 1 - 2 - 3	2 8 . 5	0 . 5	4	○年○月	許可業者 区収集 なし
○○産業 ((株)●●) ③	△△町 1 - 2 - 3	5 0	0 . 4	8	○年○月	許可業者 区収集 なし
		④				許可業者 区収集 なし

(以下略)

② 「弁当がら等」を中防不燃ごみ処理センターへ搬入する場合の記入例：
 ⇒ 作業場所名称の後に「(弁当がら)」と記入する。

③ 食品循環資源等を民間処理施設へ搬入する場合の記入例：
 ⇒ 作業場所名称の後に、許可証に記載のある運搬先名を記入する。

④ 上限料金の制限がないのは、○○産業が食品関連事業者で、かつ(株)●●が登録再生利用事業者の場合

Q. 31 契約書の処理料金は、どのように記載しますか。

A. 31 1kgあたりの単価（消費税等を含んだ額）を記載してください。

料金の設定にあたっては、法第7条第12項の規定により各区が条例で定める廃棄物処理手数料の額（以下「上限料金」という。）を超えることはできません。

したがって、処理料金を月ごとの定額料金として設定する場合は、月額を月間推定排出量で割った単価が、上限料金を超えないようにしてください。また、袋単価で処理料金を設定する場合は、作業場所ごと袋ごとに適正な換算重量を定め、1kgあたりの重量単価が上限料金を超えないようにしてください。

なお、区が定める廃棄物処理手数料には消費税等が含まれています。（P. 27「6 処理料金」参照）

Q. 32 特別区内にチェーン店を出店している会社のすべてのごみを収集することになった場合、契約は店舗ごとに締結するのですか。

A. 32 契約は、店舗ごとに処理業者と直接結ぶのが原則です。

ただし、直営店等、本社が統括して一括契約を行う場合などは、チェーン店全体に対する処理責任を本社が担保することで、店舗ごとに締結する必要はありません。

また、契約書には、作業場所としての店舗ごとの所在地、名称、廃棄物の種類、月平均排出量、契約期間及び処理料金を明記してください。

Q. 33 ビルから排出されるごみの処理契約をビル管理会社と締結することはできますか。

A. 33 契約は、テナントごとに処理業者と直接結ぶのが原則です。

ただし、複数のテナントが入居する貸しビルなどの場合で、やむを得ずビル管理会社が契約者となりうる場合があります。その場合、ビル管理会社は無許可営業等の違反行為を帮助（ほうじょ）することのないように慎重に対応してください。

（5）その他

Q. 34 指定処理施設以外に、新たに民間処理施設に一般廃棄物を運搬する場合は、どうすれば良いですか。

A. 34 運搬先の当該区又は市町村において、収集運搬業の許可が必要となります（P. 92 Q&A. 9 参照）。運搬先の当該区において既に許可を受けている場合、新たな運搬先を追加する変更承認申請を行ってください。

また、廃棄物の排出区においては、運搬先を追加する必要があるため、事前相談のうえ変更承認申請を行ってください。（P. 43 表中番号3「運搬先」参照）

Q. 35 感染性廃棄物を取り扱いたいのですが、どうすればよいですか。

A. 35 特別区においては、感染性廃棄物を取り扱える「医療廃棄物」という許可品目を設けていますので、医療廃棄物の許可を取得してください。(P. 8 「(2) 許可対象廃棄物」参照)

または、法第 14 条の 4 第 17 項の特例に基づき、特定の特別管理産業廃棄物の許可を有する者が対応する特別管理一般廃棄物の処理を行うことができますので、該当する特別管理産業廃棄物の許可を取得してください。(P. 65 「1 医療廃棄物の適正処理 (2) 感染性一般廃棄物」参照)

Q. 36 産業廃棄物処理施設において、一般廃棄物処分業を行うことはできますか。

A. 36 法第 15 条の 2 の 5 第 1 項で規定する産業廃棄物処理施設の特例により、法第 15 条の設置許可を受けている施設を、当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができます。ただし、一般廃棄物処分業の許可を受ける必要があります。(P. 112 「廃掃法（抜すい）」参照)

また、特例の対象となる一般廃棄物は、施行規則第 12 条の 7 の 16 に規定されているもので、許可を受けている産業廃棄物の種類と「同様の性状」を有するものに限られます。

Q. 37 清掃工場と最終処分場に搬入する場合、持込承認カードは 2 枚必要になるのですか。

A. 37 清掃工場、中防処理施設（破碎・不燃）は、清掃一組が管理し、持込承認も行います。最終処分場は東京都が管理しますが、持込承認は各区（清掃事務所）が行います。したがって、清掃工場と最終処分場に搬入する場合、清掃一組から交付される持込承認カードと、各区から交付される持込承認カードとの 2 枚が必要になります。(P. 72 「(3) 持込承認カードの取扱いについて①」参照)

Q. 38 運転日報は、手引の様式をそのまま使用しなければならないのですか。

A. 38 手引の様式は見本です。①自動車登録番号、②収集時間、③作業場所の名称及び所在地、④収集量、⑤処理施設への搬入状況（処理施設の名称、計量値及び搬入時間）等の規則規定項目のほか、日付や運転者氏名等見本様式に記載されている項目が記録されていれば、独自に作成したものを使用しても差し支えありません。(P. 51 「1 運転日報と作業台帳」参照)

Q. 39 作業台帳は、手引の様式をそのまま使用しなければならないのですか。

A. 39 作業台帳の様式は見本です。独自に作成したものを使用しても差し支えありません。作業台帳に記載しなければならない事項は、施行規則第 2 条の 5 において規定されています。(P. 51 「1 運転日報と作業台帳」参照)

3 実績報告書について

Q. 40 一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】と区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】はどのようなものですか。また、どのように提出すればよいですか。

A. 40 一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】については、作業場所の所在区ごとに一般廃棄物処理業として行った実績を報告していただくものです。また、区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】は、その許可業者が1年間で処理した特別区全体の処理量を一覧でできるものです。

一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】は許可区分、区別一般廃棄物処理量実績調査票【様式No.11】は1部作成し、提出してください。

Q. 41 実績報告書の用紙は、郵送されてくるのですか。

A. 41 実績報告書の用紙は送付しません。

この手引の様式をコピーして使ってください。なお、様式と同一の内容が記載されていれば、表計算ソフトなどで作成した報告書でも構いません。

Q. 42 実績報告書はどのような方法で提出できますか。

A. 42 実績報告書は、郵送、持参、FAX及びメールのいずれかの方法で提出してください。

Q. 43 実績を報告する廃棄物は、自己物や専ら物なども対象になるのですか。

A. 43 なりません。実績報告書に記入する内容は、一般廃棄物処理業として収集運搬又は処分した一般廃棄物に限ります。(P. 58 「(5) 作成上の注意事項」参照)

Q. 44 「弁当がら等」の実績は、どのように報告するのですか。

A. 44 中防不燃ごみ処理センターに搬入した弁当がら等は、「普通ごみ」の実績報告書の「区長の指定する処理施設」のうち「その他」の欄に記載してください。

「埋立」の欄には記載しないでください。(P. 58 「(5) 作成上の注意事項」参照)

Q. 45 一般廃棄物処理実績報告書【様式No.10】で、不燃ごみ処理センターや品川清掃作業所等は、「収集・運搬量の搬入先内訳」のどの欄に記入すればよいのですか。

A. 45 「収集・運搬量の搬入先内訳」と具体的な処理施設の関係は、P. 56 「表1 収集運搬業の処理区分」のとおりです。

Q. 46 「廃家電」の処理実績がありません。実績報告書を提出する必要がありますか。

A. 46 処理実績がない場合でも実績の報告が必要です。廃家電専用様式の特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書【様式No.25】により提出してください。

4 汚でい関係

Q. 47 許可を更新しなかった区で、作業する必要が生じました。再度許可を受けることはできますか。

A. 47 汚でいの収集運搬業は新規許可を行っていないため、再度許可を受けることはできません。

Q. 48 ディスポーザ汚でいの引き抜きを依頼されました。ディスポーザ汚でいは品川清掃作業所に搬入できますか。

A. 48 ディスポーザ排水処理システム（旧建築基準法第38条の規定に基づく建設大臣の認定を受けたもの、又は（公社）日本下水道協会の定める性能基準に適合する評価を受けたもののいずれかで、かつ東京都下水道局に設置届が提出されているもの）から発生するディスポーザ汚でいは、取扱い区分を「その他の汚泥」とし、品川清掃作業所に搬入することができます。

ただし、上記に該当している場合に限られますので、設置の届出の有無は所在区にお問い合わせください。なお、搬入する際には必ず搬入伝票を提出してください。

Q. 49 バキューム車を増車する場合、どのような手続きが必要ですか。

A. 49 バキューム車の増車は原則として認めていませんが、増車後の積載総量が増車前の積載総量を超えない場合に限り増車を認めています。手続きは変更承認申請によって一体的に行います。（P. 40「4 変更承認申請」参照）

変更承認申請書【様式No. 5】の変更内容の「新」「旧」欄には、それぞれの車両番号と積載量を記載してください。

なお、一度減量したら、減量前の積載総量に戻すことはできませんので注意してください。

〈記入例〉

積載量 8,000 kg の車両 1 台を 4,000 kg、2,000 kg の車両 2 台に増車する場合。

変更事項		運搬施設の種類及び数量（増車）
変更内容	新	足立 800 す 0 0 0 (4,000 kg) 足立 800 す 0 0 ×× (2,000 kg)
	旧	足立 800 そ 0 0 0 (8,000 kg)

Q. 50 バキューム車の入れ替え（代替）を行う場合、どのような手続きが必要ですか。

A. 50 台数の変更を伴わない、車両の入れ替えを行う場合は変更届を提出してください。（P. 44 「5 変更届」参照）

変更届の「新」「旧」欄に、それぞれの車両番号と積載量を記載してください。

入替え後の積載量が入替え前の積載量を超えることはできません。

減量した場合は、その後は、減量前の積載総量に戻すことはできませんので注意してください。

5 食品リサイクル関係

Q. 51 特別区内の区立小学校の給食残さを収集運搬し、特別区の清掃工場に搬入しています。

給食残さをリサイクルするため千葉県A市にある登録再生利用事業者の施設に搬入する計画をしています。どのような手続きが必要ですか。

A. 51 千葉県A市に収集運搬に係る許可申請を行ってください。また、収集を行っている区においては、新たな運搬先の追加として変更承認申請をする必要があります。

食品リサイクル法において、荷卸し先の許可を不要とする特例は排出事業者が、食品関連事業者であることが必要です。小中学校（給食事業の場合）は、食品関連事業者に該当しないため、この特例の適用を受けることができません。

また、排出事業者との契約にあたり、条例で定める処理料金の上限を超えて受け取ることもできません。

Q. 52 食品廃棄物をリサイクルする場合は、特別区の収集運搬業又は処分業の処理料金の上限額を超えた料金を受け取っても構わないでしょうか。

A. 52 食品リサイクル法は、処理料金上限規定に関する特例を定めており、同法に定める食品循環資源の再生利用事業に係る収集運搬・処分である場合は、上限を超えた料金を受け取ることができます。（P. 27 「6 処理料金」参照）

しかし、これに該当するためには食品廃棄物をリサイクルするというだけではなく、収集運搬業の場合は、排出事業者が同法の定める「食品関連事業者」であり、運搬先が「登録再生利用事業者」であること、処分業の場合は、「登録再生利用事業者」として国の登録を受ける必要があります。これらの要件を満たしていない場合、処理料金の上限を守らなければなりません。

Q. 53 食品関連事業者であるA区の排出事業者から食品リサイクルに係る収集運搬を依頼されましたが、どのような手続きをすればよいでしょうか。

A. 53 収集運搬を開始する前に相談してください。A区の収集運搬業の許可を有していない場合は、新規許可申請が必要です。既にA区の許可を有している場合は、運搬先の変更に係る変更承認申請が必要となります。

Q. 54 食品リサイクル法における食品循環資源の肥飼料化の施設を造ろうと計画しています。「登録再生利用事業者」として国の登録を受けければ、一般廃棄物処分業の許可を受けなくてもよいのですか。

A. 54 食品循環資源としての一般廃棄物を受け入れて、再生処分するのであれば、一般廃棄物処分業の許可が必要です。(P. 91 Q & A. 4 参照)

Q. 55 食品関連事業者から排出される食品廃棄物等を、リサイクル業者の処分施設に搬入する場合に一般廃棄物収集運搬業の許可は必要ですか。

A. 55 原則として、食品廃棄物を収集運搬する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。ただし、食品リサイクル法第21条は、食品関連事業者の再生利用を促進するため、以下の廃棄物処理法の特例を定めています。

- ① 主務大臣の登録を受けた再生利用事業者の事業場に食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源を運搬する場合には、荷卸し先の許可を不要とする。
 - ② 主務大臣の認定を受けた食品関連事業者の再生利用事業計画に従って、食品循環資源を収集運搬する場合には、収集運搬に係るすべての許可を不要とする。
- 具体的な手続き等については、農林水産省または各地方農政局にご相談ください。

6 廃家電関係

Q. 56 「継続的な作業場所」がなければ、廃家電を取り扱うことはできませんか。

A. 56 廃家電は「継続的な作業場所」を許可要件とはしませんので、継続的な作業場所が無い区の許可も申請することができます。

Q. 57 家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）は、保存する必要がありますか。

A. 57 小売店から委託を受けて収集運搬を行う場合は、委託契約書を交わし、家電リサイクル券「小売業者回付」は、小売業者に回付してください。

また、小売店から委託を受けて収集運搬を行った場合を除き、家電リサイクル券の「小売業者控券受領書」「小売業者回付」は、収集運搬業者が保存してください。

なお、保存の期間は家電リサイクル法に従い3年間です。

Q. 58 更新許可申請時に「廃家電」を継続して申請する場合、必要な添付書類はなんですか。

A. 58 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書【様式 No. 24】を他の申請書類と併せて提出してください。

Q. 59 新たに廃家電を加えて申請する場合は、どうしたらいいですか。

A. 59 事前相談のうえ「取り扱う一般廃棄物の種類」の増加として変更許可申請をしてください。特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書【様式 No. 24】が必要です。(P. 38 「3 许可申請」参照)

Q. 60 運搬する指定引取場所が複数の区にあります。すべての区の許可が必要ですか。

A. 60 許可は、「収集を行う区」だけでなく、「荷卸しを行う区」においても必要です。
指定引取場所及び中間集積所の所在区においては、荷卸し作業が発生するため、収集運搬又は運搬の許可が必要です。運搬する予定のある指定引取場所及び中間集積所の所在区の許可を受けてください。

IX章 関係法令等

関
係
法
令
等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜すい）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

（以下略）

（国民の責務）

第2条の4 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に關し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（以下略）

（清潔の保持等）

第5条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

（中略）

- 4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

- 5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

（以下略）

（基本方針）

第5条の2 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
 - 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
 - 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

五 非常災害時における前2号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

(以下略)

(都道府県廃棄物処理計画)

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

五 非常災害時における前3号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

(以下略)

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たつては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(市町村の処理等)

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第7条第3項、第5項第4号ニからヘまで及び第8項、第7条の3第1号、第7条の4第1項第5号（中略）、第16条の2第2号（中略）を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3～5（略）

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(一般廃棄物処理業)

- 第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
 - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
 - ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
 - ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の

- 規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。
- 10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
 - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 申請者が第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- 11 第1項又は第6項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 12 第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)及び第6項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
- 13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、

一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

- 15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。
- 16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(変更の許可等)

- 第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
 - 3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第5項第4号口からトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第5項第4号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

(事業の停止)

- 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
 - 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
 - 三 第7条第11項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

- 第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。
- 一 第7条第5項第4号ハ若しくはニ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに該当するに至つたとき。
 - 二 第7条第5項第4号リからルまで（同号ハ若しくはニ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 第7条第5項第4号リからルまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 四 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき（前3号に該当する場合を除く。）。

- 五 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
 - 六 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。）又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。
- 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

（名義貸しの禁止）

第7条の5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

（一般廃棄物処理施設の許可）

第8条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（中略）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
(以下略)

（許可の基準等）

第8条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- 四 申請者が第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(以下略)

（一般廃棄物の再生利用に係る特例）

第9条の8 環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。
 - 二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。
 - 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該再生利用の用に供する施設
- 3 環境大臣は、第1項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 第1項の認定を受けた者は、第7条第1項若しくは第6項又は第8条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは

- 運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。
- 5 第1項の認定を受けた者は、第7条第13項、第15項及び第16項並びに第19条の3の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第18条第1項の規定（同項の規定に係る罰則を含む。）の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。
 - 6 第1項の認定を受けた者は、第2項第2号に掲げる事項の変更（当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設（当該認定に係る再生利用の内容以外の内容の再生利用を行わないものに限る。）の設置を含む。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
 - 7 第3項（第1項第3号に係る部分に限る。）の規定は、前項の変更の認定について準用する。
 - 8 第1項の認定を受けた者は、第2項第1号に掲げる事項の変更又は第6項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
 - 9 環境大臣は、第1項の認定に係る再生利用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を受けた者が第6項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。
 - 10 前各項に規定するもののほか、第1項の認定及び第6項の変更の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）

- 第9条の9 環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者（当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。）は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。
 - 一 当該処理の内容が、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
 - 二 当該処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。次項第2号において同じ。）が環境省令で定める基準に適合すること。
 - 三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者及び当該処理の用に供する施設
- 3 環境大臣は、第1項の認定の申請に係る処理が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 第1項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（第2項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）は、第7条第1項又は第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる。
- 5 前項に規定する者は、第7条第13項、第15項及び第16項、第7条の5並びに第19条の3の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。
- 6 第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理の内容又は第2項第2号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 7 第3項の規定は、前項の変更の認定について準用する。
- 8 第1項の認定を受けた者は、第2項第1号に掲げる事項の変更又は第6項ただし書の環境省令で

定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

- 9 第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理を他人に委託する場合には、当該認定に係る処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 10 環境大臣は、第1項の認定に係る処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を受けた者が第6項若しくは第8項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。
- 11 前各項に規定するもののほか、第1項の認定及び第6項の変更の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別管理産業廃棄物処理業)

第14条の4

(略)

- 17 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者は、第7条第1項又は第6項の規定にかかるわらず、環境省令で定めるところにより、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行うことができる。この場合において、これらの者は、特別管理一般廃棄物処理基準に従い、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(以下略)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第15条の2の5 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第8条第1項の規定にかかるわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

- 2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかるわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもつて足りる。

(投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

(報告の徴収)

第18条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（中略）又は産業廃棄物処理施設の設置者（中略）に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理（中略）に関し、必要な報告を求めることができる。

(以下略)

(立入検査)

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物（中略）に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理（中略）に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で取去させることができる。

(以下略)

(改善命令)

第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第3号に掲げる場合を除く。） 市町村長
- 二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 都道府県知事
- 三 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）又は産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合 環境大臣

(措置命令)

第19条の4 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

(以下略)

第19条の4の2 前条第1項に規定する場合（第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。）において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者（処分者等を除く。以下「認定業者」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等

の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

- 一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
 - 二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適當であるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(事故時の措置)

第21条の2 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下この項において「特定処理施設」という。)の設置者は、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜すい）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第3条 法第6条の2第2項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

ニ 船舶を用いて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

（中略）

ヘ 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。

(1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。

(2) 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

（中略）

チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。

リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(イ) 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

(ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(ハ) その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

（中略）

ル 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（次号ニにおいて「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、

- その一般廃棄物の分別の区分に従つて収集し、又は運搬すること。
- 二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。
- イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
- ロ 一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。
- ハ 一般廃棄物の保管を行う場合には、前号リの規定の例によること。
- ニ 一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生すること。
- ホ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。
- ヘ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。次号トにおいて同じ。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

（以下略）

（事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

第4条の4 法第6条の2第7項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であつて、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- 二 特別管理一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生にあつては、その運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間）

第4条の5 法第7条第2項に規定する政令で定める期間は、2年とする。

（法第7条第5項第4号ニの生活環境の保全を目的とする法令）

第4条の6 法第7条第5項第4号ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法
- 二 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- 四 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 五 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 六 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- 八 ダイオキシン類対策特別措置法
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルの政令で定める使用人）

第4条の7 法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(一般廃棄物処理業の許可の更新期間)

第4条の8 法第7条第7項に規定する政令で定める期間は、2年とする。

(一般廃棄物処理施設)

第5条 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

(以下略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜すい）

(都道府県廃棄物処理計画)

第1条の2の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第5条の5第2項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(中略)

三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。

イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項

ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項

(以下略)

(一般廃棄物処理計画)

第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

(船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第1条の3の2 令第3条第1号ニの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第1号により船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示することにより行うものとする。

(中略)

三 一般廃棄物収集運搬業者（他の法令の規定により一般廃棄物収集運搬業者とみなされる者を除く。次項において同じ。） 法第7条第1項の許可を受けた市町村の名称及び許可番号

2 令第3条第1号ニの環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(中略)

三 一般廃棄物収集運搬業者 法第7条第1項の許可を受けたことを証する書面

(一般廃棄物の積替えに係る基準)

第1条の4 令第3条第1号チの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 あらかじめ、積替えを行つた後の運搬先が定められていること。

二 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものないこと。

三 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板)

第1条の5 令第3条第1号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一 保管する一般廃棄物の種類（中略）

二 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

三 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの

(一般廃棄物の保管の高さ)

第1条の6 令第3条第1号リ(2)(ロ)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

(以下略)

(一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造)

第1条の7 令第3条第2号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- 四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。
- 五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

(一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造)

第1条の7の2 令第3条第2号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあつては、次のとおりとする。
 - イ 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
 - ロ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ハについて同じ。）。
 - ハ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- 二 処理に伴つて生じた残さ（炭化物を含む。以下この号において同じ。）を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。
- ホ 処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴つて生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の40パーセント以上であり、かつ、処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の25パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあつては、この限りでない。）することができるものであること。
- 二 前号以外の場合にあつては、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

(一般廃棄物の運搬を委託できる者)

第1条の17 法第6条の2第6項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者
- 二 第2条各号に掲げる者
- 三 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び第10条の20第1項に掲げる者（同条第2項の規定により特別管理一般廃棄物の収集又は運搬を行う者に限る。）
- 四 法第9条の8第1項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）
- 五 法第9条の9第1項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行

う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者（同条第2項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）

（以下略）

（一般廃棄物の処分を委託できる者）

第1条の18 法第6条の2第6項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者
- 二 第2条の3各号に掲げる者
- 三 特別管理産業廃棄物処分業者及び第10条の20第1項に掲げる者（同条第2項の規定により特別管理一般廃棄物の処分を行う者に限る。）
- 四 法第9条の8第1項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。）
- 五 法第9条の9第1項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者（同条第2項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）

（以下略）

（特別管理一般廃棄物の処理の委託に係る通知事項）

第1条の19 令第4条の4第2号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- 二 当該特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第2条 法第7条第1項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの
- 三 削除
- 四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（以下の号において「広域収集運搬一般廃棄物」という。）を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域収集運搬一般廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）
- 五 国（一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。）
- 六 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- 七 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第23条第1項の認定を受けた製造業者等（同法第4条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第50条第1項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第2条第1項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第17条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第23条第2項第2号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）
 - イ 運輸事業者（資本金の額が3億円を超える会社に限る。）が作成する当該特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬に関する事業計画（再商品化の推進及び適正な処理の確保の観点から適

- 当と認められるものに限る。)に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。
- ロ 当該収集又は運搬が当該区域内の当該特定家庭用機器一般廃棄物の適正な収集又は運搬の確保にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。
- ハ 当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ト 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- チ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）又は令第4条の6に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第8条の38の2第2号ロ、第8条の38の5第2項第4号及び第4項第5号並びに第12条の12の28を除き、以下同じ。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から5年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。
- 八 再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）
- イ 当該業を行う区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、当該廃タイヤの積卸しを行う区域に限る。）に係る廃タイヤ（自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。）の収集又は運搬について、法第14条第1項の許可を受けていること。
- ロ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）
- イ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 十 引越し荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による許可を受けた者、同法第36条第1項の規定による届出をした者又は同法第37条第3項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越し荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）
- イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。
- (1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量
 - (2) 引越し荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地

- (3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- ロ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 十一 廃牛脊柱（牛の脊柱が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）
- イ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 十二 環境大臣の委託を受けて東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号。以下「災害廃棄物処理特措法」という。）第2条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（災害廃棄物処理特措法第4条第1項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行なう場合に限る。）
- 十三 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第2条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当する者（災害廃棄物処理特措法第4条第1項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行なう場合に限る。）
- イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
- ロ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- ニ 環境大臣と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集又は運搬（災害廃棄物処理特措法第4条第1項の規定により行なう一般廃棄物の収集又は運搬に限る。）を委託しようとする者として記載されていること。
- 十四 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者（一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適當でないと環境大臣が認めた場合においては、適用することが適當でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第二条の三第十号において同じ。）に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の収集又は運搬を業として行なう場合に限る。）

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第2条の2 法第7条第5項第3号（法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 施設に係る基準
- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- 二 申請者の能力に係る基準
- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行なうに足りる知識及び技能を有すること。
- ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行なうに足りる経理的基礎を有すること。

（心身の故障によりその業務を適切に行なうことができない者）

第2条の2の2 法第7条第5項第4号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)

第2条の3 法第7条第6項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者
- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの
- 三 削除
- 四 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（以下この号において「広域処分一般廃棄物」という。）を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域処分一般廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）
- 五 国（一般廃棄物の処分をその業務として行う場合に限る。）
- 六 再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの処分を業として行う場合に限る。）
 - イ 当該業を行う区域に係る廃タイヤ（自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。）の処分について、法第14条第6項の許可を受けていること。
 - ロ 当該廃タイヤの処分を行う施設の1日当たりの処理能力が5トン以上であり、かつ、当該施設について、法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けていること。
 - ハ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 - ニ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 七 廃牛脊柱を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの処分を業として行う場合に限る。）
 - イ 当該業を行う区域に係る廃牛脊柱の処分について、法第14条第6項の許可を受けていること。
 - ロ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 - ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- 八 環境大臣の委託を受けて災害廃棄物処理特措法第2条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分を業として行う者（災害廃棄物処理特措法第4条第1項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。）
- 九 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第2条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処分を業として行う者であつて、第2条第13号イからニまでのいずれにも該当する者（災害廃棄物処理特措法第4条第1項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。）
- 十 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者（一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。）

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第2条の4 法第7条第10項第3号（法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

- イ 施設に係る基準

- (1) 淨化槽（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽（中略）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。

- (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

申請者の能力に係る基準

- (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

- (1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 削除

申請者の能力に係る基準

- (1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第2条の5 法第7条第15項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	1 収集又は運搬年月日 2 収集区域又は受入先 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
処分	1 受入れ又は処分年月日 2 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量 3 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること

- 2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 3 法第7条第16項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。
 - 一 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
 - 二 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第2条の6 法第7条の2第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称
- 二 次に掲げる者
 - イ 法第7条第5項第4号リに規定する法定代理人
 - ロ 役員及び政令で定める使用人
 - ハ 法第7条第5項第4号ルに規定する政令で定める使用人
- 三 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）
- 四 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模
- 2 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に行うものとする。

(法第7条の2第4項の規定による欠格要件に係る届出)

第2条の7 法第7条の2第4項の規定による届出は、法第7条第5項第4号口からトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至った日から2週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第7条第1項又は第6項の許可の年月日及び許可番号
- 三 法7条第5項第4号口からトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的な事由
- 四 当該欠格要件に該当するに至つた年月日

(法第7条の2第5項の規定による欠格要件に係る届出)

第2条の8 法第7条の2第5項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。

2 法第7条の2第5項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第1号及び第2号に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物)

第12条の7の16 法第15条の2の5第1項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

- 一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、小型電子機器等その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとする。次号において同じ。）
 - 二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類
 - 三 令第2条第2号に掲げる廃棄物の破碎施設 木くず
 - 四 令第2条第9号に掲げる廃棄物の破碎施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物（中略）
 - 五 令第2条第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体（中略）
 - 六 令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれら的一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれら的一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）、基準適合水銀処理物
- 2 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。
- 3 第一項第一号から第五号までに定める一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。ただし、非常災害のために必要な応急措置として第二条の三第一号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であつて、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては、この限りでない。

循環型社会形成推進基本法（抜き）

（目的）

第1条 この法律は、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

- 2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。
 - 一 廃棄物
 - 二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物を除く。）
- 3 この法律において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。
- 4 この法律において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。
- 5 この法律において「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 循環資源を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。
 - 二 循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用すること。
- 6 この法律において「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。
- 7 この法律において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- 8 この法律において「環境への負荷」とは、環境基本法第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。

（循環型社会の形成）

第3条 循環型社会の形成は、これに関する行動がその技術的及び経済的な可能性を踏まえつつ自主的かつ積極的に行われるようになることによって、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。

（適切な役割分担等）

第4条 循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。（原材料、製品等が廃棄物等となるこ

との抑制)

第5条 原材料、製品等については、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用又は処分に伴う環境への負荷ができる限り低減される必要があることにかんがみ、原材料にあっては効率的に利用されること、製品にあってはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。

(循環資源の循環的な利用及び処分)

第6条 循環資源については、その処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることにかんがみ、できる限り循環的な利用が行われなければならない。

2 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。

(循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則)

第7条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をできるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第1号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前項に定めるもののほか、製品、容器等であって、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うためには国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であるとともに、当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。

- 4 循環資源であつて、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第12条 国民は、基本原則にのっとり、製品となるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、前条第3項に規定する製品、容器等については、国民は、基本原則にのっとり、当該製品、容器等が循環資源となったものを同項に規定する事業者に適切に引き渡すこと等により当該事業者が行う措置に協力する責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、国民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

特定家庭用機器再商品化法（抜き）

（目的）

第1条 この法律は、特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となつたものについて「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 機械器具が廃棄物となつたものから部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為
- 二 機械器具が廃棄物となつたものから部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為
- 2 この法律において機械器具が廃棄物となつたものについて「熱回収」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 機械器具が廃棄物となつたものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為
 - 二 機械器具が廃棄物となつたものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為
- 3 この法律において機械器具が廃棄物となつたものについて「再商品化等」とは、再商品化及び熱回収をいう。
- 4 この法律において「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であって、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。
 - 一 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの
 - 二 当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
 - 三 当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの
 - 四 当該機械器具の小売販売（事業者への販売を含み、販売を業として行う者への販売を除く。以下同じ。）を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となつたものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの
- 5 この法律において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器が廃棄物となつたものをいう。
- 6 この法律において特定家庭用機器について「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 特定家庭用機器を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）
 - 二 特定家庭用機器を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
 - 三 前2号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

(事業者及び消費者の責務)

第6条 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

(引渡義務)

第10条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合その他の主務省令で定める場合を除き、第17条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等（当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確知することができないときは、第32条第1項に規定する指定法人）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければならない。

(引取義務)

第17条 製造業者等は、自らが製造等をした特定家庭用機器（その者が、他の製造業者等について相続、合併若しくは分割（その製造等の事業を承継させるものに限る。）があった場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその製造等の事業を承継した法人又は他の製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人又はその製造等の事業を譲り渡した製造業者等が製造等をしたものと含む。第29条第1項において同じ。）に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ当該製造業者等が指定した場所（以下「指定引取場所」という。）において、その引取りを求めた者から当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

(再商品化等の認定)

第23条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしようとするとき（他の者に委託して再商品化等をしようとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、第33条第1号に規定する特定製造業者等が、第32条第1項に規定する指定法人に委託して再商品化等をしようとするときは、この限りでない。

- 一 当該再商品化等に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。
 - 二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 当該認定に係る再商品化等に必要な行為を実施する者及び当該再商品化等に必要な行為の用に供する施設

（以下略）

(業務)

第33条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 製造業者等であってその製造等に係る特定家庭用機器の量が主務省令で定める要件に該当するもの（以下「特定製造業者等」という。）の委託を受けて、当該特定製造業者等が再商品化等をすべき特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。
- 二 第17条の規定により引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確知することができない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。
- 三 市町村の長の申出を受けて、主務大臣が製造業者等への特定家庭用機器廃棄物の引渡しに支障

が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村又は当該地域の住民からの求めに応じ、当該地域に係る市町村の収集した特定家庭用機器廃棄物又は当該住民が排出する特定家庭用機器廃棄物をその再商品化等をすべき者に引き渡すこと。

(以下略)

(特定家庭用機器廃棄物に係る管理票)

第43条 小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、第10条の主務省令で定める場合を除き、特定家庭用機器廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければならない。

- 2 前項の規定により排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った小売業者は、第17条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等（当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確知することができないときは、指定法人）（以下この条において「再商品化等実施者」という。）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該再商品化等実施者に同項の規定により記載した管理票を交付しなければならない。
- 3 再商品化等実施者は、前項の規定により小売業者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、同項の規定により交付された管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該小売業者に当該管理票を回付しなければならない。この場合において、当該再商品化等実施者は、当該管理票の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 4 小売業者は、前項の規定による管理票の回付を受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 小売業者は、第1項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取った特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により保存する管理票を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(管理票の交付等の委託)

第45条 小売業者又は前条第1項に規定する指定法人は、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を他の者に委託して行うときは、当該特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を受託した者（以下「収集運搬受託者」という。）に対し、第43条第1項から第3項まで又は前条第1項から第3項までに規定する管理票に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定により管理票に関する事務の委託を受けた収集運搬受託者は、主務省令で定めるところにより、その事務を行わなければならない。

(指定法人等に係る廃棄物処理法の特例等)

第49条 小売業者又は指定法人若しくは指定法人の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項又は第14条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬（第9条の規定による引取り若しくは第10条の規定による引渡し又は第33条第3号に掲げる業務に係るものに限る。）を業として行うことができる。

- 2 第23条第1項の認定を受けた製造業者等、指定法人又はこれらの者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（同条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の運搬又は処分（再生することを含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあっては、第23条第2項第2号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第

- 6 項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。
- 3 指定法人は、第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 4 第1項に規定する者は、廃棄物処理法第7条第13項及び第7条の5又は第14条第12項及び第15項並びに第14条の3の3の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）とみなす。
- 5 第2項に規定する者は、廃棄物処理法第7条第13項及び第7条の5又は第14条第12項及び第15項並びに第14条の3の3の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）とみなす。
- 6 前2項に規定する者は、廃棄物処理法第19条の3の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

（一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例）

- 第50条 産業廃棄物収集運搬業者（小売業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物（産業廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特定家庭用機器廃棄物（一般廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。
- 2 廃棄物処理法第7条第1項の許可を受けた者が行う収集及び運搬並びに同条第6項の許可を受けた者が行う処分であって特定家庭用機器一般廃棄物に係るものについては、同条第12項の規定は、適用しない。
- （中略）
- 4 一般廃棄物収集運搬業者（小売業者の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第14条第1項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抜すい）

（目的）

第1条 この法律は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「食品」とは、飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。

- 2 この法律において「食品廃棄物等」とは、次に掲げる物品をいう。
 - 一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
 - 二 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの
- 3 この法律において「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。
- 4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
 - 二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者
- 5 この法律において「再生利用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること。
 - 二 食品循環資源を肥料、飼料その他前号の政令で定める製品の原材料として利用するため譲渡すること。
- 6 この法律において「熱回収」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を熱を得ることに利用すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。）。
 - 二 食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。）。
- 7 この法律において「減量」とは、脱水、乾燥その他の主務省令で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させることをいう。

（事業者及び消費者の責務）

第4条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

（登録）

第11条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第2条第5項第1号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 再生利用事業（特定肥飼料等の製造の事業をいう。以下同じ。）の内容
 - 三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

- 四 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模
 - 五 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地
 - 六 その他主務省令で定める事項
- 3 主務大臣は、第1項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。
- 一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 前項第4号に掲げる事項が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有すること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の登録を受けることができない。
- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 二 第17条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 5 第1項の登録を受けた者（以下「登録再生利用事業者」という。）は、第2項各号に掲げる事項を変更したとき、又は第1項の登録に係る再生利用事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 6 主務大臣は、第1項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理したとき（第17条第1項の規定により第1項の登録を取り消す場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を第2項第3号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（登録の更新）

- 第12条 前条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の更新について準用する。

（名称の使用制限）

- 第13条 登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（標識の掲示）

- 第14条 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

（料金）

- 第15条 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 主務大臣は、前項の料金が食品循環資源の再生利用の促進上不適当であり、特に必要があると認めるときは、登録再生利用事業者に対し、その変更を指示することができる。
- 3 登録再生利用事業者は、主務省令で定めるところにより、第1項の料金を公示しなければならない。

（再生利用事業計画の認定）

- 第19条 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等（農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等を構成員とする農

業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの（以下「特定農畜水産物等」という。）の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再生利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 再生利用事業計画を作成する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 再生利用事業の内容及び実施期間
 - 三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の農林漁業者等による利用に関する事項
 - 四 特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項
 - 五 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地
 - 六 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模
 - 七 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地
 - 八 再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行う者及び当該収集又は運搬の用に供する施設
 - 九 その他主務省令で定める事項
- 3 主務大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、第7条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。
 - 二 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、再生利用事業を確実に実施することができる認められること。
 - 三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の製造量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。
 - 四 特定農畜水産物等の生産量のうち、食品関連事業者が利用すべき量として特定肥飼料等の利用の状況その他の事情を勘案して主務省令で定めるところにより算定される量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。
 - 五 前項第8号に規定する者が、主務省令で定める基準に適合すること。
 - 六 前項第8号に規定する施設が、主務省令で定める基準に適合すること。
- 4 主務大臣は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第2項第5号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（廃棄物処理法の特例）

- 第21条 一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）は、同条第1項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村（都の特別区の存する区域にあっては、特別区）の区域から第11条第1項の登録に係る同条第2項第3号の事業場への食品循環資源の運搬（一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下この条において同じ。）の運搬に該当するものに限る。第4項において同じ。）を業として行うことができる。
- 2 認定事業者である食品関連事業者（認定事業者が第19条第1項の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合にあっては、当該法人及びその構成員である食品関連事業者）の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を業として行う者（同条第2項第8号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を

業として行うことができる。

- 3 前項に規定する者は、廃棄物処理法第7条第13項、第15項及び第16項、第7条の5並びに第19条の3の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者とみなす。
- 4 第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第7条第6項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業（一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同じ。）若しくは同条第6項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第12項の規定は、適用しない。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（抜き）

（食事の提供を伴う事業）

第1条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項第2号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 沿海旅客海運業
- 二 内陸水運業
- 三 結婚式場業
- 四 旅館業

（再生利用に係る製品）

第2条 法第2条第5項第1号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

- 一 きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地
- 二 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤
- 三 油脂及び油脂製品
- 四 エタノール
- 五 メタン

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 第二条第七項の方法を定める省令（抜き）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第7項の主務省令で定める方法は、脱水、乾燥、発酵及び炭化とする。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく 再生利用事業を行う者の登録に関する省令（抜すい）

（登録の基準）

第3条 法第11条第3項第1号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 再生利用事業を行う者の特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - 二 受け入れる食品循環資源の大部分を特定肥飼料等製造施設に投入すること。
 - 三 受け入れる食品循環資源が一般廃棄物に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第7条第6項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第7条の2第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第2条の3第1号若しくは第2号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であること。
 - 四 受け入れる食品循環資源が産業廃棄物に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第14条第6項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第14条の2第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であること。
 - 五 再生利用事業により得られる特定肥飼料等の品質、需要の見込み等に照らして、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されるおそれがないと認められること。
 - 六 受け入れる食品循環資源及び再生利用事業により得られる特定肥飼料等の性状の分析及び管理を適切に行うこと。
 - 七 特定肥飼料等製造施設については、次によること。
 - イ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
 - ロ 特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第9条第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を、特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第15条の2の6第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受けていること。
 - 八 肥料の品質の確保等に関する法律第2条第2項に規定する普通肥料を生産する場合には同法第4条第1項の登録若しくは同法第5条の仮登録を受けていること又は同法第16条の2第1項の届出（当該届出に係る同条第3項の届出をしなければならない場合にあっては、同項の届出を含む。）をしていること、当該普通肥料を販売する場合には同法第23条第1項の届出（当該届出に係る同条第2項の届出をしなければならない場合にあっては、同項の届出を含む。）をしていること。
- 2 法第11条第3項第2号の主務省令で定める基準は、特定肥飼料等製造施設の一日当たりの食品循環資源の処理能力が5トン以上であることとする。

（登録証明書の交付）

第4条 主務大臣は、法第11条第1項の登録をしたとき、又は法第12条第1項の登録の更新をしたときは、登録再生利用事業者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証明書を交付するものとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 登録の有効期限
- 三 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 再生利用事業の内容

五 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

(登録の更新)

第7条 法第12条第1項の登録の更新を受けようとする登録再生利用事業者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了日の二月前までに、同条第2項において準用する法第11条第2項に規定する申請書に第1条各号に掲げる書類及び図面を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録の更新の申請があった場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(料金の公示方法)

第9条 法第15条第3項の規定による再生利用事業に係る料金の公示は、法第11条第1項の登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示することにより行わなければならない。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜すい）

（目的）

第1条 この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であつて、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

2 この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器（商品の容器自体が有償である場合を含む。）であるものとして主務省令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

4 この法律において「容器包装廃棄物」とは、容器包装が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）となつたものをいう。

（以下略）

（再商品化の認定）

第15条 特定事業者は、第11条から第13条までに規定する再商品化義務量の全部又は一部について再商品化をしようとするとき（指定法人以外の者に委託して再商品化をしようとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該再商品化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。
- 二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。
- 三 当該再商品化に係る次項第5号に掲げる量が、主務省令で定める特定分別基準適合物の地域に関する基準に適合していること。

（以下略）

（廃棄物処理法の特例等）

第37条 指定法人、認定特定事業者又はこれらの者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定特定事業者から委託を受ける者にあっては、第15条第2項第6号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項又は同条第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

2 指定法人は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（抜き）

（目的）

第1条 この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいう。

- 一 被けん引車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。）
 - 二 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車（被けん引車を除く。）であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）
 - 三 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車（被けん引車を除く。）
 - 四 前3号に掲げるもののほか政令で定める自動車
- 2 この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。
 - 3 この法律において「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。
 - 4 この法律において「特定再資源化物品」とは、自動車破碎残さ及び指定回収物品をいい、「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいう。
 - 5 この法律において「自動車破碎残さ」とは、解体自動車を破碎し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。
 - 6 この法律において「指定回収物品」とは、自動車に搭載されている物品であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。
 - 一 当該自動車が使用済自動車となった場合において、解体業者が当該使用済自動車から当該物品を回収し、これを自動車製造業者等に引き渡してその再資源化を行うことが、当該使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施し、かつ、廃棄物の減量及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの
 - 二 当該物品の再資源化を図る上で経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
 - 三 当該自動車が使用済自動車となった場合において、当該物品の再資源化を図る上でその物品の設計又はその部品若しくは原材料の種類が重要な影響を及ぼすと認められるもの
 - 7 この法律において「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン類法」という。）第2条第1項に規定するフロン類をいう。
 - 8 この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー（車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。
 - 9 この法律において「再資源化」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為
 - 二 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為
 - 10 この法律において「再資源化等」とは、再資源化及びフロン類の破壊（フロン類法第69条第4項

の規定による破壊をいう。以下同じ。) をいう。

- 11 この法律において「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて第42条第1項の登録を受けた者をいう。
- 12 この法律において「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて第53条第1項の登録を受けた者をいう。
- 13 この法律において「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて第60条第1項の許可を受けた者をいう。
- 14 この法律において「破碎業」とは、解体自動車の破碎及び破碎前処理（圧縮その他の主務省令で定める破碎の前処理をいう。以下同じ。）を行う事業をいい、「破碎業者」とは、破碎業を行うことについて第67条第1項の許可を受けた者をいう。
- 15 この法律において「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 自動車を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）
 - 二 自動車を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
 - 三 前2号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為
- 16 この法律において「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいう。
- 17 この法律において「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者をいう。

（自動車製造業者等の責務）

- 第3条 自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進するとともに、使用済自動車の再資源化等を容易にし、及び使用済自動車の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。
- 2 自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るため、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

（廃棄物処理法との関係）

- 第121条 使用済自動車、解体自動車（第16条第4項ただし書又は第18条第2項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。）及び特定再資源化物品については、これらを廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）とみなして、この法律に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法の規定を適用する。

（関連事業者等に係る廃棄物処理法の特例）

- 第122条 引取業者又はフロン類回収業者は、廃棄物処理法第7条第1項又は第14条第1項の規定にかかるわらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車の収集又は運搬（第9条第1項若しくは第11条の規定による引取り又は第10条若しくは第14条の規定による引渡しに係るものに限る。）を業として行うことができる。ただし、第51条第1項又は第58条第1項の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。
- 2 解体業者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定にかかるわらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の収集若

しくは運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として実施することができる。ただし、第66条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。
(中略)

- 5 指定再資源化機関又はその委託を受けて解体自動車若しくは特定再資源化物品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を業として実施する者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。
(中略)
- 7 引取業者及びフロン類回収業者は、廃棄物処理法第7条第13項及び第7条の5又は第14条第12項及び第15項並びに第14条の3の3の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）とみなす。
- 8 解体業者及び第5項に規定する者は、廃棄物処理法第7条第13項及び第7条の5又は第14条第12項及び第15項並びに第14条の3の3の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）とみなす。
(中略)
- 11 引取業者及びフロン類回収業者並びに解体業者（第15条の規定により使用済自動車（一般廃棄物であるものに限る。以下「使用済自動車一般廃棄物」という。）を引き取り、若しくは第16条第6項の規定により使用済自動車一般廃棄物の引渡しを受け、又は同項の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き渡す者に限る。）は、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
(以下略)

（一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例）

- 第123条 産業廃棄物収集運搬業者（引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けて使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項の規定にかかわらず、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準（以下単に「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。
- 2 廃棄物処理法第7条第1項の許可を受けた者が行う収集及び運搬であって使用済自動車一般廃棄物に係るものについては、同条第12項の規定は、適用しない。
- 3 一般廃棄物収集運搬業者（引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けて使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第14条第1項の規定にかかわらず、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準（以下単に「産業廃棄物処理基準」という。）に従い、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

（一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車一般廃棄物の処分が行われた場合の廃棄物処理法の適用の特例等）

- 第124条 第122条第11項の規定に違反する使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の委託により一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車一般廃棄物の処分が行われたときは、当該委託をした者は、廃棄物処理法第19条の4の規定の適用については、同条第1項に規定する処分者等に該当するものとみなす。
(以下略)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該電気機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。次号及び第10条第3項第1号において同じ。）となった場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの
- 二 当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
- 2 この法律において「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。
- 3 この法律において「再資源化」とは、使用済小型電子機器等の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。

(小売業者の責務)

第8条 小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

(再資源化事業計画の認定)

第10条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（以下この条及び次条第4項第1号において「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

- 2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第4号において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域

- 五 再資源化事業の内容
- 六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
- 七 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設
- 八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
- 九 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあっては、その内容
- 十 その他主務省令で定める事項
- 3 主務大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 前項第4号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。
- 三 申請者及び前項第6号に規定する者の能力並びに同項第7号に掲げる施設及び同項第8号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。
- 四 申請者及び前項第6号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 廃棄物処理法第14条第5項第2号 イ又はロのいずれかに該当する者
- ロ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 次条第4項の規定によりこの項の認定を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからハまでのいずれかに該当するもの
- ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ト 廃棄物処理法第14条第5項第2号 へに該当する者

(再資源化事業計画の変更等)

- 第11条 前条第3項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 認定事業者は、前条第2項第1号から第3号まで、第9号又は第10号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第3項の認定を取り消すことができる。
- 一 認定事業者（前条第3項の認定に係る再資源化事業計画（第1項の規定による変更又は前2項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に記載された同条第2項第6号に規定する者を含む。以下「認定事業者等」という。）が、認定計画に従つて再資源化事業を実施していないとき。
- 二 認定事業者が、認定計画に記載された前条第2項第6号に規定する者以外の者に対して、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を委託したとき。
- 三 認定事業者等の能力又は前条第2項第7号に掲げる施設若しくは同項第8号に規定する施設が、

同条第3項第3号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四 認定事業者等が前条第3項第4号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

5 前条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。

(認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第13条 認定事業者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定にかかるわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。第7項において同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。次項及び次条第1項において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第3項において同じ。）を業として実施することができる。

(中略)

3 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定計画に記載された第10条第2項第6号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定にかかるわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行うことができる。

4 認定事業者は、廃棄物処理法第6条の2第6項、第7条第13項、第15項及び第16項並びに第7条の5の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第12条第5項、第12条の4第1項、第14条第12項から第15項まで及び第17項並びに第14条の3の3の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第6項において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。次項及び第6項において同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第6項において同じ。）若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。次項及び第6項において同じ。）とみなす。

5 第3項に規定する者は、廃棄物処理法第6条の2第6項、第7条第13項及び第14項並びに第7条の5の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第12条第5項、第12条の4第1項、第14条第12項から第16項まで及び第14条の3の3の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6 前2項に規定する者は、廃棄物処理法第19条の3の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7 一般廃棄物処理基準（廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。）に適合しない使用済小型電子機器等（一般廃棄物であるものに限る。）の収集、運搬又は処分が行われた場合において、認定事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分をすることを助けたときは、当該認定事業者は、廃棄物処理法第19条の4の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第1項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（抜すい）

（目的）

第1条 この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

（中略）

六 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。

七 工場 別表第一に掲げる工場をいう。

八 指定作業場 別表第二に掲げる作業場等（工場に該当するものを除く。）をいう。

九 規制基準 事業活動その他の活動を行う者が遵守すべきばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭の発生に係る許容限度をいう。

（以下略）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

（都民の責務）

第5条 都民は、日常生活その他の活動において環境への負荷を低減し、及び公害の発生を防ぐよう努めるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務）

第34条 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスを発生しないか、若しくは排出ガスの発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能（エネルギーの消費量との対比における自動車の性能として規則で定めるものをいう。以下同じ。）が相当程度高いものとして知事が指定する自動車（以下「低公害・低燃費車」という。）又は排出ガスの発生量がより少なく、かつ、燃費性能がより高い自動車等を使用し、又は利用するよう努めなければならない。

2 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスの発生量が相当程度大きいものとして知事が指定する自動車を使用し、又は利用しないように努めなければならない。

（粒子状物質排出基準の遵守等）

第37条 自動車（道路運送車両法第3条により定められる軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。）の使用者（道路交通法第74条に規定する使用者をいう。中略）は、別表第五に掲げる自動車のうち軽油を燃料とする自動車として道路運送車両法第58条に基づき有効な自動車検査証の交付を受けた自動車（以下「特定自動車」という。）で、都内の粒子状物質による大気汚染の深刻な状況にかかるがみ定める別表第六の上欄に掲げる自動車の種別ごとに同表の中欄に掲げる測定の方法により測定された粒子状物質の量が、それぞれ同表の下欄に掲げる自動車から排出される粒子状物質の

量の許容限度（以下「粒子状物質排出基準」という。）を超えて粒子状物質を排出するものを、都内において運行し、又は運行させてはならない。

（中略）

3 知事が指定する粒子状物質を減少させる装置（以下「粒子状物質減少装置」という。）を装着した特定自動車については、粒子状物質排出基準に適合する特定自動車とみなす。

4 粒子状物質減少装置を装着した特定自動車の運行責任者は、当該特定自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、粒子状物質減少装置の点検をし、及び必要な整備をしなければならない。

（自動車等の適正整備の努力義務）

第43条 自動車等を使用する者は、その自動車等を適正に整備することにより、自動車等から発生する排出ガス及び排出する温室効果ガスを最小限度にとどめるよう努めなければならない。

（自動車等を運転する者の義務）

第52条 自動車等を運転する者は、自動車等を駐車し、又は停車するときは、当該自動車等の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

（事業者の義務）

第53条 自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車等の運転者に対して、前条に規定する事項を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

（低騒音車等の使用努力義務）

第63条 自動車等を使用する者は、騒音の発生が相当程度少ない自動車等（以下「低騒音車」という。）又は騒音の発生がより少ない自動車等を使用するよう努めなければならない。

（自動車等を使用する者の努力義務）

第64条 自動車等を使用する者は、その自動車等を適正に整備し、及び適切に運転することにより、自動車等から発生する騒音及び振動を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

（規制基準の遵守等）

第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。第74条及び第95条を除き、以下同じ。）をさせてはならない。

（以下略）

（屋外作業の制限）

第80条 工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

（工場の設置の認可）

第81条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 工場の名称及び所在地

三 業種並びに作業の種類及び方法

四 建物及び施設の構造及び配置

五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法

六 自動車の出入口が接する道路の幅員

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(中略)

4 知事は、第1項の規定による認可をするに当たっては、公害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

(工場の変更の認可)

第82条 既に設置している工場に係る前条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による認可について準用する。

(表示板の掲出)

第85条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、規則で定めるところにより、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、工場の名称、認可年月日、公害の防止に関する遵守事項その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。

(指定作業場の設置の届出)

第89条 指定作業場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 指定作業場の名称及び所在地
- 三 指定作業場の種類及び作業の方法
- 四 建物又は施設の構造又は配置
- 五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 六 自動車の出入口が接する道路の幅員
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定作業場の変更の届出)

第90条 既に設置している指定作業場に係る前条第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(公害防止管理者の設置及び届出)

第105条 規則で定める規模以上の工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について当該工場から公害を発生させないよう監督を行わせなければならない。

(以下略)

(廃棄物等の焼却行為の制限)

第126条 何人も、廃棄物等を焼却するときは、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）等による人の健康及び生活環境への支障を防ぐために、小規模の廃棄物焼却炉（火床面積〇.五平方メートル未満であって、焼却能力が一時間当たり五十キログラム未満の廃棄物焼却炉をいう。以下同じ。）により、又は廃棄物焼却炉を用いずに、廃棄物等を焼却してはならない。ただし、規則で定める小規模の廃棄物焼却炉による焼却及び伝統的行事等の焼却行為については、この限りでない。

(夜間の静穏保持)

第133条 何人も、夜間（午後8時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(規制基準の遵守等)

第136条 何人も、第68条第1項、第80条及び第129条から前条までの規定に定めるもののほか、別表第十三に掲げる規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。

別表第一 工場（第2条関係）

- 一 定格出力の合計が二、二キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（以下略）
- 三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
(中略)
 - (三十五) 火床面積が〇、五平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり五十キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
(以下略)

別表第二 指定作業場（第2条関係）

(略)

- 二 自動車駐車場（自動車等の収容能力が二十台以上のものに限る。）
- 三 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に十台以上停留させることができるものに限る。）
(中略)
- 五 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 六 ウエスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古纖維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るもの）を除く。）
- 七 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
(中略)
- 二十六 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B八二〇一及びB八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で〇、一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が十平方メートル未満のもの）を除く。）を有する事業場
(中略)
- 二十八 焼却炉（火床面積が〇、五平方メートル未満であって焼却能力が一時間当たり五十キログラム未満のものを除く。）を有する事業場
(以下略)

別表第五 特定自動車（第37条関係）

- 一 貨物の運送の用に供する普通自動車（道路運送車両法第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）であって、第5号に掲げる自動車以外のもの
- 二 貨物の運送の用に供する小型自動車（道路運送車両法第3条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）であって、第5号に掲げる自動車以外のもの
(中略)
- 五 散水自動車、靈きゅう自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であって、知事が別に定めるもの

別表第六 粒子状物質排出基準（第37条関係）

自動車の種別	測定の方法	自動車から排出される粒子状物質の量の許容限度	
		平成15年10月1日から平成17年4月1日以降の知事が別に定める日の前日までの間適用するもの(知事が別に定める日=平成18年4月1日)	平成17年4月1日以後の知事が別に定める日から適用するもの(知事が別に定める日=平成18年4月1日)
一 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が1700キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び二輪自動車を除く。)	10.15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.08グラム	1キロメートル走行当たり0.052グラム
二 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が1700キログラムを超える2500キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び二輪自動車を除く。)	10.15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.09グラム	1キロメートル走行当たり0.06グラム
三 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が2500キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び二輪自動車を除く。)	ディーゼル自動車用13モードによる測定	1キロワット時当たり0.25グラム	1キロワット時当たり0.18グラム

備考

- 一 10.15モードによる測定とは、自動車が車両重量に110キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態となった後に、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）別表第三の上欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる間運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の質量を測定する方法をいう。
- 二 ディーゼル自動車用13モードによる測定とは、自動車を道路運送車両の保安基準別表第七の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる粒子状物質の単位時間当たりの質量に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して得られた値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をそれぞれ加算して得られた値で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの粒子状物質の質量を測定する方法をいう。

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準（第136条関係）

一 騒音

区域の区分		時間の区分	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量 (単位:デシベル)	
種別	該当地域			
第一種区域	一 第一種低層住居専用地域	午前6時から午前8時まで	40	
	二 第二種低層住居専用地域	午前8時から午後7時まで	45	
	三 田園住居地域	午後7時から午後11時まで	40	
	四 AA 地域	午後11時から翌日午前6時まで	40	
	五 東京都文教地区建築条例(昭和25年東京都条例第88号)第2条の規定により定められた第一種文教地区			
第二種区域	六 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	午後11時から翌日午前6時まで	40	
	一 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域であって第一種区域に該当する区域を除く地域			
	二 無指定地域(第一種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。)			
第三種区域	一 近隣商業地域(第一種区域に該当する区域を除く。)	午前6時から午前8時まで	55	
	二 商業地域(第一種区域及び第四種区域に該当する区域を除く。)	午前8時から午後8時まで	60	
	三 準工業地域	午後8時から午後11時まで	55	
	四 工業地域	午後11時から翌日午前6時まで	50	
	五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面			
第四種区域	商業地域であって知事が指定する地域	午前6時から午前8時まで	60	
		午前8時から午後8時まで	70	
		午後8時から午後11時まで	60	
		午後11時から翌日午前6時まで	55	
この基準の適用については、次に掲げるところによる。				
一 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、及び老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。				
二 保育所その他の規則で定める場所において、子供(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下この表において同じ。)及び子供と共にいる保育者並びにそれらの者と共に遊び、保育等の活動に参加する者が発する次に掲げる音については、この規制基準は、適用しない。				
(一) 声				
(二) 足音、拍手の音その他の動作に伴う音				
(三) 玩具、遊具、スポーツ用具その他これらに類するものの使用に伴う音				
(四) 音響機器等の使用に伴う音				

備考 騒音の測定方法は、工場及び指定作業場の騒音に係る測定方法の例による。

二 振動

区域の区分		時間の区分	振動源の存する敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ (単位:デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域	一 第一種低層住居専用地域	午前8時から午後7時まで	60
	二 第二種低層住居専用地域		
	三 第一種中高層住居専用地域	午後7時から翌日午前8時まで	55
	四 第二種中高層住居専用地域		
	五 第一種住居地域		
	六 第二種住居地域		
	七 準住居地域		
	八 田園住居地域		
	九 無指定地域（第二種区域に該当する区域を除く。）		
第二種区域	一 近隣商業地域	午前8時から午後8時まで	65
	二 商業地域		
	三 準工業地域	午後8時から翌日午前8時まで	60
	四 工業地域		
	五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面		

ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。

備考 振動の測定方法は、工場及び指定作業場の振動に係る測定方法の例による。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（抜すい）

（アイドリング・ストップの特例）

第19条 条例第52条ただし書に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 道路交通法（昭和35年法律第105号）第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車等を停止する場合その他同法の規定により自動車等を停止する場合
- 二 交通の混雑その他の交通の状況により自動車等を停止する場合
- 三 人を乗せ、又は降ろすために自動車等を停車する場合
- 四 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置（自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合
- 五 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に規定する自動車が当該緊急用務に使用されている場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合

（軽微な変更）

第32条 条例第82条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更であって、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音若しくは振動の増加又は水質若しくは悪臭の変化を伴わないものとする。

- 一 原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更
- 二 同一作業場内における施設の配置の変更
- 三 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の変更

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（抜き）

（目的）

第1条 この条例は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）が管理運営する処理施設等で受け入れる廃棄物の処理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

- 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 家庭廃棄物 一般の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
 - 二 転居廃棄物 家庭廃棄物のうち、転居の際に排出されたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が、当該転居者からの委任を受け、営利を目的とせずに所定の場所まで運搬し、特別区の区長又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。
 - 三 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - 四 処理施設 組合が管理運営するごみ処理施設（第6号に規定する運搬施設を除く。）をいう。
 - 五 投入施設 組合が管理運営するし尿を公共下水道に投入するための施設をいう。
 - 六 運搬施設 組合が管理運営するごみ運搬用パイプライン施設をいう。

（処理対象廃棄物）

第3条 管理者が処理する廃棄物は、次に掲げるものとする。

- 一 次条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に適合する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物
- 二 その他管理者が処理することが必要であると認める廃棄物

（一般廃棄物処理計画）

第4条 管理者は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

- 2 管理者は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。
- 3 管理者は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理する場合は、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

（処理）

第5条 管理者は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理しなければならない。

- 2 前項に規定する一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理の基準は、東京二十三区清掃一部事務組合規則（以下「組合規則」という。）で定める。

（受入基準）

第7条 廃棄物を処理施設又は投入施設に運搬する者及び運搬施設を利用する者は、組合規則で定める受入基準に従わなければならない。

（受入拒否）

第8条 管理者は、廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その受入れを拒否することができる。

- 一 前条の受入基準に従わないとき。
- 二 その他管理者が受け入れることが適当でないと認めるとき。

(廃棄物処理手数料)

第9条 管理者は、廃棄物 ((中略)) の処理について、別表の上欄に掲げる者から同表下欄に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

(以下略)

(督促)

第11条 第9条に規定する廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に組合規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定する。

(滞納者に対する措置)

第11条の2 管理者は、第9条に規定する廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者に対し、期間を定めて処理施設への廃棄物の搬入及び運搬施設の利用を停止させることができる。

(報告の徴収)

第18条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、廃棄物を処理施設若しくは投入施設に運搬する者又は運搬施設を利用する者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の処理に関し、必要な書類その他の物件を検査させることができる。

(以下略)

別表 (第九条関係)

手数料の徴収対象者	廃棄物処理手数料
一 事業系一般廃棄物 (し尿を除く。) 又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理施設に搬入した者	1キログラムにつき 17円50銭
二 (略)	(略)
三 (略)	(略)
四 (略)	(略)
五 転居廃棄物 (粗大ごみの形状のものに限る。) を処理施設に運搬した者	1キログラムにつき 17円50銭

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則（抜き）

（目的）

第1条 この規則は、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例(平成12年条例第43号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（一般廃棄物等の処理の基準）

第3条 条例第5条第2項の規則で定める処理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一般廃棄物の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条各号及び第4条の2各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。
 - イ 一般廃棄物の処理に当たっては、再利用に努めること。
 - ロ 一般廃棄物の埋立て処分に当たっては、あらかじめ、焼却し、破碎し、切断し、又は圧縮する等の当該一般廃棄物に応じた処理を行い、その減量化又は減容化を図ること。

（以下略）

（持込承認申請等）

第3条の2 一般廃棄物排出事業者及び一般廃棄物排出事業者から委託を受けて搬入する一般廃棄物収集運搬業者が、事業系一般廃棄物を処理施設に搬入（以下「持込み」という。）しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項による持込みをする者のうち、継続的に持込みを行う者については、廃棄物継続持込承認申請書（別記第一号様式）のほか、別に定める手続により、必要な書類を管理者に提出して、期間を定めた継続的な持込み（以下「継続持込み」という。）を申請することができる。
- 3 管理者は、前項の規定による申請について承認をしたときは、廃棄物継続持込承認書（別記第一号様式の二）を交付しなければならない。
- 4 第一項の承認を受けようとする者のうち、第二項に該当しない者は、廃棄物臨時持込承認申請書（別記第一号様式の三）のほか、別に定める書類を管理者に提出しなければならない。
- 5 管理者は、前項の規定による申請について承認をしたときは、廃棄物臨時持込承認書兼領收書（別記第一号様式の四）を交付しなければならない。
- 6 第三項及び前項の規定により承認を受けた者は、その申請事項を変更しようとするときは、速やかに管理者に届け出て、その指示に従わなければならぬ。
- 7 第三項の規定により承認を受けた者は、その承認された期間においては、搬入先、搬入量その他搬入に関する必要な事項（以下「搬入先等」という。）については管理者の指示に従わなければならぬ。
- 8 第五項の規定により承認を受けた者は、搬入先その他搬入に関する必要な事項については、廃棄物の排出場所を所管する区長及び管理者の指示に従わなければならぬ。
- 9 これまで持込みをした際に、条例、この規則その他の法令の規定又は管理者が指示する事項に違反した者から、第四項の規定による承認申請があった場合、管理者は、第五項の承認を行うに際し、あらかじめ定める搬入先その他搬入に関する必要な事項とは異なる指示をすることができる。

（持込承認の取消し等）

第3条の3 前条第三項の規定により承認を受けた者が条例、この規則その他の法令の規定又は管理者が指示する事項に違反したときは、管理者は、その承認を取り消し、期間を定めて継続持込みを停止し、又は期間を定めて搬入先等を制限することができる。

- 2 前条第五項の規定により承認を受けた者が条例、この規則その他の法令の規定又は管理者が指示する事項に違反したときは、管理者はその承認を取り消すことができる。

（受入基準）

第8条 条例第7条の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

一 一般廃棄物の場合 次に掲げるとおりとする。

イ 東京二十三区清掃一部事務組合を組織する特別区の区域内において発生した一般廃棄物であつて、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) ふん尿
- (2) 動物の死体
- (3) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (4) 有害性の物
- (5) 爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物
- (6) 液状の物(投入施設に運搬する場合のし尿を除く。)
- (7) 粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物
- (8) 焼却施設にあっては、焼却に適さない物
- (9) その他処理施設、投入施設又は運搬施設の管理運営に支障を来すおそれのある物

ロ 一般廃棄物の運搬に当たって、運搬する者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

ハ その他処理施設、投入施設又は運搬施設の適正な管理運営のために管理者が別に定める事項
(以下略)

(受入拒否)

第9条 条例第8条第2号の管理者が受け入れることが適當でないと認めるとときは、次に掲げる場合とする。

- 一 特別区の区長が処理施設への搬入を禁止しているとき。
- 二 特別区の区長が定める一般廃棄物管理票の提出義務のある者が、当該管理票を管理者に提出しないとき。
- 三 その他処理施設、投入施設又は運搬施設の適正な管理運営のために管理者が別に定めるとき。

(一般廃棄物等の搬入量の算定)

第10条 1項及び2項(略)

- 3 管理者は、条例別表(二の項及び四の項を除く。)に規定する廃棄物のうち臨時に排出し、又は運搬した廃棄物の搬入量を、その都度算定する。
- 4 管理者は、条例別表に掲げる廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者が排出し、又は運搬した条例別表に規定する廃棄物(臨時に排出し、又は運搬した廃棄物を除く。)の搬入量を、その都度算定することができる。

(以下略)

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第13条 廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、その都度搬入量を算定した廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略することができる。

2 管理者は、その都度搬入量を算定し、納入通知書を省略した廃棄物に係る廃棄物処理手数料について、算定の都度当該手数料を徴収する。

(以下略)

東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、東京二十三区清掃協議会規約第2条に定める関係団体（東京二十三区清掃一部事務組合を除く。以下「特別区」という。）の条例、規則及び東京二十三区清掃協議会規約第3条第1項第2号に定める一般廃棄物処理業の許可に関するものとして、東京二十三区清掃協議会（以下「協議会」という。）が管理し、及び執行すべき必要な事項を定めることを目的とする。

(意義及び定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義及び定義は、次のとおりとする。

- (1) 取り扱う一般廃棄物の種類は、別表1のとおりとする。
- (2) 事業の区分は、別表2のとおりとする。
- (3) 「継続的な作業場所」とは、一般廃棄物収集運搬業者が事業系一般廃棄物を排出する事業者から委託を受けて、当該一般廃棄物を6月以上にわたり月1回以上収集する特定の場所をいう。
- (4) 「運搬車」とは、稼動運搬車及び予備車をいう。
- (5) 「稼動運搬車」とは、特別区の区域内の作業場所から排出される一般廃棄物を運搬するために使用し、又は使用を予定している運搬車をいう。
- (6) 「予備車」とは、通常使用を予定していない運搬車をいう。
- (7) 「試験」とは、特別区の規則に定めるところにより、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処理業の許可を新たに申請しようとする者に対し、その要件として課す試験をいう。
- (8) 「講習会」とは、特別区の規則に定めるところにより、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処理業の許可の更新を申請しようとする者に対し、その要件として課す講習会をいう。
- (9) 「転居廃棄物」とは、家庭廃棄物のうち、転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が、当該転居者からの委任を受け、営利を目的とせずに所定の場所まで収集運搬し、一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。

(一般廃棄物収集運搬業の許可基準)

第3条 一般廃棄物収集運搬業の許可基準で、特別区の規則に規定するその他区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 運搬先は、一般廃棄物を適正に処分することができる中間処理施設又は最終処分場であること。
- (2) 継続的な作業場所は、建物を単位とすること。ただし、建物以外の道路・公園等で作業場所を特定することが困難であると認められる場合は、区域を単位とすること。
- (3) 継続的な作業場所が建物を単位とする場合は、他の一般廃棄物収集運搬業者が当該建物を継続的な作業場所としていること。
- (4) 継続的な作業場所で一般廃棄物を排出する事業者と次に掲げる事項を記載した収集運搬の委託契約を締結し、又は締結する予定であること。
 - ア 継続的な作業場所の所在地及び名称
 - イ 排出する一般廃棄物の種類及び月平均排出量
 - ウ 契約期間
 - エ 一般廃棄物の収集運搬料金及び処分料金
- (5) 普通ごみにあっては、一般廃棄物収集運搬業の許可を受ける区内に継続的な作業場所を有すること。
- (6) 普通ごみを取り扱う稼動運搬車を2台以上保有する場合は、特別区の区域内において稼動運搬車1台当たりの月平均稼動日数が20日以上であり、かつ稼動運搬車1台当たりの月平均運搬量20トン以上見込まれること。ただし、収集方法が指定されているため専用の運搬車を必要とする

場合は、この限りでない。

- (7) 運搬車は、原則として自ら所有していること。
- (8) 運搬車は、特別区を管轄する東京運輸支局又は練馬若しくは足立の各自動車検査登録事務所で登録を受けたものであること。ただし、運搬先が特別区の区域外である場合は、この限りでない。
- (9) 運搬車は、特別区の長（以下「区長」という。）が許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - ア 特別区の区域内から発生する自己の一般廃棄物又は特別区の区域内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙若しくは古纖維を収集運搬する場合
 - イ 特別区の区域内から発生する食品循環資源を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第21条第2項に規定する業として収集運搬する場合
- (10) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、車両総重量が20トン以下であること。
- (11) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、自動排出機能を有すること。
- (12) 運搬車は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は悪臭が発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。
- (13) 稼動運搬車の故障、車検又は稼動運搬車で対応できない臨時の増量等の場合に使用する運搬車として次の基準により特別区において予備車を保有することができること。
 - ア 汚いでい以外に使用する予備車の台数
　汚いでい以外に使用する稼動運搬車の台数（廃家電を収集運搬する専用の車両を除く。）を15で除した台数（1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。）
 - イ 汚いでいに使用する予備車の台数
　汚いでいに使用する稼動運搬車の台数を15で除した台数（1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。）
- (14) 運搬車の洗車設備を確保すること。
- (15) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、保管・積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。
 - ア 屋根を有し、部外者の立ち入りができない構造とすること。
 - イ 悪臭、汚水及び騒音が漏れない構造とすること。
 - ウ 洗浄設備、排水設備、消防設備、脱臭設備及び換気設備を設置すること。
 - エ 床は、コンクリート等の防水対策を施した頑強なものとすること。
 - オ 産業廃棄物処理業、再生資源取扱業等の施設を併用する場合は、作業の場所が区分されていること。
 - カ 一般廃棄物の保管・積替えの施設であることの表示をすること。

（生活環境の保全上必要な条件）

- 第4条 生活環境の保全上必要な条件は、法及び特別区の条例に規定するもののほか、次のとおりとする。
- (1) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古纖維を運搬車で収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。
 - (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古纖維を運搬車で収集運搬する場合は、運搬先が特別区の区域内であること。
 - (3) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、許可又は承認を受けた施設で行うこと。
 - (4) 特別区の区域外で保管・積替えを行った一般廃棄物は、特別区の区域内の運搬先に運搬しないこと。
 - (5) 一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物は、原則として特別区の区域内から発生するものであることとし、これによりがたい場合は事前に協議を行うこと。
 - (6) その他、許可証に記載する条件を遵守すること。

(許可日)

第5条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可是、1月を除く各月の1日に行うものとする。

(許可の申請時期)

第6条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の新規の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする日の前日の1月前までに許可申請をしなければならない。

2 許可の更新を受けようとする者は、許可の期間が満了する日の1月前までに許可申請をしなければならない。

(業の変更の承認基準)

第7条 普通ごみを取り扱う稼動運搬車の数量の増加の承認申請については、第3条第6号に規定する基準を満たすときに承認する。ただし、転居廃棄物を収集運搬するときは、この限りでない。

(業の変更の承認申請義務)

第8条 一般廃棄物収集運搬業者は、普通ごみを取り扱う稼動運搬車の数量が第3条第6号の基準を満たさなくなったときは、稼動運搬車の数量の減少の承認申請をしなければならない。ただし、その保有する稼動運搬車が1台である場合については、この限りでない。

(許可証の交付及び返納)

第9条 特別区の規則に規定する一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証（以下これらを「許可証」という。）の記載事項の変更に係る承認をしたときは、当該変更承認の申請者に対し、許可証を交付する。

2 許可証の記載事項の変更に係る変更届を受理したときは、当該届出者に対し、許可証を交付する。
3 前2項の規定により許可証を交付され、若しくは特別区の規則に規定する変更の許可申請により許可証を交付され、又は許可証をき損し特別区の規則の規定により許可証を再交付された申請者又は届出者は、直ちに変更前の許可証を返納しなければならない。

(遵守事項)

第10条 一般廃棄物収集運搬業者は、法及び特別区の条例に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 運搬車の外部塗装は、原則としてブルー一色（ブルーは、一般社団法人日本塗料工業会規格72-40T又はそれに準ずる色とすること。）とすること。ただし、取り扱う一般廃棄物の種類又は作業場所の性格上、特に配慮する必要がある場合は、この限りでない。
- (2) 運搬車の両側面のドア及び荷箱又は荷台の両側面には次に掲げる全ての事項、後方面にはウに掲げる事項を白色で表示すること。
ただし、表示の色については、前号ただし書に該当する場合は、この限りでない。
 - ア 一般廃棄物収集運搬業者の氏名（法人にあっては名称）
 - イ 一般廃棄物収集運搬業者である旨
 - ウ 許可番号
- (3) 第4条第5号に規定する一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物のうち、特別区の区域外から発生する一般廃棄物を運搬する場合は、当該市町村が認める一般廃棄物の収集運搬車両を使用し、その他区長の指示する内容を表示すること。この場合において、第3条第9号の規定は適用されないものとする。
- (4) 運搬車には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。
- (5) 運搬車は、作業終了後、荷箱又は荷台の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。

- (6) 運搬車でなくなった車両については、当該車両を解体する場合を除き、第2号に定める事項の表示のうち、イ及びウについて抹消すること。
- (7) 運搬車以外の車両に、第2号に定める事項の表示のうち、イ及びウの表示をしないこと。
- (8) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、処理施設の受入が可能になり次第、施設から速やかに搬出すること。
- (9) 一般廃棄物の保管・積替えは、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようすること。
- (10) 従業員は、収集運搬を行う場合に雇用関係を証明する書類を携帯していること。

(試験)

第11条 試験を、次のとおり実施する。

- (1) 試験の実施方法は、別に協議会の会長が定める。
- (2) 申請者が法人である場合には、当該法人の登記簿に記載されている役員若しくは法人の総会において選任された役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く1名が受験することができる。
- (3) 合格の効力は、受験者が試験に合格した日から翌年の同日までとする。
- (4) 特別区のいずれかで一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を有する者のうち、取得している業と同一の許可を申請しようとする場合は試験を免除する。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を取得してから5年を経過している個人が発起人として設立し、その代表者又は役員（会計参与、監査役及び監事を除く。）となつた法人が、当該個人と同一の業を継続する場合は試験を免除する。

(講習会)

第12条 講習会を、次のとおり実施する。

- (1) 講習会の実施方法は、別に協議会の会長が定める。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可の期間中に実施する講習会を全て受講しなければならない。

(実績報告)

第13条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理実績報告書及び特別区一般廃棄物処理量実績調査票を提出しなければならない。

2 廃家電の許可を有する場合には、前項の規定による書類に加え、特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書を提出しなければならない。

(業の許可申請に係る添付書類等)

第14条 業の許可申請に係る添付書類等は、特別区の規則に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の能力を証明する旨の書類は、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書とする。
- (2) 欠格条項に該当しない旨の書類は、欠格条項に該当しない者である旨の誓約書とする。
- (3) 保管・積替えを行う施設を設置する場合には、当該施設の概況を示す書類として、当該施設の写真を添付すること。
- (4) 運搬先を証明できる書類（区長の指定する処理施設以外を運搬先とする場合に限る。）は、運搬先の一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業許可証の写しとする。
- (5) 処分先を証明できる書類（区長の指定する処理施設以外を処分先とする場合に限る。）は、処分先の一般廃棄物処分業許可証の写しとする。
- (6) 従業員名簿
- (7) 事業資金及びその調達方法を記載した書類は、次のとおりとする。
 - ア 個人 事業開始資金及び調達方法（更新の申請の場合を除く。）、資産調書及び前年度の所得

税納付済額を証する書類

- イ 法人 事業開始資金及び調達方法(更新の申請の場合を除く。)、直近決算時期の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (8) 排出事業者との一般廃棄物処理に係る委託を証明する書類は、一般廃棄物処理委託証明書又は委託することを証明する書類とする。ただし、許可後、速やかに排出事業者との委託契約書の写しを提出すること。
- (9) その他の必要とする書類及び図面(一般廃棄物収集運搬業)は、次のとおりとする。ただし、イについては普通ごみを取り扱う場合のみ、ウについては廃家電を取り扱う場合のみ提出するものとする。
- ア 作業場所及び処理量
 - イ 普通ごみ区分届出ごみ量一覧
 - ウ 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書
 - エ 運搬車及び運搬船等を前方、斜め後方及び側面から撮影した写真
 - オ 器材一覧表
 - カ 業務経歴書
 - キ 書類及び図面の添付を省略しようとする場合は、添付書類省略申出書
 - ク その他申請及び届出に当たり、各特別区の区長が必要と認める書類及び図面
- (10) その他の必要とする書類及び図面(一般廃棄物処分業)は、次のとおりとする。
- ア 排出場所及び処理量(処分業用)
 - イ 中間処理又は埋立処分を業として行う場合は、関係諸官庁の施設設置許可証の写し
 - ウ 業務経歴書
 - エ 書類及び図面の添付を省略しようとする場合は、添付書類省略申出書
 - オ その他申請及び届出に当たり、各特別区の区長が必要と認める書類及び図面

(廃家電を収集運搬する場合の特例)

第15条 廃家電を収集運搬する場合の許可に関する特例は、次のとおりとする。

- (1) 廃家電の運搬先は、第3条第1号の規定にかかわらず、指定引取場所等又は再商品化施設であること。
- (2) 廃家電を収集運搬する場合は、再商品化等の妨げにならないような方法で行うこと。
- (3) 廃家電の保管・積替えを行う場合(汚水を含み、又は悪臭等を発生するおそれがある場合を除く。)は、第3条第15号アからエまでの規定にかかわらず、保管・積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。
 - ア 周囲に囲いを設け、部外者の立入りができない構造とすること。
 - イ 汚水が生じないよう、雨水等を避ける対策を講ずること。
 - ウ 積替えにより騒音が生じないよう、必要な措置を講ずること。
 - エ 再商品化等の妨げにならないよう、保管・積替えによる破損等を避けるのに必要な措置を講ずること。
- (4) 廃家電を収集運搬する専用の車両については、第3条第8号及び第9号、第4条第1号及び第2号並びに第10条第1号及び第2号の規定を適用しないものとする。

(転居廃棄物を収集運搬する場合の特例)

第16条 転居廃棄物を収集運搬する場合、一般廃棄物収集運搬業者は、当該転居廃棄物の種類及び数量の確認が容易な形状の運搬車両を使用するものとする。

(様式)

第17条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第18条 この要綱に定めのない事項については、別に協議会の会長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別表1（第2条関係） 取り扱う一般廃棄物の種類

種類	内容
普通ごみ	以下に掲げるものを除く厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物等の事業系一般廃棄物（弁当がら等を含む。）及びその焼却残灰並びに転居廃棄物
道路・公園ごみ	道路、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物
しさ・ふさ	水再生センター等から発生するしさ及びふさ
汚でい	浄化槽から発生する汚でい、建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でい、事業系の仮設便所から発生するし尿及びその他の一般廃棄物汚でい
動物死体	動物の死体及びふん尿
医療廃棄物	感染性一般廃棄物及びこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物
廃家電	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物

別表2（第2条関係） 事業の区分

1	収集・運搬（保管・積替えを除く。）
2	収集・運搬（保管・積替えを含む。）
3	運搬（保管・積替えを含む。）
4	運搬（荷卸しに限る。）

X章 樣式集

《 様 式 一 覧 》

様式No.	名 称	掲載頁
1-1・2・3	一般廃棄物収集運搬業許可申請書	166-168
2	一般廃棄物処分業許可申請書	169
3	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書	170
4	一般廃棄物処分業変更許可申請書	171
5	変更承認申請書	172
6	変更届	173
7	欠格要件に係る届出書	174
8	業の廃止届	175
9	許可証再交付申請書	176
10	一般廃棄物処理実績報告書	177
11-1・2	区別一般廃棄物処理量実績調査票	178・179
12	営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書	180
13	欠格条項に該当しない者である旨の誓約書	181
14	従業員名簿	182
15	事業開始資金及び調達方法	183
16	資産調書	184
17	一般廃棄物処理委託証明書	185
18	作業場所及び処理量（収集運搬業用）	186
19	普通ごみ区別届出ごみ量一覧	187
20	器材一覧表	188
21-1・2	業務経歴書	189・190
22	排出場所及び処理量（処分業用）	191
23	添付書類省略申出書	192
24	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書	193
25-1・2	特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書	194・195
26	医療関係機関収集届	196
27	医療廃棄物処理実績報告書	197
28	医療廃棄物排出状況申告書	198
29	医療廃棄物排出状況変更届	199
30	作業場所届（汚でい関係）	200
31	廃棄物継続持込承認申請書	201
32	廃棄物継続持込承認変更届	202
33	代車等使用申請書	203
34	廃棄物搬入先新設・変更要望書	204
35	空車計量申請書	205
36	継続持込承認書・継続持込承認カード紛失・毀損届兼再交付申請書	206
37	廃棄物継続持込廃止届	207
38	マニフェスト適用対象事業者届	208
39	マニフェスト発行対象事業者名簿	209
40	浄化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）	210
見本No.1	一般廃棄物の収集・運搬等に関する契約書	211
見本No.2	仮設便所のし尿の収集・運搬等に関する契約書	212
見本No.3	運転日報	213
見本No.4	作業台帳（収集運搬業用）	214
見本No.5	作業台帳（処分業用）	215
見本No.6	確約書	216
見本No.7	同意書（汚でい関係）	217
見本No.8-1	増車理由書	218
見本No.8-2	最近3か月の運搬量一覧（別紙）	219
見本No.9	指定処理施設以外へ搬入する場合の作業計画書	220
見本No.10	許可期限の短縮に係る申出書兼誓約書	221
見本No.11	車両事故・故障報告書	222

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年　月　日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
 豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

申請者 住 所

氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可番号 第 号

当該特別区における根拠規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

取り扱う一般廃棄物の種類	別紙のとおり		事業の区分	別紙のとおり	
運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量	塵芥車	台	従業員の数	役 員	人
	ダンプ車	台		事務員	人
	バキューム車	台	運転手	人	
	コンテナ車	台	作業員	人	
	その他 ()	台 そう			
	予備車	台			
	合 計	台 そう		合 計	人
継続的な作業場所、運搬先及び作業計画	作業場所	別紙のとおり	合計	件	
	運搬先	別紙のとおり			
	作業計画				
主たる事務所以外の事務所、事業場、運搬車の車庫等の名称及び所在地	営業所・支店等 (名 称) _____ (電話番号) _____				
	(所在地) _____				
	車 庫 _____				
	洗車場 _____				
保管・積替えを行う施設の設置場所 (最初の取得年月日)	保管・積替え 年 月 日				
	所在地				

*一般廃棄物収集運搬業の許可を申請する区を○で囲むこと。

一般廢棄物收集運搬業許可申請書（別紙）

樣式集

一般廃棄物収集運搬業許可申請書（別紙）

区名	取り扱う一般廃棄物の種類	※1	事業の区分				※2	※3
			区	家電	区	家電		
渋谷	□普通ごみ □しさ・ふさ □医療廃棄物	□道路・公園ごみ □汚でい、□動物死体 □居家電	□①収集・運搬(保管・積替えを除く。 □②収集・運搬(保管・積替えを含む。 □③運搬(保管・積替えを含む。) □④□運搬(荷卸しに限る。)				□	□
中野	□普通ごみ □しさ・ふさ □医療廃棄物	□道路・公園ごみ □汚でい、□動物死体 □居家電	□①収集・運搬(保管・積替えを除く。 □②収集・運搬(保管・積替えを含む。 □③運搬(保管・積替えを含む。) □④□運搬(荷卸しに限る。)				□	□
杉並	□普通ごみ □しさ・ふさ □医療廃棄物	□道路・公園ごみ □汚でい、□動物死体 □居家電	□①収集・運搬(保管・積替えを除く。 □②収集・運搬(保管・積替えを含む。 □③運搬(保管・積替えを含む。) □④□運搬(荷卸しに限る。)				□	□
豊島	□普通ごみ □しさ・ふさ □医療廃棄物	□道路・公園ごみ □汚でい、□動物死体 □居家電	□①収集・運搬(保管・積替えを除く。 □②収集・運搬(保管・積替えを含む。 □③運搬(保管・積替えを含む。) □④□運搬(荷卸しに限る。)				□	□
北	□普通ごみ □しさ・ふさ □医療廃棄物	□道路・公園ごみ □汚でい、□動物死体 □居家電	□①収集・運搬(保管・積替えを除く。 □②収集・運搬(保管・積替えを含む。 □③運搬(保管・積替えを含む。) □④□運搬(荷卸しに限る。)				□	□
荒川	□普通ごみ □しさ・ふさ □医療廃棄物	□道路・公園ごみ □汚でい、□動物死体 □居家電	□①収集・運搬(保管・積替えを除く。 □②収集・運搬(保管・積替えを含む。 □③運搬(保管・積替えを含む。) □④□運搬(荷卸しに限る。)				□	□
板橋	□普通ごみ □しさ・ふさ □医療廃棄物	□道路・公園ごみ □汚でい、□動物死体 □居家電	□①収集・運搬(保管・積替えを除く。 □②収集・運搬(保管・積替えを含む。 □③運搬(保管・積替えを含む。) □④□運搬(荷卸しに限る。)				□	□
練馬	□普通ごみ □しさ・ふさ □医療廃棄物	□道路・公園ごみ □汚でい、□動物死体 □居家電	□①収集・運搬(保管・積替えを除く。 □②収集・運搬(保管・積替えを含む。 □③運搬(保管・積替えを含む。) □④□運搬(荷卸しに限る。)				□	□
足立	□普通ごみ □しさ・ふさ □医療廃棄物	□道路・公園ごみ □汚でい、□動物死体 □居家電	□①収集・運搬(保管・積替えを除く。 □②収集・運搬(保管・積替えを含む。 □③運搬(保管・積替えを含む。) □④□運搬(荷卸しに限る。)				□	□
葛飾	□普通ごみ □しさ・ふさ □医療廃棄物	□道路・公園ごみ □汚でい、□動物死体 □居家電	□①収集・運搬(保管・積替えを除く。 □②収集・運搬(保管・積替えを含む。 □③運搬(保管・積替えを含む。) □④□運搬(荷卸しに限る。)				□	□
江戸川	□普通ごみ □しさ・ふさ □医療廃棄物	□道路・公園ごみ □汚でい、□動物死体 □居家電	□①収集・運搬(保管・積替えを除く。 □②収集・運搬(保管・積替えを含む。 □③運搬(保管・積替えを含む。) □④□運搬(荷卸しに限る。)				□	□

※1 申請する一般廃棄物の種類の□にレ印をつけること。
 ただし、普通ごみは許可を申請する区内に継続的な作業場所がない場合は、申請不可。

※2 申請する事業の区分の□にレ印をつけること。
 ただし、保管・積替え設所在区以外の区では、②③の申請不可。

※3 区長の指定する処理施設へ搬入する場合は「[区]」の□にレ印をつけること。
 その他の運搬先がある場合は、具体的な施設名を記入すること。

一般廃棄物処分業許可申請書

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
 豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可番号 第 号

当該特別区における根拠規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

取り扱う一般廃棄物の種類		処分（最終処分を除く。） 又は最終処分の区別	
処分の方法		処分（最終処分を除く。） の場合は、処分先	
主たる事務所以外の事務所及び事業場の名称及び所在地		一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）	種類： 数量： 設置場所： 処理能力：
従業員数	役員 事務員 運転手 作業員 合計	人 人 人 人 人	
作業計画			

*一般廃棄物処分業の許可を申請する区を○で囲むこと。

一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書

年　　月　　日

千代田　中央　港　新宿　文京　台東　墨田　江東
品川　目黒　大田　世田谷　渋谷　中野　杉並
豊島　北　荒川　板橋　練馬　足立　葛飾　江戸川　区長様

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

当該特別区における根拠規定により、一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

許可番号	第　　号	
変更内容	新	
	旧	
変更に係る事業の用に供する運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量		
変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容		
変更理由		
変更予定年月日		年　　月　　日

*一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を申請する区を○で囲むこと。

一般廃棄物処分業変更許可申請書

年　　月　　日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
 豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川　区長様

申請者　住 所

氏 名　　印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

当該特別区における根拠規定により、一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、
 関係書類を添えて、次のとおり申請します。

許 可 番 号	第 号
変 更 内 容	新
	旧
変更に係る事業の用に供する一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力 (当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量)	
変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容	
変 更 理 由	
変 更 予 定 年 月 日	

*一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を申請する区を○で囲むこと。

変更承認申請書

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
 豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

申請者 住 所

氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

第 号で許可を受けた 一般廃棄物収集運搬業 について、下記のとおり変更したいので、

当該特別区における根拠規定により、変更の承認を申請します。

変更事項		
変更内容	新	
	旧	
変更理由		
変更予定年月日		年 月 日

*変更の承認を申請する区を○で囲むこと。

備考

添付書類は一般廃棄物処理業の手引を参照のこと。

変更届

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
 豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

申請者 住 所

氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

第 号で許可を受けた 一般廃棄物収集運搬業 について、下記のとおり変更しましたので、
 一般廃棄物処分業

当該特別区における根拠規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変更事項		
変更内容	新	
	旧	
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

*変更を届出る区を○で囲むこと。

備考

添付書類は一般廃棄物処理業の手引を参照のこと。

欠格要件に係る届出書

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
 豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

第 号で許可を受けた 一般廃棄物収集運搬業 について、下記のとおり欠格要件に該当する
 一般廃棄物処分業

こととなつたため、当該特別区における根拠規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
該当欠格要件	
欠格要件該当事由	
欠格要件該当日	年 月 日

*許可を受けている区を○で囲むこと。

業 の 廃 止 届

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
 豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業について、下記のとおり廃止したので、
 当該特別区における根拠規定により、次のとおり届け出ます。

廃止する業務	収集運搬業 • 処分業
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

*業を廃止する区を○で囲むこと。

備 考

- 1 許可証を併せて返納すること。
- 2 特別区におけるすべての許可区で業を廃止した場合は、許可しているすべての運搬車について、許可表示を抹消した写真を添付すること。

許可証再交付申請書

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物処分業 の許可証を(紛失・き損)したので、当該特別区における根拠規定により、

下記のとおり許可証の再交付を申請します。

記

1 許可番号 第 号

2 紛失・き損年月日 年 月 日

3 紛失・き損理由

*許可証の再交付を申請する区を○で囲むこと。

※き損した場合にあっては、き損した許可証を返納すること。

区 一般廃棄物処理実績報告書 (年度)

住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () 担当者氏名
許可番号 区一廢第 号

年度の一般廃棄物の処理について、次のとおり報告します。

許可区分	取り扱い一般廃棄物の種類 (3. 31現在)	収集・運搬量の搬入先内訳(処分業にあつては処分先内訳)			運搬車両等の種類・数量 (3. 31現在)	運搬車両等の種類・数量 (3. 31現在)	焼却残さ物等の搬入先別内訳 (E=F+G)	焼却残さ物等の搬出量 (F)	焼却残さ物等の搬入先別内訳 (G)
		搬入先の名称 及び所在地 (1)	搬入先の名称 及び所在地 (2)	(B) 区長の指定する処理施設	(C) 自己施設	(D) その他の処分業者等の施設			
月 別	収集・運搬量 (あつては 受入量) (A=B+C+D)	埋立	焼 却	そ の 他	埋 立	そ の 他	埋 立	焼 却	そ の 他
4月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
5月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
6月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
7月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
8月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
9月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
10月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
11月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
12月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
1月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
2月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
3月	t	t	t	t	t	t	t	t	t
合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t

注 1 この報告書は、前年の4月1日から本年3月31までのものを、4月30日までに提出すること。

注 2 小数第2位まで記入すること。

注 3 「取り扱う一般廃棄物の種類ごとに集計すること。」

注 4 「自己物・産業廃棄物及び再生利用の目的となる廃棄物(古紙、古繊維等)は、集計に含めないこと。」

注 5 「区長の指定する処理施設」欄のうち「その他」欄は、作業所、中防不燃ごみ処理センター、中防破砕施設等をいう。」

区別一般廃棄物処理量実績調査票（年度分）

許可番号 区一廃第

号

取り扱う一般廃棄物の種類														
埋立	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷	
	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
	11													
	12													
	1													
	2													
	3													
計														
焼却	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷	
	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
	11													
	12													
	1													
	2													
	3													
計														
その他	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷	
	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
	11													
	12													
	1													
	2													
	3													
計														
民間	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷	
	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
	11													
	12													
	1													
	2													
	3													
計														

注 1 「取り扱う一般廃棄物の種類」ごとに集計すること。

2 数値の単位は、「t(汚でいの場合はkℓ)」とし、小数第2位まで記入すること。

3 「埋立」、「焼却」、「その他」欄は、実績報告書【様式No.10】の「(B)区長の指定する処理施設」欄の各項目の数量を記入すること。

4 「民間」欄は、実績報告書【様式No.10】の「自己施設」及び「その他処分業者等の施設」欄の合計量を記入すること。

5 自己物、専ら物(古紙、古繊維等)及び産業廃棄物については、集計に加えないこと。

様式No.11－2

許可番号 区一廃第

号

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書

下記の者は、 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処分業 について法定代理人から営業を許され、成年者と同一の行為能力を有していることを申し出ます。

記

1 申請者の住所

2 申請者の氏名

年 月 日

申出人 住所

氏名 印

申請者との関係

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

*申出書を提出する区を○で囲むこと。

欠格条項に該当しない者である旨の誓約書

当該特別区における根拠規定により、申請者、下記申請者の役員、政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、欠格条項に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者名)

印

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長 様

役職名 (担当業務)	氏 名	住 所

(申請者の役員 (会計参与・監査役・監事含む)、政令第4条の7に定める使用人、法定代理人の名簿)
*誓約書を提出する区を○で囲むこと。

事業開始資金及び調達方法

1 資金総額

円

2 調達方法

自己資金	円
金融機関等からの借入	円
株式発行	円
社債発行	円
計	

資 産 調 書

1 固 定 資 產

(単位：千円)

項 目	所 有	非 所 有
	評価額・購入額	月 支 払 額
建 物		
土 地		
車両		
機 械 ・ 装 置		
合 計		

(注) 土地、建物の評価額は、固定資産税の評価額である。

2 流 動 資 產

(単位：千円)

項 目	
現 金 ・ 預 貯 金	
手 形	
有 価 証 券	
売 掛 金	
合 計	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

印

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

住所 _____

氏名 _____ 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表の氏名)

一般廃棄物処理委託証明書

当事業所から排出する一般廃棄物について、_____が
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、下記のとおり収集運搬を委託することを証明
いたします。

記

1 排出場所名称 _____

2 排出場所住所 _____

3 委託する一般廃棄物の種類 _____

4 月間推定排出量 _____ t/月

5 月間推定収集回数 _____ 回/月

6 契約単価 _____ 円/kg

*証明書を提出する区を○で囲むこと。

増 加	減 少
-----	-----

作業場所及び処理量

区

取り扱う一般 廃棄物の種類 ※ 該当する廃棄物の 種類に○を付ける。	普通ごみ	道路・公園 ごみ	しさ・ふさ	汚でい	動物死体	医療廃棄物
---	------	-------------	-------	-----	------	-------

名 称	所 在 地 (町丁目番号)	契約単価 円/kg	収 集 量 t/月	収集回数 回/月	収集開始 年 月	契約前の 収集形態
排出場所コード						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
小 計	力所	t				
合 計	力所	t				

- 注 (1) 区ごとに用紙を分けて記入すること。
(2) 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに用紙を分けて記入すること。
(3) 「排出場所コード」欄は、収集量が月3t以上の作業場所（マニフェスト適用対象事業者）は必ず記入すること。
(4) 所在地は、町丁名から記入すること。
(5) 「契約前の収集形態」欄は、作業場所増加の届出時は必ず記入すること。
(6) 作業場所の増加又は減少に伴う変更届に添付する場合には、

増加	減少
----	----

のいずれかに○をすること。
(7) 作業場所の減少の場合は、「名称」・「所在地」欄のみ記入すること。
(8) 更新の際は、「収集開始月」欄の記入は不要です。
(9) 契約単価は、消費税等を含んだ額を記入すること。

普通ごみ区別届出ごみ量一覧

No.	区名	作業場所数(所)	届出ごみ量(t/月)	備考
1	千代田			
2	中央			
3	港			
4	新宿			
5	文京			
6	台東			
7	墨田			
8	江東			
9	品川			
10	目黒			
11	大田			
12	世田谷			
13	渋谷			
14	中野			
15	杉並			
16	豊島			
17	北			
18	荒川			
19	板橋			
20	練馬			
21	足立			
22	葛飾			
23	江戸川			
合計				

※ 作成上の注意事項

- 1 普通ごみの収集・運搬についてのみ記入すること。
- 2 この一覧表に記載する各区の数値は、申請の際に添付した「作業場所及び処理量【様式No.18】」の合計欄の数値と一致すること。

器材一覧表

氏名(会社名)

No.	種類(ダンプ車、バキューム車等の区別)	積載量 (t)	車両番号 (船鑑札番号)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

業務経歴書

氏名(会社名)

現在行っている業務 ※法人の場合は、定款の業務目的に限らない。			
関連業務の許可状況	東京都産業廃棄物収集・運搬業 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> 施設が東京都内及び 関東近県に所在する ものに限る。 </div>	許可番号： 取扱い廃棄物の種類： 所在地：	許可自治体： 取扱い廃棄物の種類： 処分の区別：中間処理・最終処分 施設の種類：焼却・破碎・圧縮・その他（ ） 処理能力：日量 トン 所在地：
	東京都特別管理産業廃棄物収集・運搬業	許可番号： 取扱い廃棄物の種類： 所在地：	許可自治体： 取扱い廃棄物の種類： 処分の区別：中間処理・最終処分 施設の種類：焼却・破碎・圧縮・その他（ ） 処理能力：日量 トン 所在地：
	特別管理産業廃棄物処分業 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> 施設が東京都内及び 関東近県に所在する ものに限る。 </div>	訸可取得年月日： 業者番号：	
	再生資源取扱業	業の形態：回収業・建場業・直納問屋・その他（ ） 取扱品目：古紙・あき缶・びんカレット・その他（ ） 廃棄物再生事業者登録：有 無	
	他の自治体の許可取得状況（自治体名）		
	備考	その他必要な事項（別紙のとおり）	

業務経歴書（別紙）

住 所	〒 一
ふりがな 申請者名	※法人の場合は名称
ふりがな 代表者名	※法人のみ
許可番号	第 号
最寄駅	線 駅から 徒歩 • バス

■事務担当者（申請書類についての問合せ先）

担当者名	
T E L	
F A X	

※ 搬入先・処分先（現在又は予定する搬入先・処分先を記入してください。）

1 一般廃棄物（「指定処理施設」以外に搬入する場合記入してください。）

品目	搬入先・処分先名称	所在地

2 産業廃棄物

品目	搬入先・処分先名称	所在地

3 資源物

品目	搬入先・処分先名称	所在地
紙・段ボール		
缶等		
空きビン等		
古繊維		
その他		

※ 実績又は予定がない場合は、「なし」と記入してください。

排出場所及び処理量（処分業用）

区
枚中 枚目

処分施設の名称				処分施設の所在地			
排出場所の名称	所在地(町丁目番号)	一般廃棄物の種類	受入単価円/kg	受入量t/月	受入回数回/月	受入開始年月	施設への持込形態
							1 許可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 許可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 許可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 許可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訸可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訸可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訸可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訸可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訸可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訸可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訸可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訸可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訸可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訴可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訴可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訴可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
							1 訴可業者 2 自己持込 (業者名) (許可番号)
小計	カ所						
合計	カ所						

注 (1) 区ごとに、施設ごとに用紙を分けて記入すること。

(2) 所在地は町丁名から記入すること。

添付書類省略申出書

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
 豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

住所_____

氏名_____印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

下記の書類のうち○印を付したものは、内容に変更がないため、当該特別区における根拠規定により、添付の省略を申し出ます。

記

○印	書類の名称
	住民票の写し（個人）
	定款又は寄付行為（法人）
	登記事項証明書（法人）
	営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書（未成年者）
	印鑑証明書
	保管・積替施設に係る書類（収集運搬業）
	運搬先を証明できる書類（収集運搬業）
	車庫、洗車設備、けい船場に係る書類（収集運搬業）
	主たる事務所の案内図
	処分先を証明できる書類（処分業）
	一般廃棄物処理施設に係る書類（処分業）
	継続する作業場所の契約書（収集運搬業）

* 申出書を提出する区を○で囲むこと。

特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書

1 主たる排出者又は収集エリア（区）

* 小売店との委託契約書等があれば、写しを添付してください。

2 運搬先

* 搬入する予定のある指定引取場所及び中間集積所はすべて記載してください。

【指定引取場所】	
【中間集積所】	

3 保管・積替施設の所在地

* 施設を保有する場合のみ記載してください。

4 収集運搬料金

* リサイクル料金以外に排出者から徴する料金をすべて記載してください。

業者名		許可番号 (区一廃)	第 号
担当者		電話番号	

特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書

(年度分)

許可番号 区一廃第

号

工 ア コ ン	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	1												
	2												
	3												
	計												

テ レ ビ	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	1												
	2												
	3												
	計												

冷 蔵 庫 及 び 冷 凍 庫	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	1												
	2												
	3												
	計												

洗 濯 機 及 び 衣 類 乾 燥 機	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	1												
	2												
	3												
	計												

注 1 この報告書は、前年の4月1日から3月31日までのものを、4月30日までに提出すること。

2 各項目には取り扱った台数を記入すること。

3 産業廃棄物に該当する家電(事業者から排出された廃家電)については集計しないこと。

様式No.25-2

許可番号 区一廃第

号

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

(医療関係機関関係)

年　月　日

区長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名)

電 話

業者番号

医療関係機関収集届

医療関係機関より排出される事業系一般廃棄物の収集・運搬について、次のとおり届け出ます。

届出事由	
作業場所及び処理量 運搬車両	
収集開始年月日	

添付書類 1 医療廃棄物排出状況申告書(写)
2 中間処理施設等との契約書(写)
3 中間処理施設等所在地の行政機関の許可証(写)

受付欄

※

提出部数 1部

※ 印欄は、記入しないこと。

注意 この様式は区によって異なる場合もありますので、各区にお問い合わせください。

許可番号
住所
名称

(法人にあつては、主たる事務所の所在地・名称) 担当者 _____

区 医療廃棄物処理実績報告書 (年度分)

医療関係機関から排出された廃棄物の処理実績について、次のとおり報告します。

収集・運搬・処分の区分	○収集・運搬 ○処分(最終処分を除く)	廃棄物の内訳			運搬(処理)先の名称・所在地	① ②
		一般廃棄物の種類	○厨芥等 ○医療廃棄物			
医療関係機関名	感染性廃棄物 a(滅菌なし) b(非感染性廃棄物に処理前)	感染性廃棄物 c	非感染性廃棄物 d	非医療廃棄物	$e = a + b + c + d$ 計	感染性廃棄物(滅菌なし)の焼却残さ物等の排出量 f
(カ所)	計					

1 この報告は、毎年4月1日から翌年3月31日までのものをとりまとめ4月30日までに提出すること。

2 感染性廃棄物(滅菌なし)については、一般廃棄物の取り扱う種類が『医療廃棄物』の許可を取得している業者のみ取り扱える。

(医療関係機関関係)

医療廃棄物排出状況申告書

年 月 日

___区 ___ (清掃事務所) 長様

(申請者) 医療機関名

管理者氏名

印

所在地

電話番号

医療廃棄物等(一般廃棄物)の持込み処理をしたいので下記のとおり申告いたします。

申 請 欄	管理責任者の職氏名						
	業態及び規模		①病院 ②診療所(一般・歯科) ③検査機関 ④その他 ・国立・公立・私立の別(該当を○で囲む。)		・従業員数 人		
	発生する一般廃棄物の種類及び排出日量		種類	kg	kg	kg	kg
	上記のうち区長の指定する処理施設へ持込を申請する種類及び日量 ※感染性廃棄物は区長の指定する処理施設に持込みできません。		種類	kg	kg	kg	kg
	感染性廃棄物の前処理方法		①焼却 ②オートクレーブ ③乾熱滅菌 ④煮沸(15分以上) ⑤その他 ※②~⑤の方法により滅菌する場合は、さらに破碎する等により滅菌したことを明らかにします。				
	持込予定回数及び量		1週間あたり回数 回			1回あたり持込量 kg	
	持込形態		①自己持込	②委託	①継続持込	②一時持込	
	委託先	処理業者名称 代表者 所在地・電話番号 許可番号	区許可 号				
	持込使用台数 持込車両の車両番号		台数	車両番号	車種	積載量	
	遵守事項		①感染性廃棄物は、非感染性廃棄物に処理した後、持込みます。 非感染性廃棄物に処理しない場合は専門業者に委託します。 ②廃棄物をいれた容器、袋には、区の指定したステッカーを貼付して持込みます。 ③その他、区の処理計画に従って、廃棄物を持込みます。				

※ この申告書は医療関係機関が廃棄物を自ら区長の指定する処理施設に持込む場合又は処理業者に処理を委託する場合に、事前に確認を受けるものです。

なお、実際の搬入にあたっては、清掃一組の持込承認を受ける必要があります。

医療廃棄物排出状況確認書
様

上記の申告について下記のとおり認定いたします。

___区 ___ (清掃事務所) 長

認定欄	持込先 認定年月日 有効期間 持込形態	清掃工場 年月日 年月日 ~ 年月日 自己持込み	中防処理施設 年月日 年月日 ~ 年月日 委託先()	最終処分場
-----	------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	-------

注意 この様式は区によって異なる場合もありますので、各区にお問い合わせください。

(医療関係機関関係)

医療廃棄物排出状況変更届

年 月 日

_____区_____ (清掃事務所) 長 様

(申請者) 医療機関名

管 理 者 印

所 在 地

電話番号

年 月 日付で認定を受けた医療廃棄物等（一般廃棄物）の持込みについて、下記のとおり委託先を変更しましたので届出いたします。

持込先 認定年月日 有効期間	清掃工場 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日	中防処理施設	最終処分場
変更後の委託先			
処理業者名称 代表者 所在地・電話番号 許可番号	区許可 第 号		
変更前の委託先			
処理業者名称 代表者 所在地・電話番号 許可番号	区許可 第 号		
備考	受付欄		
1 添付書類 ① 医療廃棄物排出状況確認書（写） ② 一般廃棄物処理業者との契約書（写）	※		
2 提出部数 2部			

※印欄は、記入しないこと。

注意 この様式は区によって異なる場合もありますので、各区にお問い合わせください。

(汚でい関係)

作業場所届

	作業場所の名称	作業場所の所在地 (連絡先電話番号)	種類		槽の容量 m ³	処理量 kℓ	処分先 及び 搬入先
			汚水槽	合併槽			
1		TEL					
2		TEL					
3		TEL					
4		TEL					
5		TEL					
6		TEL					
7		TEL					
8		TEL					
9		TEL					
10		TEL					
11		TEL					
12		TEL					
13		TEL					
14		TEL					
15		TEL					
計	カ所						

廃棄物継続持込承認申請書

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

申請者 〒 —
 (持込者) 住 所
 名 称
 代表者名 印
 電話番号
 F A X

事業系一般廃棄物の継続持込みの承認を受けたいので東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則第3条の第2項の規定に基づき、関係書類を添付して次のとおり申請します。

事業者コード						持込区分	<input type="checkbox"/> 訸可業者持込み（区一廃 第 号） <input type="checkbox"/> 自己持込業者
--------	--	--	--	--	--	------	--

連絡先	部署	担当者	電話
-----	----	-----	----

廃棄物の種類	許可業者持込み	中防	<input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 弁当がら等 <input type="checkbox"/> 都道清掃ごみ <input type="checkbox"/> 道路公園ごみ <input type="checkbox"/> 皮革関連廃棄物
		清掃工場	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ（ <input type="checkbox"/> 廚芥 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず） <input type="checkbox"/> 医療廃棄物 <input type="checkbox"/> 皮革関連廃棄物 <input type="checkbox"/> 道路公園ごみ <input type="checkbox"/> しさ
	自己持込み	中防	<input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 植木くず <input type="checkbox"/> 畳くず <input type="checkbox"/> その他（ ）
		清掃工場	<input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 植木くず <input type="checkbox"/> 畳くず <input type="checkbox"/> 野菜・花くず <input type="checkbox"/> その他（ ）

持込予定（平均）	回数	回／週	予定量	kg／日
----------	----	-----	-----	------

持込車両	申請台数計 _____ 台 (欄が足りない場合は別紙に記入)					
	No.	車両番号	車種	車両重量	改造の有無	コンテナの有無
	1			kg	無・有	無・有（ 個 No. ）
	2			kg	無・有	無・有（ 個 No. ）
	3			kg	無・有	無・有（ 個 No. ）
	4			kg	無・有	無・有（ 個 No. ）
	5			kg	無・有	無・有（ 個 No. ）

許可区	許可区計 _____ 区 ※継続持込み <input type="checkbox"/> 新規：許可のある区 <input type="checkbox"/> 更新：許可更新予定区及び引き続き許可のある区									
	<input type="checkbox"/> 千代田区	<input type="checkbox"/> 中央区	<input type="checkbox"/> 港区	<input type="checkbox"/> 新宿区	<input type="checkbox"/> 文京区	<input type="checkbox"/> 台東区				
	<input type="checkbox"/> 墨田区	<input type="checkbox"/> 江東区	<input type="checkbox"/> 品川区	<input type="checkbox"/> 目黒区	<input type="checkbox"/> 大田区	<input type="checkbox"/> 世田谷区				
	<input type="checkbox"/> 渋谷区	<input type="checkbox"/> 中野区	<input type="checkbox"/> 杉並区	<input type="checkbox"/> 豊島区	<input type="checkbox"/> 北区	<input type="checkbox"/> 荒川区				
	<input type="checkbox"/> 板橋区	<input type="checkbox"/> 練馬区	<input type="checkbox"/> 足立区	<input type="checkbox"/> 葛飾区	<input type="checkbox"/> 江戸川区					
	(注) 該当する□にレ点を記入してください。									

廃棄物継続持込承認変更届

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

申請者 〒 一
 住 所
 名 称
 代表者名
 電話番号
 FAX

印

次のとおり廃棄物継続持込承認申請書の記載事項等を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

事業者コード			持込区分	<input type="checkbox"/> 許可業者持込み (区一廢 第 号) <input type="checkbox"/> 自己持込み	
変更理由					
変更事項	変更前		変更後		
住所・名称・代表者名・印鑑・電話番号・FAX・送付先の変更					
持込承認廃棄物の変更					
車両重量の変更	車両番号	車両重量	車両重量	空車計量	
				有・無	
代替車両の減車 増車 (コンテナの変更を含む。)	種別	車両番号	コンテナNo.	種別	車両番号
	減車			増車	

添付書類：東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物継続持込承認基準において定めるもの

代車等使用申請書

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者様

申請者 〒 一
 住 所
 名 称
 代表者名 印
 電話番号
 F A X

下記の車両について、東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱第18条の規定により、代車等の使用承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業者コード				持込区分	<input type="checkbox"/> 許可業者 (区一廢 第号) <input type="checkbox"/> 自己持込み
申請理由 (該当のものに○)	<ul style="list-style-type: none"> ・車検時の代車 ・故障時の代車 ・代替のため一般廃棄物継続持込承認カード等作成中 ・車両重量変更のため一般廃棄物継続持込承認カード等作成中 ・その他 				
承認されている車両	車両重量	車検・空車 kg			
	自動車登録番号				
	車種				
代車等で使用する車両	重量の算定方法 (該当に○)	車 檢 • 空 車			
	自動車登録番号				
	車種				
申請期間	年 月 日 から		年 月 日まで		

注)

- (1) 代車等で使用する車両の自動車検査証の写し（ただし、電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項）及び、該当車両は空車計量証明書の写しを添付すること。
- (2) 代車等が承認された場合には、代車等使用前の承認車両の一般廃棄物継続持込承認カード等は、使用しないこと。
- (3) 承認期間内に使用の必要がなくなった場合には、速やかに東京二十三区清掃一部事務組合に報告とともに、代車使用を中止し、一般廃棄物継続持込承認カード又は代車等使用承認書を返還すること。

廃棄物搬入先新設・変更要望書

年　月　日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

事業者コード _____
許可番号 _____
会社名 _____
代表者名 _____

印

下記のとおり、搬入先の（新設・変更）を要望します。

記

変更理由 _____

変更内容 （新設または変更になる工場のみ記入して下さい）

▽ 平日

現 搬入先	工場	工場	工場
搬入量	t／日	t／日	t／日
新 搬入先	工場	工場	工場
搬入量	t／日	t／日	t／日

▽ 日曜

現 搬入先	工場	工場
搬入量	t／日	t／日
新 搬入先	工場	工場
搬入量	t／日	t／日

変更時期 年　月　日から
 備考 _____

担当者名 _____
電話番号 _____

空車計量申請書

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者様

持込区分 許可業者・自己持込み

事業者コード	
--------	--

(申請者) 住所

名称 印

代表者名

電話番号

下記車両の空車の計量を行いたいので、東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱実施細目第4条の規定に基づき、関係書類を添付して次のとおり申請します。

自動車登録番号 又は車両番号						
車体の形状 (該当のものに○)	1 塵芥車 2 ダンプ車 3 コンテナ車 4 平ボディ車 5 その他					
既に承認されている車両はその承認期間	年 月 日～ 年 月 日					
申請理由 (該当のものに○)	1 特殊な車両構造及び貨物積載装置の車両のため (コンテナ車、車両総重量10t以上等) 具体的に記入 (コンテナ車の場合は空車計量をする車両のコンテナ番号を記入すること)					
	2 自動車本体に固定した改造、補強、補修を行ったため					
	改造箇所					

- 添付書類 (1) 自動車検査証の写し(ただし、電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項)
 (2) 自動車のカラー写真(正面、側面、斜め後方から撮ったもの、上記申請理由2に該当する車両は改造、補強又は補修を行った箇所を撮ったもの)

継続持込承認書・継続持込承認カード紛失・毀損届兼再交付申請書

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

申請者 〒 一

住 所

名 称

代表者名

印

電話番号

F A X

廃棄物継続持込承認書

一般廃棄物継続持込承認カード

を紛失・毀損したので、以下のとおり届け出ます。また、再交付を

申請します。

事業者コード		持込区分	<input type="checkbox"/> 許可業者持込み (区一廃 第 号) <input type="checkbox"/> 自己持込み
紛失・毀損したもの	(1) <input type="checkbox"/> 廃棄物継続持込承認書 (2) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物継続持込承認カード (枚)		
(2)の場合の内訳	自動車登録番号		
	車種		
紛失・毀損年月日	年 月 日		
紛失・毀損の理由等 (具体的に記入すること。)			

(注)

- ・該当する□にレ点を記入してください。
- ・毀損した場合にあっては、毀損した廃棄物継続持込承認書、一般廃棄物継続持込承認カードを返還すること。

廃棄物継続持込廃止届

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

申請者 〒 —
 住 所
 名 称
 代表者名
 電話番号
 F A X

印

事業系一般廃棄物の継続持込みを廃止したので、次のとおり届け出ます。

事業者コード						持込区分	<input type="checkbox"/> 許可業者持込み (区一廢 第 号) <input type="checkbox"/> 自己持込み
廃止年月日	年 月 日						
廃止の理由							
添付書類等	廃棄物継続持込承認書 継続持込承認カード				受付印		

(注) 該当する□にレ点を記入して ください。

年　月　日

区長 様
 (清掃事務所長)

排出事業者（所有者等）

住所

氏名

印

(法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

マニフェスト適用対象事業者届

次の排出場所は、マニフェスト適用対象事業者の基準に該当するので、
 票の取扱いに関する要綱第 一条の規定により次のとおり届け出ます。

区一般廃棄物管理

排出場所 (名称は氏名、店名、事業所名等 の建築物名称を記入する。)	名称 所在地		
廃棄物管理責任者*	選任・不在 (どちらかに○) 氏名		
事務担当者名 (排出場所の担当者を記入)	所属 氏名 電話		
平均排出回数	回／月	推定排出量	kg／月
建築物延床面積	m ²	一般廃棄物収集運搬業者名 (業者委託している場合)	区一廢第一号
建築物の主な用途 (該当するもの1つに○)	01.事務所 02.雑居ビル 03.店舗 04.ホテル・旅館 05.病院 06.学校 07.百貨店 08.スーパー 09.官公庁 10.倉庫 11.文化・体育施設 12.公園 13.遊園地 14.駅 15.その他 ()		

清掃事務所記入欄	
排出場所コード	受付欄
.....	

- * 廃棄物管理責任者の設置は、建築物の延床面積が 1,000 m²以上の場合に必要です。
- * 廃棄物管理責任者の設置が必要ない排出場所の場合は、不在に○を付け現場責任者を記入してください。

マニフェスト発行対象事業者名簿

許可番号		受託種別（該当に○表示）							
収集運搬業者名									
許可一般廃棄物の種類									
排出場所コード	排出事業者名	厨 芥	紙 ず	木 ず	繊 ず	燃 灰	却 残	道路・公園 ごみ	しき ・ふさ

(注) 1 収集運搬業者は、この名簿を作成のうえ、車両ごとに携帯すること。

なお、区、清掃協議会及び指定処理施設の係員にこの名簿の提示を求められた場合には、それに従うこと。

2 収集運搬業者は、マニフェストによる運搬物がこの名簿の排出事業者の受託種別の廃棄物に該当するかを確認のうえ、指定処理施設に運搬すること。

宛先 区長

年月日

住所 氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)電話番号 ()
浄化槽清掃実績報告書(単独分・合併分)

年度浄化槽清掃実績を、次のとおり報告します。

搬入先 月	品川清掃作業所			計			
	清掃件数(件) 届出済	搬入量(kl) その他	清掃件数(件) 届出済	搬入量(kl) その他	清掃件数(件) 届出済	搬入量(kl) その他	清掃件数(件) 届出済
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
計							
合計							

(注) 1 この報告書は、毎年、前年4月1日から3月31日までのものを4月30日までに提出すること。

2 この報告書は、単独式浄化槽と合併式浄化槽で各一部ずつ提出すること。

3 報告期限までに提出がない場合または虚偽の報告をした者は、浄化槽法第64条の規定により、処罰されることがあります。

一般廃棄物の収集・運搬等に関する契約書

年 月 日
 取入印紙

(排出事業者)

住所

印

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

作業場所	所在地
運搬(処分)先	
排出場所コード	

(収集・運搬業者)

住所

印

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

排出事業者
(以下「乙」という。)は、事業系一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の収集・運搬に関する契約を締結する。(乙の事業範囲)
第1条 乙は、この契約の締結にあたり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を通知するとともに変更後の許可証の写しを甲へ提出する。

(廃棄物の種類及び数量)

第2条 甲が、収集・運搬を委託する廃棄物の種類、予定数量及び収集・運搬料金は次のとおりとする。

廃棄物の種類	予定数量(月量)	kg／月
収集・運搬料金	1kgにつき	円(消費税及び地方消費税を含む。)

(マニフェスト)

第3条 甲は、廃棄物を1日平均100kg(月量3t)以上排出し、乙に委託して区長の指定する処理施設(以下「指定処理施設」という。)へ運搬させる場合、一般廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を使用するものとする。

- 2 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し、乙に交付するものとする。
 3 乙は、前項の当該マニフェストを廃棄物とともに指定期施設に回付するとともに、廃棄物を指定処理施設に搬入する都度、マニフェストB票、D票に指定処理施設の受領確認印を受け、D票を甲に返送するとともに、B票を保管する。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。また、期間満了の1カ月前までに甲乙いずれも異議がない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後についても同様とする。ただし、乙が作業場所在区の許可を喪失した場合は、本契約は自動的に解除するものとする。

(法の遵守)

第5条 乙は、廃棄物の處理及清掃に関する法律、関係法令、各特別区条例及び行政指導等(以下「法令等」という。)を遵守して廃棄物の収集・運搬を行わなければならない。

(義務と責任)

第6条 甲は、法令等に基づき、不要物を一般廃棄物、産業廃棄物、有価物、危険物等に分別するとともに、適正に保管・管理しなければならない。

2 乙は、甲から処理を委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から、指定処理施設への搬入まで、法令等に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。

3 乙は、甲に委託された業務を終了する都度、遅滞なく処理伝票等を発行し、甲に収集量、運搬先などを報告しなければならない。ただし、処理伝票等は、マニフェストD票をもって代えることができる。

(損害賠償)

第7条 業務の遂行にあたり、乙又はこの従業員の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその賠償の責任を負う。ただし、甲が故意又は過失により、物品機材等を廃棄物保管場所に置き、乙が廃棄物として処理するなどし損害が発生しても、乙は責任を負わないものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、甲から処理を委託された廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。

(内容の変更)

第9条 甲及び乙は、必要があるときは委託契約の上で、契約内容を書面で定め、その書面を本書に添付するものとする。数量の変動等については、甲乙協議の上で、契約内容を変更することができる。ただし、契約期間及び予定期間及び予定期間の違反するときは、契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するときは、契約の解消

第10条 甲又は乙は、この契約の解消

この契約を解消できる。

2 前項の規定又は法令等の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

(協議)

第11条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、法令等の定めに基づき、誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約締結の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

備考欄

仮設便所のし尿の収集・運搬等に関する契約書

(以下「甲」という。)と
し尿の処理業務に関し次の通り契約を締結する。

<作業場所>

所 在 地	<hr/>	<hr/>	<hr/>
仮設便所の数量	$k\ell \cdot m^3 \times$	個 =	$k\ell \cdot m^3$
運 搬 先	<hr/>		

(業務内容)

第1条 乙は、作業場所から発生するし尿を収集し、特別区の許可した運搬車で区の許可した運搬先に運搬する。

2 乙は、し尿を収集・運搬する都度、処理伝票を発行し、甲に収集量及び運搬先等を報告する。

3 乙は、第1項の業務以外に、〔
〕業務を行う。

(業務遂行)

第2条 乙は、第1条の業務の遂行にあたり、作業員の風紀、衛生及び作業規律を守り、甲の設備、器物等の財産の破損防止及び危険防止に留意する。

(法の遵守)

第3条 乙は、し尿の処理にあたり、関係する諸法令等を遵守する。

(収集・運搬等の料金)

第4条 第1条第1項の業務により甲が乙に支払うべき収集・運搬料金は、1kg又は1リットルにつき 円とする。

2 第1条第3項の業務により甲が乙に支払うべき料金は、〔
〕につき 円とする。

(契約料金の変更)

第5条 経済事情に著しい変動があったとき、し尿処理量に著しい増減あったとき等の正当な事由があるときは、甲乙間で協議の上、前条の契約料金を変更することができるものとする。

(損害賠償)

第6条 業務の遂行にあたり、乙の過失により甲に損害を及ぼしたときは、乙はその賠償の責任を負う。

(契約期間)

第7条 本契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、乙が特別区の一般廃棄物収集運搬業の許可を喪失した場合及び乙が事業停止の処分を受けた場合は、本契約は自動的に解除するものとする。

(契約の解除)

第8条 前条によるもののほか、甲、乙、いずれかの都合により、本契約の解除を必要とするときは2ヵ月以前に文書をもって通知する。

(契約外の事項)

第9条 本契約に定めのない事項又は、各条項の解釈につき疑義を生じたときは、甲、乙が各々誠意を持って協議し解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各記名押印の上、各1通保有する。

年 月 日

甲 (排出事業者) : _____

乙 (一般廃棄物処理業者) : _____

運 転 日 報

年 月 日 () 天候 ()	会社(業者)名			
運転者名	自動車登録番号		車種	
出庫時間	出庫時メーター	km	帰庫時間	帰庫時メーター

(作業場所ルート明細)

番号	収集時間	作業場所		収集量		マニフェスト 伝票の有無	その他の収集	備考
		所在地	名称	重量(kg)	袋(個)			
1						有無		
2						有無		
3						有無		
4						有無		
5						有無		
6						有無		
7						有無		
8						有無		
9						有無		
10						有無		
11						有無		
12						有無		
13						有無		
14						有無		
15						有無		
16						有無		
17						有無		
18						有無		
19						有無		
20						有無		
収集量合計						枚		

(処理施設への搬入状況)

処理施設の名称	計量値 (処分量)	搬入時間	作業場所の内訳
	t		
	t		
	t		

指定処理施設確認

見本No.6

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長 様

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

許可番号 第 号

確 約 書

今回、**変更届** の提出にあたり、旧車両は、**承認申請書** とします。

については、新車両に係る清掃一部事務組合の持込承認後、直ちに旧車両に係る許可表示を抹消した後の写真を 年 月 日までに提出することを確約します。

旧車両ナンバー _____

*確約書を提出する区を○で囲むこと。

見本No.7

(汚でい関係)

年 月 日

所在 地

名 称

代表者名

印

同 意 書

当事業所は、下記建物の排水槽から排出されるし尿混じりのビルピット汚でいの処理について、(業者名) _____ に処理を委託することに同意します。

記

1 建物の名称及び所在地

2 排水槽等の種類

(汚水槽、合併槽の区分)

3 排水槽の容量

4 委託期間 年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

増車理由書

1 増車理由

- ・作業場所が増加するため。

増加作業場所 _____

増加倍数 _____ 件 増加見込運搬量 _____ t／月

- ・作業上特別な運搬車が必要なため。

理由 _____

作業場所名称 _____ 車種等 _____

- ・過積載対策

- ・その他（具体的に記入する。）

2 増車台数 _____ 台（稼動運搬車 台、予備車 台）

3 最近3か月の運搬量一覧（※記入にあたっては下記を必ず参照してください。）

車両番号	___月	___月	___月	計	車種
合 計					

- ・最近3ヶ月の運搬量一覧は、取り扱う一般廃棄物が『普通ごみ』の場合のみ記入すること。
- ・『普通ごみ』を扱う車両は全て記入すること。（食品リサイクルや、民間施設搬入も含む。）
- ・運搬量はt単位で小数点第1位まで記入すること。
- ・枠内に記入しきれない場合は、別紙【見本No.8－2】を併せて提出すること。
- ・車種は塵芥車、コンテナ車、ダンプ車等と記入し、稼動運搬車のみ記入すること。予備車を稼動車の代車として使用した場合は、予備車（代車）と記入し、その分の運搬量を記載すること。

業者名			許可番号 (区一廃)	第	号
担当者			電話番号		

最近3か月の運搬量一覧（別紙）

車両番号	処理量			計	車種
	___月	___月	___月		
合 計					

- ・増車理由書（見本No.8-1）の枠内に記入しきれない場合のみ、増車理由書と併せて提出すること。
- ・『普通ごみ』を扱う車両は全て記入すること。（食品リサイクルや、民間施設搬入も含む。）
- ・取り扱う一般廃棄物が『普通ごみ』の場合のみ記入すること。
- ・運搬量はt単位で小数点第1位まで記入すること。
- ・車種は塵芥車、コンテナ車、ダンプ車等と記入し、稼動運搬車のみ記入すること。予備車を稼動車の代車として使用した場合は、予備車(代車)と記入し、その分の運搬量を記載すること。

業者名			許可番号 (区一廃)	第 号
担当者			電話番号	

指定処理施設以外へ搬入する場合の作業計画書

事業系一般廃棄物を指定処理施設以外に持込む場合に提出してください（廃家電の収集・運搬をする場合を除く。）。なお、この計画により、作業場所や運搬車両、運搬先の増加が生じる場合は、それぞれ必要な届・申請を行ってください。

1 収集エリア（区） _____

* この計画に関係する区名を記載してください。

2 作業場所 _____

* この計画に関係する作業場所（名称及び所在地）を記載してください。記載しきれない場合は、別紙でも構いません。

3 予定排出量 _____ t／月

* この計画で取り扱う一般廃棄物の予定排出量を記載してください。

4 使用車両 _____

* この計画で使用する車両を記載してください。容器等を使用して運搬する場合は、容器の写真を添付してください。

5 運搬先 _____

* この計画で運搬先となる施設（名称及び所在地）を記載し、運搬先の一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業許可証の写しを添付してください。

また、運搬先が食品リサイクル施設で、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律による廃掃法の特例を受ける場合は、再生利用事業登録証明書の写しを添付してください。

6 作業計画

* どのような状態で収集し処理施設に搬入するのか、またどのくらいの頻度で作業を行うのか、作業の流れを記載してください。必要に応じて、運搬先での処理工程も記載してください。

業者名	許可番号 (区一廃)		第 号
担当者		電話番号	

許可期限の短縮に係る申出書兼誓約書

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

申出者 住 所

氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可番号 第 号

東京二十三区清掃協議会との協議の結果、現在、当該特別区より受けている許可の期限を 年 月 日までに短縮したい旨、ここに申出ます。

なお、このことに伴い発生する、当該特別区から受けている一般廃棄物処理業の許可に係るすべての不利益については、これを享受し、このことについて、当該特別区及び東京二十三区清掃協議会に対して何ら不服申立て及び行政訴訟は行わないことを誓約します。

_____区長様

車両事故・故障報告書

会社名

許可番号

一般廃棄物収集運搬許可車両の 事故・故障について、以下のとおり報告いたします。
なお、一連の処理が終了次第、速やかに必要書類の提出を行います。

報告内容	<input type="checkbox"/> 車両故障 <input type="checkbox"/> 事故
発生日時	年　　月　　日 () 時　　分
発生場所	
車両ナンバー・ 車種、および 概ねの廃棄物積載量	
事故・故障等の 内容 (自走の可否・周辺環境への影 響の有無なども記載)	
保管・積替えをする場 合の所在地及び 予定期間	

※この報告は、事故・故障等により以下に該当した場合に提出してください。

- ① 廃棄物の保管・積替えを行う場合
- ② 廃棄物や汚水などを飛散させた場合
- ③ 第三者にけがを負わせた場合、または第三者とトラブルが生じた場合

※ 事故・故障の記録は運転日報等にも記載してください。

※ 必要に応じて、保管積替えを行う場所等の現地確認を行う場合があります。

※ この報告は、事故（故障）発生区、及び保管積替えを行う区（車両に廃棄物を載せたままの場合は車両の置いてある区）に提出してください。

各担当部署一覧 ※¹

(令和6年2月現在)

区	担当部署	〒・所在地	電話番号
清掃協議会	事業調整課 許可係	102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館12階	6238-0562~8
千代田	環境まちづくり部 千代田清掃事務所 ごみ減量指導係	101-0021 外神田 1-1-6	3251-0566
中央	環境土木部 中央清掃事務所 排出指導係	104-0031 京橋 1-19-6	3562-1524
港	環境リサイクル支援部 みなとリサイクル清掃事務所 許可指導担当	108-0075 港南 3-9-59	3450-8025
新宿	環境清掃部 ごみ減量リサイクル課 事業系ごみ減量係	160-8484 歌舞伎町 1-4-1	5273-4363
文京	資源環境部 リサイクル清掃課 清掃事業係	112-8555 春日 1-16-21	5803-1182
台東	環境清掃部 清掃リサイクル課 許可指導担当	110-8615 東上野 4-5-6	5246-1018
墨田	資源環境部 すみだ清掃事務所 啓発指導係	131-0032 東向島 5-9-11	3613-2229
江東	環境清掃部 清掃リサイクル課 清掃リサイクル係	135-8383 東陽 4-11-28	3647-9181
品川	都市環境部 品川区清掃事務所 許可指導係	141-0032 大崎 1-14-1	3490-7034
目黒	環境清掃部 清掃リサイクル課 管理調整係	153-8573 上目黒 2-19-15	5722-9572
大田	環境清掃部 清掃事業課 許可指導係	144-8621 蒲田 5-13-14	5744-1629
世田谷	清掃・リサイクル部 事業課 指導許可担当	156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎2階	6304-3263
渋谷	環境政策部 清掃リサイクル課 清掃事務所	150-0002 渋谷 1-2-17	5467-4300
中野	環境部 ごみゼロ推進課 ごみ減量推進係	165-0024 松が丘 1-6-3 リサイクル展示室内	3228-8257
杉並	環境部 ごみ減量対策課 管理係	166-8570 阿佐谷南 1-15-1	5307-0668
豊島	環境清掃部 ごみ減量推進課 計画調整グループ	170-0011 池袋本町 1-7-3 豊島清掃事務所2階	3981-1320
北	生活環境部 北区清掃事務所 事業管理係	114-0003 豊島 8-4-3	3913-3077
荒川	環境清掃部 清掃リサイクル推進課 管理計画係	116-0001 町屋 5-19-1	5692-6690
板橋	資源環境部 資源循環推進課 清掃事業係	173-8501 板橋 2-66-1	3579-2218
練馬	環境部 清掃リサイクル課 清掃事業係	176-8501 豊玉北 6-12-1	5984-1059
足立	環境部 ごみ減量推進課 業務係	120-8510 中央本町 1-17-1	3880-5302
葛飾	環境部 清掃事務所 事業調整係	124-0012 立石 5-13-1	3693-6113
江戸川	環境部 清掃課 清掃事業係	132-8501 中央 1-4-1	5662-8434

※¹組織改編等により変更になることがあります。

清掃協議会の案内図



《交通》

- 東京メトロ 東西線 飯田橋駅 A5 出口すぐ
- 東京メトロ 有楽町線 飯田橋駅 A2 出口徒歩 2 分
- 東京メトロ 南北線 飯田橋駅 A2 出口徒歩 2 分
- 都営地下鉄 大江戸線 飯田橋駅 A2 出口徒歩 2 分
- JR 中央・総武線 飯田橋駅 東口徒歩 5 分

【提出先・郵送先】

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館 12階

東京二十三区清掃協議会 事業調整課 許可係

(電話) 03-6238-0562・0563・0564・0565・0566・0567・0568

(FAX) 03-6238-0550

(メール) t23kyoka@union.tokyo23-seisou.lg.jp

令和6年2月発行
一般廃棄物処理業の手引

編集・発行 東京二十三区清掃協議会
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階
東京二十三区清掃協議会 事業調整課 許可係

電話 03(6238)0562・0563・0564・0565・0566・0567・0568
FAX 03(6238)0550
メール t23kyoka@union.tokyo23-seisou.lg.jp

